秋田市文化財保存活用地域計画

令和6年3月 作成 令和6年7月 認定

秋田市

はじめに

豊かな自然に恵まれた秋田市は、早くから南北の文化が交わる交流拠点としての役割を担い、古代城柵や近世城館など、それぞれの時代における地域の中枢となる施設が設置されるなど、北日本の中核となる都市として発展してきました。

このような歴史のなかで、育まれた有形、無形の個性豊かな文化遺産・文化財は、本市文化の基盤であり、シビックプライドとして郷土の誇りを育むとともに歴史と文化を生かした魅力あるまちづくりにつながる貴重な地域資源であります。

秋田市文化財保存活用地域計画は、文化遺産を守り支える地域コミュニティ等が人口減少、少子高齢などの課題に直面するなかで、市民と行政がその価値を共有し、一体となって保存・継承、活用を進めるネットワークを構築することを目的に作成したものであります。

作成にあたっては、これまでの調査研究成果を網羅的に再検証するとともに、太平地区、旭川地区において地域に密着した調査をモデル的に実施するなど、本市の歴史と文化の特性を踏まえた計画を目指し、取り組んでまいりました。

本市では、これまでも国指定史跡である秋田城跡、地蔵田遺跡の史跡公園整備や、 国指定名勝如斯亭庭園、県指定文化財旧松倉家住宅の修復整備などを行い、文化財の 保存と活用に努めるとともに、北前船や羽州街道など歴史ストーリーを活かした観光 振興を図るなど、文化遺産の継承と魅力あるまちづくりを進めてきたところであり ます。

本計画をマスタープランとして、文化遺産の未来への継承、活用の取り組みのさらなる強化に努めてまいりますので、幅広い関係団体や市民の皆様より、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の作成にあたりご指導、ご尽力を賜りました秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会および秋田市文化財保護審議会の皆様、文化庁をはじめとした関係機関、団体の皆様、そして調査等にご協力いただきました多くの市民、関係者の皆様に心からお礼を申し上げ、あいさつといたします。

令和6年7月

秋田市長 穂積 志

例 言

- 1. 秋田市文化財保存活用地域計画(以下「本計画」という。)は、文化財保護法第 183条の3に基づき、秋田県秋田市における文化財(本計画では文化遺産と呼ぶ) の保存および活用に関する総合的な計画として作成したものです。
- 2. 本計画は、令和3~5年度に地域文化財総合活用推進事業国庫補助金の交付を受けて作成しました。
- 3. 本計画は、文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ(~令和 5年3月)、文化庁文化資源活用課広域文化観光部門、同計画推進係の指導・助 言を得ながら、秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会等での検討・意見に基 づき、秋田市観光文化スポーツ部文化振興課が主体となって作成しました。
- 4. 複数ある名称等について、本計画では次の呼称を使用しました。
 - (1) 近世の佐竹氏の居城については「秋田城」又は「久保田城」などの呼称がありますが、寺内地区に所在する古代の「秋田城」と区別するため、本計画では「久保田城」と統一しました。
 - (2) 旧雄物川の河口付近は、近世には「湊」・「秋田湊」・「土崎湊」等さまざまな呼称があったとされますが、本計画では「湊」と統一しました。
 - (3) 中世の安東(藤)氏については「安東」又は「安藤」の記載がありますが、本計画では「安東」と統一しました。
- 5. 本計画で用いる時代区分は、原則として以下のとおりです。

先 史:旧石器時代・縄文時代・弥生時代・古墳時代

古 代:飛鳥時代・奈良時代・平安時代

中 世:鎌倉時代・南北朝時代・室町時代

近 世:安土桃山時代·江戸時代

近現代:明治時代~

6. 指定等文化財のうち地域を定めないで指定されているもの(特別天然記念物カモシカ等)は、本計画中の一覧表に含めていません。

秋田市文化財保存活用地域計画

目 次

序	章		
舅	第1節	計画作成の背景と目的	1
舅	第2節	計画期間	2
穿	第3節	計画の位置付け	3
	(1)	位置付け	
	(2)	上位計画の概要	
	(3)	関連計画の概要	
	(4)	指定文化財の計画等	
舅	94節	計画作成の体制と経緯	11
穿	95節	計画の構成	13
貧	66節	用語の定義	14
第 1	章	秋田市の概要	
穿	第1節	自然的・地理的環境	16
	(1)	位置	
		気候	
	(3)	地勢	
穿	92節	社会的状况	19
	(1)	市域の変遷	
	(2)	人口	
	(3)	土地利用	
	(4)	交通	
	(5)	文化遺産に関連する施設	
第	第3節	歴史的背景	28
	(1)	先史	
		古代	
	(3)	中世	
		近世	
	(5)	近現代	
穿	94節	地域区分	38
	(1)	目的	
	(2)	基準	
	(3)	地域区分	

第2章 利	火田市の文化遺産の概要	
第1節	指定等文化財	41
(1)	概要	
(2)	地域別の指定等文化財	
第2節	未指定文化財	46
第3節	関連する制度	50
(1)	ユネスコ無形文化遺産	
(2)	日本遺産	
第4節	文化遺産に関する主な歩み	51
第3章 利	火田市における文化遺産の既往調査	
第1節	既往調査	52
(1)	概要	
(2):	地域別の既往調査	
第2節	調査の試行	57
生 4 辛 五	hunt office to	
	火田市の歴史文化 - 歴史文化の表示す	5 0
第1節		59
先∠ 即	歴史文化の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	60
第5章 文	て化遺産の保存・活用に関する基本理念	75
第6章 文	て化遺産の保存・活用に関する現状と課題	
第1節	枠組み	76
第2節	現状と課題	76
	て化遺産の保存・活用に関する方針と措置	
第1節	基本方針	83
第2節	措置	84
第8章 関]連文化財群	
第1節	関連文化財群の設定	97
第2節	関連文化財群の課題・方針・措置	104
	て化遺産の保存・活用の推進体制と進捗管理	
第1節	推進体制	
第2節	進捗管理	110

資料編

1	指定等文化財一覧	111
2	周知の埋蔵文化財包蔵地一覧	117
3	行政機関が実施した既往調査の文献一覧	123
4	指定等文化財の学校教育での活用実績	130
5	文化遺産調査報告会におけるアンケート	133

序 章

計画作成の背景と目的

秋田市は、秋田県のほぼ中央の日本海側に位置する県庁所在地です。東には太平山 連峰を擁する出羽山地、西には日本海を臨む砂浜海岸が広がる自然豊かな都市で、秋 田県を縦断して流れる雄物川の下流域に形成された秋田平野が主要部を占めます。

現在の秋田市は、平成17年(2005) 1月に旧秋田市・旧河辺町・旧雄和町の1市2 町が合併し、面積906.07㎞の新市として誕生しました。人々の生活の痕跡が確認され るのは、3万5千年前の後期旧石器時代までさかのぼります。その後、縄文・弥生時 代には、自然の恵みを享受しながら、台地や微高地などで連綿と人々の生活が営まれ てきました。さらに、古代の秋田城、中世の湊城、近世の久保田城と、地域の拠点が その位置を変えながら設けられ続けたという重層的な歴史を有します。そして、これ らの拠点を核として、周辺には集落や町が形成されました。

本市では、このような自然環境と先人たちの暮らしを背景に多種多様な有形・無形 の文化遺産が形成され、地域の中で大切に守り伝えられてきました。これらの文化遺 産は、郷土に対する愛着や誇りを育むための教材として学校教育や社会教育で活用さ れ、地域のアイデンティティを形成する役割を担っています。一方で、交流人口の拡 大やにぎわい創出、観光振興やまちづくり等を進めるうえでの大きな核の一つとして 期待される側面もあります。

しかし、近年、経年による劣化やき損、世代交代や住環境の変化による滅失や散逸 等に加え、少子高齢化や人口減少による担い手不足から文化遺産を保存・継承するこ とがこれまで以上に難しくなってきています。これらに対してどのように対応してい くかが喫緊の課題です。

こうした状況に対して、多彩な文化遺産をその周辺環境も含めて総合的に捉え、的 確に把握したうえで、これまでの取り組みのさらなる磨き上げや、従来の考え方に捉 われない保存・活用の取り組みなど、幅広い方策の検討が求められています。

以上を踏まえ、平成30年(2018)の文化財保護法の改正で市町村が作成する文化財 保存活用地域計画が制度化されたことを契機として、市民や行政などが地域総がかり で文化遺産を伝え、守り、支え、いかしていくことを目的に、今後取り組む目標や具 体的な内容を記載したマスタープラン兼アクションプランとして秋田市文化財保存活 用地域計画を作成します。

第2節 計画期間

文化遺産の調査をはじめ、指定等文化財の修理や整備などについては長期的な視点での検討を要することから、本計画の計画期間は、令和6年度(2024)から同15年度(2033)までの10年間とします。

計画期間中において、上位計画である秋田市総合計画や関連計画である秋田市文化振興ビジョンが改定される見込みであり、また、文化遺産に対する調査、開発等事業、財政状況、計画に記載した措置の進捗状況等、文化遺産を取り巻く環境の変化も考えられるため、必要に応じて本計画の見直しを行います。

見直しの結果、軽微な変更を行う場合は、当該変更の内容について秋田県および文化庁に報告を行い、以下に掲げる軽微でない変更を行う場合は、文化庁に申請し文化庁長官の認定を受けるものとします。

< 文化庁に計画変更の認定申請を行うもの>

- ・計画期間の変更
- ・市域にある文化遺産の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

表 1 計画期間



第3節 計画の位置付け

(1) 位置付け

本計画は、文化財保護法第183条の3の規定に基づき、本市における文化遺産の保存・活用に関し、中長期的に取り組む総合的な計画として作成するものです。計画の作成・実施により、地域総がかりで文化遺産を伝え、守り、支え、いかしていく体制の構築を図り、文化遺産の存続につなげていくことを目的とします。

上位計画である秋田市総合計画を踏まえるとともに、関連計画との調整、連携、整合を図り計画します。また、秋田県文化財保存活用大綱を勘案します。

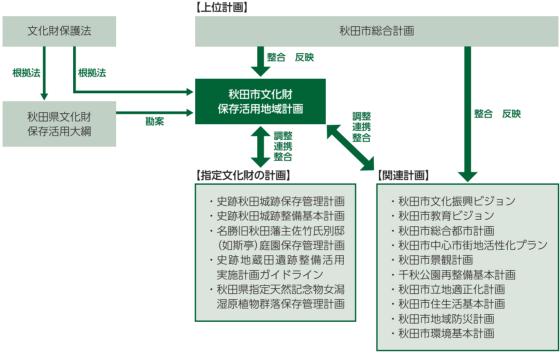


図1 本計画の位置付け

(2) 上位計画の概要 (※太字は当該計画の文章を引用)

■ 第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」

策定年月	令和3年(2021) 3月
計画期間	令和3年度(2021)~同7年度(2025)(5年間)

本市の最上位計画で、市政推進の基本方針となる計画です。時代の変化に合わせ、 目指すべき将来の姿やまちづくりの大局的な方向性を示すとともに、その実現に向 けた具体的な政策などを明らかにすることを目的に、おおむね5年ごとに見直しを 行い定めています。

「ともにつくり ともに生きる 人・まち・くらし ~元気と豊かさを次世代に 人口減少を乗り越えて~」を基本理念に掲げ、五つの将来都市像を設定しています。 そのうち、将来都市像5「人と文化をはぐくむ誇れるまち」において「歴史や文化をいかした魅力あるまちづくりを進めるとともに、生涯にわたり学習・文化・スポーツ活動に取り組める環境の中で、誰もが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指します」としており、「文化財の保存と活用」という具体項目を挙げています。

また、創生戦略の戦略2として、「芸術文化・スポーツ・観光による都市の魅力 向上」を掲げています。

(3) 関連計画の概要 (※太字は当該計画の文章を引用)

■ 第2次秋田市文化振興ビジョン

策定年月	令和4年(2022)3月
計画期間	令和4年度(2022)~同8年度(2026)(5年間)

市政推進の基本方針「第14次秋田市総合計画」のもと、本市の文化振興の基本的な方針や重点施策を掲げ、具体的な成果を上げるために定めるものです。第14次秋田市総合計画「県都『あきた』創生プラン」の将来都市像5「人と文化をはぐくむ誇れるまち」に関わる部門別の個別計画に位置付けられます。

市民一人ひとりが目標に向かって成長し、希望に満ちた生活を送ることができる「人と文化をはぐくむ誇れるまち」を目指すことを基本方針に、目標の一つを「文化をいかした魅力あるまちづくりの推進」とし、「地域に根差した文化財の調査を進め、社会状況の変化等を踏まえた保存・継承のための取組を進めるとともに、貴重な地域資源として有効活用を図ることで、文化をいかした魅力あるまちづくりを目指します」としています。

その中で重点施策3として「文化財の保存と活用の推進」を掲げており、「(1)文化財の総合的な調査と保存・継承、(2)文化財の有効活用(①関連分野との連携、②文化財の活用、③地域の文化財をいかしたまちづくりの促進)」について取り組むべき施策としています。

■ 第4次秋田市教育ビジョン

策定年月	令和4年(2022)3月
計画期間	令和4年度(2022)~同8年度(2026)(5年間)

教育を取りまくさまざまな課題等を整理するとともに、今後取り組むべき施策の 展望を示す計画です。

本市教育の目指す姿として「あきたの未来を ともにつくり ともに生きる「自立と共生」の人づくり」を掲げ、目標1「志を持ち「徳・知・体」の調和がとれた子どもをはぐくむ教育の充実」の中で、「ふるさとへの愛着と誇りを持ち、郷土の発展に積極的に関わろうとする態度をはぐくむため、郷土の歴史や文化、自然などについて理解を深める学習」の充実に努めるとしています。また、目標2「生涯を通じて学び、個性と能力を高める教育の充実」においては、「地域に根ざした活動の支援や地域と学校が連携した事業等の実施により、家族・地域の絆づくりに努め、地域コミュニティづくりを推進」するとしており、その取り組みとして「学校と連携した、地域における伝統文化の伝承活動等の実施」や「子どもや高齢者等が歴史や文化、まつりなどを学ぶ機会となる「世代間交流事業」の実施」などを掲げています。

■ 第7次秋田市総合都市計画

策定年月	令和3年(2021)6月
目標年次	令和3年(2021)~同22年(2040)(20年間)

都市計画法第18条の2の規定に基づいて策定する法定計画で、市全体のまちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立するとともに、7地域のあるべき市街地像を示し、地域別の課題に応じた整備方針、地域の都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を、きめ細かく総合的に定めたものです。

まちづくりの課題の「自然環境・歴史・文化の活用」において、「**豊かな自然環境や地域の**風土に根差した歴史・文化的資源は、適切な保全・保存を図るとともに、地域学習や交流の場としての活用や、景観形成による魅力の向上が求められます」

としています。また、全体構想における景観形成の方針の中では「地域への愛着・ 誇りの醸成や地域らしさの育成に向け、市民・事業者・行政等の多様な主体の協働 により、歴史や文化、伝統、習慣等の地域特性に配慮した、次世代に継承する景観 づくりを推進」するとしており、歴史・文化をいかした景観形成においては「歴史 的・文化的資産は、文化財保護行政と連携をとりながら、景観重要建造物の指定等 の景観法の制度や歴史的建造物の維持等に対する支援制度の活用により、景観の維 持・向上を図ります」としています。

■ 秋田市中心市街地活性化プラン

策定年月	令和5年(2023) 3月
計画期間	令和5年度(2023)~同9年度(2027)(5年間)

「秋田市中心市街地活性化基本計画」(平成20年(2008)7月~同26年(2014)6月)および「同(第2期計画)」(平成29年(2017)4月~令和4年(2022)3月)に引き続き、コンパクトシティの核として継続して活性化に取り組むためのプランです。

活性化の基本コンセプトを「集い・楽しみ・住み・創る、選ばれるまち。〜城下町ルネサンスの継承〜」とし、中心市街地において設定した「芸術文化ゾーン」を中心に「芸術文化が香るまち」を目指し、今後の取組方針に「芸術文化と身近にふれあえる環境づくり」を掲げています。

秋田市景観計画

策定年月	平成21年(2009) 3月
宋 上 年月	※令和4年(2022)3月一部改定

市民と事業者と行政が一体となって、秋田らしい魅力のある景観づくりに取り組むとともに、より良い景観を次世代に引き継いでいくため、景観法第8条第1項に基づき「秋田市景観計画」を策定しています。

景観づくりの基本方針の一つとして、「地域の特性をいかした景観づくり」を掲げており、「歴史、文化、伝統や、それらによって培われてきた人々の営みや習慣、また、豊富な自然など、長い年月の間親しまれ、受け継がれてきた地域の特性に配慮し、地域らしさを育て、次世代に継承する景観づくりに努めます」としており、各地域における景観づくりの方針に歴史的建造物等とその周辺についての景観形成についての記載があります。

また、景観の性質別方針の一つとして「歴史を感じる景観」を挙げ、「伝統的・歴史的建造物や史跡の保存に努め、由緒ある街並み景観の形成」、「歴史的資源・観光的施設の維持・保全とその周辺住民の理解と配慮により、その雰囲気を継承した景観形成」、「文化財指定や景観重要建造物指定などの法制度を活用した保存・活用」を図ることを方針としています。

■ 千秋公園再整備基本計画

策定年月	平成 9 年(1997) 2 月 ※平成30年(2018) 3 月改定
計画期間	短期(5年以内)、中期(15年以内)、長期(将来的整備)に分け、 段階的な整備目標として設定

千秋公園(市指定名勝)は、秋田藩主佐竹氏の居城「久保田城」(周知の埋蔵文化財包蔵地)を礎とし、本市の歴史、伝統、文化を集約した象徴的な文化遺産であるとともに、市民の憩いの場として親しまれています。また、千秋公園は本市の玄関口であるJR秋田駅に近く、中心市街地に位置することから、県内外のみならず海外からの観光客も訪れています。本計画は、「久保田城および千秋公園の歴史と、まちの中で育まれてきた自然環境を活かすとともに、誰もが利用しやすい公園づくりをすることにより、市民の憩いの場や、誰もが楽しめるにぎわい空間の形成を目指す」ものです。

昭和56年(1981)の千秋公園整備基本計画、平成9年(1997)の千秋公園再整備 基本計画を受けて、平成30年(2018)に改定しました。

■ 秋田市立地適正化計画

策定年月	平成30年(2018) 3月
目標年次	平成30年度(2018)~令和22年度(2040) (策定からおおむね20年後)

秋田市において人口減少・高齢化が進行することにより市街地の低密度化が進み、一定の人口に支えられてきた医療・福祉・商業・子育て支援等の生活サービスの提供や、地域のコミュニティの維持が困難になるおそれがあるほか、財政制約の高まりにより公共建築や道路、橋りょう等の社会基盤施設の急速な老朽化への対応が困難になることが懸念されています。

このような背景を受け、都心・中心市街地(中心市街地を含む秋田駅から山王地

区の範囲)と、六つの地域(東・西・南・北・河辺・雄和)において地域中心を核 とする多核集約型のコンパクトシティを目指す計画です。

「暮らし・産業・自然の調和した持続可能な都市 ~豊かな自然と共生した人にも地球にもやさしい都市づくりによる元気な秋田の創造~」をまちづくりの理念とし、取り組みの方向の一つである「経済活動」において、「**歴史資源である有形文化財は、適切に保全しつつ、観光資源や景観資源としての活用を目指す**」としています。

■ 第2期秋田市住生活基本計画

策定年月	令和3年(2021)3月
計画期間	令和3年度(2021)~同12年度(2030)(10年間)

人口減少や高齢化の進行に対応した持続可能な都市の形成が求められているほか、自然災害の多発化への対応、多様なライフスタイルやニーズの変化等による「住まう」形態の多様化など、住環境を取り巻く社会情勢の大きな変化に対応するための計画です。

目標 5 「自然と都市が調和した秋田らしい住まい・まちづくり」において、「豊かな自然・歴史・文化等を活かして、多様な主体との協働による景観まちづくり等の推進を行う」としています。

■ 秋田市地域防災計画

策定年月	昭和39年(1964)11月
	※平成31年(2019) 3月第20次修正

災害対策基本法第42条および秋田市防災会議条例に基づき、秋田市防災会議が策 定した計画です。

市域における大規模災害に対処するため、予防対策、応急対策および復旧・復興 対策について、県や地方行政機関および市民、企業等の「自助」・「公助」に基づく 防災活動を含めた総合的かつ計画的な防災対策を定め、市民の生命、身体および財 産を災害から保護することを目的としています。また、被害を軽減し、被害の迅速 な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、さまざまな対策を組み合わ せて災害に備えることとしています。

災害予防計画において「文化財の災害予防」として、災害への対策について詳細に記載しています。また、災害応急対策計画においては「文化財の保全対策」とし

て、被災した際の応急措置と保全措置について定めています。

■ 秋田市環境基本計画

策定年月	平成29年(2017)10月 ※令和5年(2023)3月中間見直し
計画期間	平成30年度(2018)~令和9年度(2027)(10年間)

環境基本条例の基本理念の実現に向け、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため策定した計画です。

環境の現状として、「先人から受け継いだ恵まれた自然を背景に、伝統と文化を育み」、「秋田城跡や久保田城跡などの多くの史跡・文化財、竿燈まつりに代表される祭りや伝統行事が伝えられています」としており、その取組状況については「文化財の保護・活用の取組を行うとともに、地域の文化財や文化施設についての情報を提供するため、市民参加のもと文化財イラストマップを作成し」、「郷土秋田の文化・歴史を学習する児童・生徒を支援するため、講師として職員を派遣し、子どもたちへの郷土学習の機会を提供しています」としています。今後の課題については、

「地域に伝承された有形・無形の歴史的・文化的遺産は、市民の心のよりどころとなり、郷土愛を育む貴重な資源」でもあることから、「周辺の自然環境や歴史的価値のある街並みの保全と活用を図るとともに、創造性豊かな文化の香り高い郷土づくりを進める必要があります」としています。そのうえで、目指す姿を「歴史や文化のかおるまちを次世代への遺産として引き継いでいます」とし、施策として「自然と歴史的・文化的環境との調和」を掲げ、詳細を記載しています。

また、環境配慮行動においては「歴史的な街なみや建物の保存」、「郷土の祭りや年中行事、伝統芸能などの伝承活動」、「伝統的な食文化の継承」への協力を推進しています。

(4) 指定文化財の計画等

■ 史跡秋田城跡保存管理計画

昭和52年度(1977) **策定年月**

※昭和61年度(1986)、平成26年(2014) 3月改定

史跡秋田城跡を適切に保存・管理するための計画です。

■ 史跡秋田城跡整備基本計画

策定年月

昭和62年(1987)3月

「史跡秋田城跡保存管理計画」に基づいた、秋田城跡の保存および周辺の環境整備のための基本構想・計画です。

■ 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園保存管理計画

策定年月

平成22年 (2010) 3月

名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園を適切に保存・継承するための計画です。

■ 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン

策定年月

平成15年 (2003) 9月

史跡地蔵田遺跡の整備計画と活用事業実施のためのガイドラインです。

■ 秋田県指定天然記念物女潟湿原植物群落保存管理計画

策定年月

平成17年 (2005) 3月

秋田県指定天然記念物女潟湿原植物群落を適切に保存・管理するための計画です。

第4節 計画作成の体制と経緯

本計画の作成にあたっては、文化財保護法第183条の9の規定に基づき、有識者・文化財関係者・行政関連部局等で構成された秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会(以下「協議会」という。)を令和2年度(2020)に設置しました。協議会は令和2年度(2020)から同5年度(2023)にかけて年2回開催し、各委員の専門的な見地から指導を受け、意見聴取しながら計画の検討を進めました。

また、各段階で秋田市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に作成状況を報告するとともに、令和3・4年度(2021・2022)には特定地区に焦点をあてた文化遺産の調査を行い、報告会を開催しました(第3章第2節)。令和5年度(2023)には審議会への意見聴取およびパブリックコメントを実施するなどして、さまざまな意見を取り入れつつ本計画を作成しました。

表 2 秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会名簿

分野	氏名	役職	委嘱期間
文化団体	委員長 宮下 正弘	一般社団法人 秋田市文化団体連盟会長	令和2~5年度
歴史資料・秋田藩史	副委員長 半田 和彦	元秋田県立図書館長 (秋田市文化財保護審議会副委員長(令和2年度)、同委員長(令和3~5年度)、佐竹史料館改 築検討委員会委員長)	令和2~5年度
市民団体・名勝	小国 裕実	久保田城址歴史案内ボランティアの会会長 (佐竹史料館改築検討委員会委員)	令和2~5年度
無形民俗文化財	菊地 利雄	菅江真澄研究会相談役(元副会長) (秋田市文化財保護審議会委員(令和5年度))	令和2~5年度
建造物	澤田亭	秋田公立美術大学教授(令和2・3年度) (秋田市文化財保護審議会委員(令和2年度)、同 副委員長(令和3・4年度))	令和2~5年度
考古学・史跡	高橋 学	秋田考古学協会会長 (元秋田県埋蔵文化財センター所長、秋田市文化 財保護審議会委員(令和3~5年度))	令和2~5年度
文化財所有·管理者	田仲 祐介	一般社団法人 三浦館保存会運営事務局 (秋田市文化財保護審議会委員(令和5年度))	令和2~5年度
報道	藤原 佐知子	秋田魁新報社・さきがけこども新聞編集長	令和2~5年度
文化財	武藤 祐浩	秋田県教育庁生涯学習課文化財保護室長	令和3・4年度
又169	五十嵐 一治		令和5年度
	北嶋 英樹	秋田市企画財政部次長	令和2・3年度
まちづくり行政	井筒 渉		令和4年度
	鈴木 淳		令和5年度
教育行政	佐藤 渉		令和2・3年度
	越後谷 優	秋田市教育委員会教育次長	令和4年度
	柳田 義人		令和5年度
観光行政	佐藤 司	秋田市観光文化スポーツ部次長	令和2~4年度
	吉田 忍		令和5年度

表3 協議会での検討内容

開催日	協議会名	内容
令和2年8月27日	令和2年度 第1回 秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1)計画作成の考え方(2)地域設定(3)秋田市の文化遺産の現状
令和3年2月2日	令和2年度 第2回 秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1)秋田県文化財保存活用大綱 (2)計画作成の基本的な考え方 (3)計画の構成 (4)作成にあたっての諸課題 ①秋田市の歴史文化の特性の考え方 ②文化遺産調査 ③教育との連携 ④まちづくりとの連携
令和3年9月1日	令和3年度 第1回 秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1)計画の構成 (2)地域区分 (3)秋田市の文化遺産の保存に関する現状と課題 (4)令和3年度の文化遺産調査
令和4年1月26日	令和3年度 第2回 秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1)秋田市の歴史文化 (2)令和3年度の文化遺産調査
令和4年11月2日	令和4年度 第1回 秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1)秋田市の歴史文化 (2)関連文化財群 (3)保存・活用にあたっての課題と措置 (4)令和4年度の文化遺産調査
令和5年2月8日	令和4年度 第2回 秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1)計画の骨子 (2)歴史文化の特性と関連文化財群 (3)保存・活用にあたっての課題と措置 (4)令和4年度の文化遺産調査
令和5年8月30日	令和5年度 第1回 秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1)計画の素案
令和6年1月29日	令和5年度 第2回 秋田市文化財保存活用地域計画策定協議会	(1)計画の原案

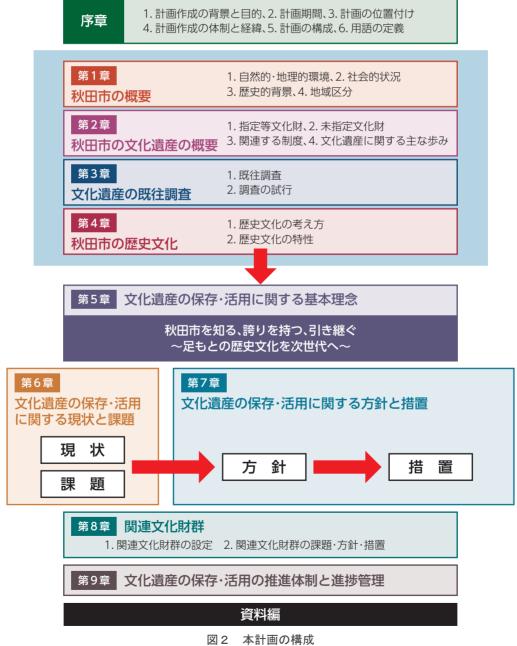
表 4 秋田市文化財保護審議会名簿

令和6年(2024)3月現在

分野	氏名	役職
歴史資料	委員長 半田 和彦	元秋田県立図書館館長
動植物	副委員長 蒔田 明史	秋田県立大学理事兼副学長
工 芸	池田 吉男	日本美術刀剣保存協会秋田県支部理事
仏像	井上 豪	秋田公立美術大学教授
美 術	小笠原 光	元公益財団法人平野政吉美術財団理事
民 俗	菊地 利雄	菅江真澄研究会相談役 (元副会長)
歴史資料	金 清一郎	元雄和市民協議会会長
民 俗 伝統文化継承	相本 歩美	国際教養大学准教授
考古資料 史 跡	高橋 学	秋田考古学協会会長
建造物	田仲 祐介	一般社団法人 三浦館保存会運営事務局

第5節 計画の構成

本計画の構成は全9章で、第1章から第4章までで秋田市の概要と市域の文化遺産、 歴史文化の特性など本市を取り巻く文化的土壌を記載します。それを受け、第5章で 掲げる文化遺産の保存・活用に関する基本理念に基づき、第6章で整理する現状と課 題に対して、第7章で対処すべき方針と措置を検討します。また、第8章では関連文 化財群について、第9章では本計画を推進するための体制と進捗管理についてまとめ ます。



第6節 用語の定義

本計画では、文化財保護法で定義されている文化財のみに限らず、未指定文化財やそれらを取り巻く周辺環境等も対象とし、以下のとおり用語を定義します。

(1) 指定等文化財

文化財保護法では、文化財として6類型(①有形文化財、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、⑤文化的景観、⑥伝統的建造物群)を定義しており、このうち重要なものを国が指定し重点的に保護します(指定文化財)。さらに同法では、6類型の他に関連するものとして埋蔵文化財および文化財の保存技術も保護の対象としているほか、選定や登録といった制度も設けられています(選定保存技術・登録文化財)。また、秋田県や秋田市でも、条例に基づき指定することで保護の措置を講じています(指定文化財)。本計画では、法や条例に基づき指定・登録等がなされているものを「指定等文化財」とします。

(2) 未指定文化財

地域の歴史を語るうえで欠かせない有形・無形の文化的所産であるものの、価値が明らかでない等の理由で保護の措置が講じられていないものを本計画では「未指定文化財」とします。また、これには文化財保護法で保護の対象としていないものも含むこととします。

(3) 文化遺産

「指定等文化財」と「未指定文化財」を合わせたものを、本計画では「文化遺産」とします。

(4) 歴史文化

「文化遺産」の背景にある周辺環境や人々の活動等を総体的に把握した概念を、本計画では「歴史文化」とします。

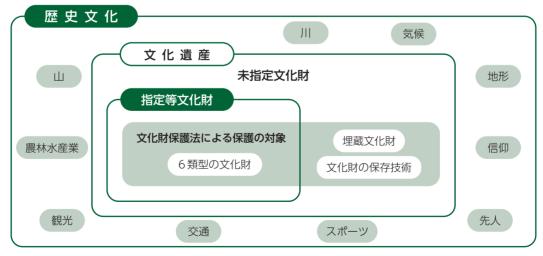


図3 歴史文化と文化遺産のイメージ

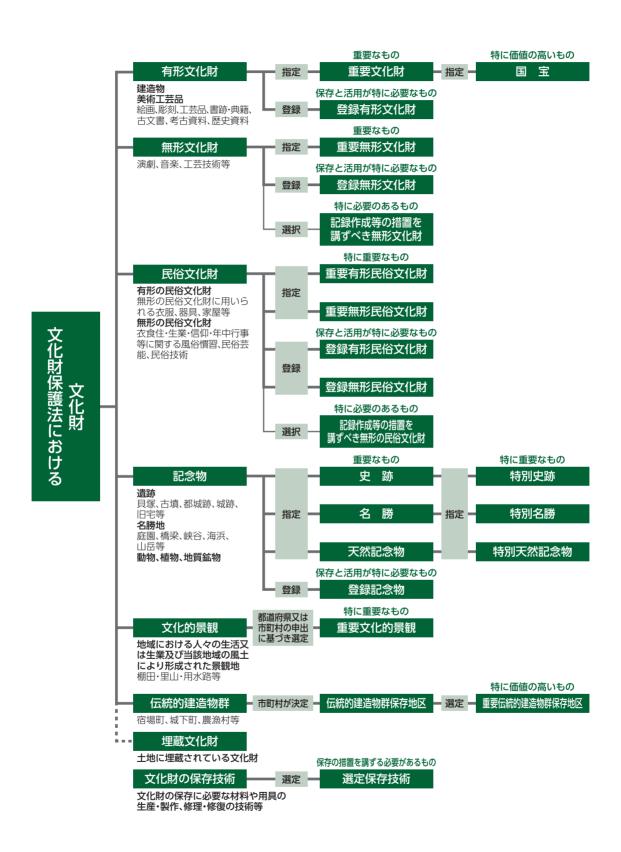


図4 文化財保護法における文化財の体系図

第一章 秋田市の概要

第1節 自然的·地理的環境

(1)位置

秋田市は、東北地方の日本海側にある秋田県のほぼ中央に位置し、市域は東西43.0km、南北46.2kmの範囲に広がり、面積は906.07kmを有します。広域交通網として、秋田自動車道および日本海沿岸東北自動車道が道路網の骨格となっており、鉄道はJR秋田新幹線、奥羽本線、羽越本線が整備されています。また、重要港湾秋田港、秋田空港を有します。



(2) 気候

秋田市の気候は、冬季は北西の季節風が強くなり、恒常的な降雪があります。平均気温は12.1℃で、8月が最も高く25.0℃、1月が最も低く0.4℃となっています。年間平均降水量の平年値は、1,741.6mmであり、7月と11月が相対的に多くなっています。最深積雪の平年値は、2月が最も多く32cm、次いで1月の30cmとなっています。

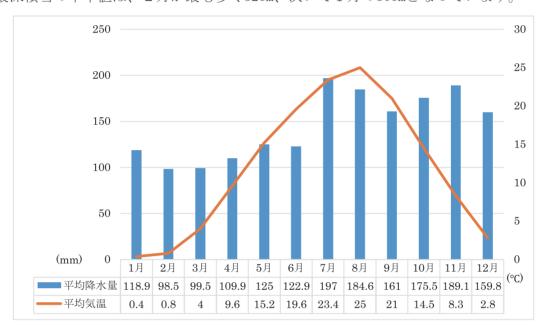


図 6 秋田市の気候 平成 3 年(1991) ~ 令和 2 年(2020) の平均 (気象庁のデータを元にグラフ化)

(3)地勢

秋田市の地勢は、東部の出羽山地、中部の秋田平野、西部の日本海沿岸地域から構成されています。市街地は秋田平野の中央部に形成されており、田園地帯が市街地を取り囲んでいます。また、森林と農地で市域の8割を占め、太平山県立自然公園や番鳥森自然環境保全地域などの貴重な自然環境が豊富にあります。

東部に広がる出羽山地は、標高1,170mの太平山や岨谷峡、筑紫森といった景勝地が 点在しています。スギや広葉樹に覆われた山々は近世以降大きく人の手が入りました が、旭川上流の仁別には天然秋田スギが見られます。西部の海岸線は大きく弧を描き、 延長は23.5km、海岸線から1~2kmに砂丘地が南北に走っています。南東部から北西 部にかけては雄物川が貫流し、流域には平坦で生産力の高い肥沃な耕地が広がります。

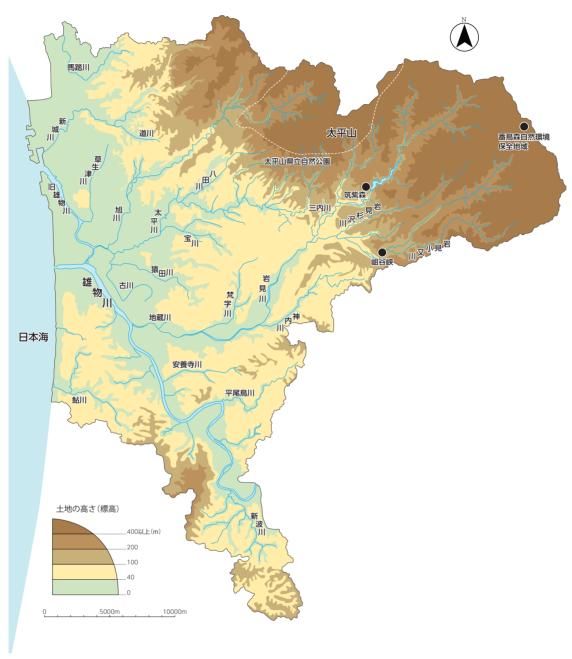


図7 秋田市の地形概略図

第2節 社会的状況

(1) 市域の変遷

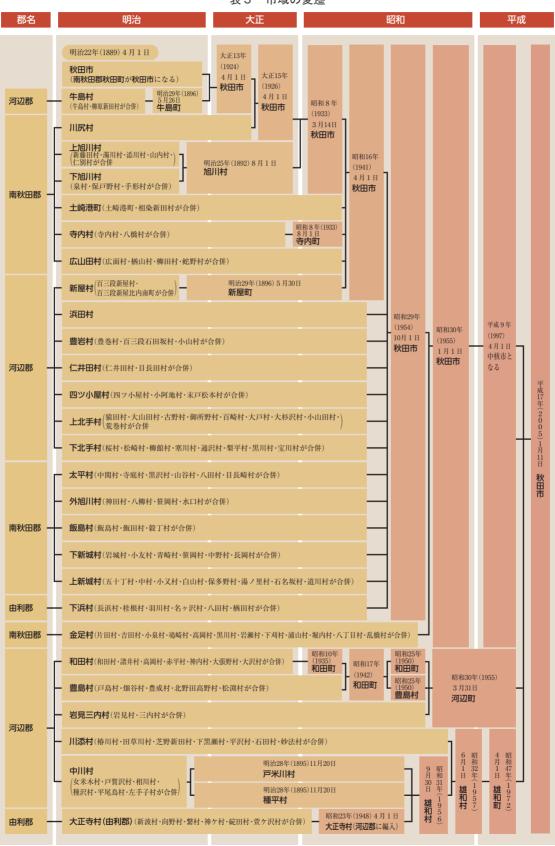
明治4年(1871) 7月の廃藩置県後、旧城下は秋田県の県都となりました。秋田町と呼ばれた明治10年(1877)頃は、世帯数約9,700世帯、人口約32,000人の町でしたが、明治19年(1886)の大火や悪疫の流行などもあり町勢は衰え、人口も減少し、明治22年(1889)の市制施行当時の秋田市は、面積6.9km²、世帯数約6,600世帯、人口約29,000人でした。

明治22年(1889)には町村制も施行され、周辺の町村でも合併が進みました。その結果、現在の秋田市域には1市1町26村(そのうち、旧河辺町域は3村、旧雄和町域は3村)の市町村が誕生しました。その後、雄物川放水路の開通、秋田港と秋田運河(旧雄物川)の改修、油田の開発、鉄道や発電所の整備をはじめとした近代化が各地で進められ、さらなる合併や分村などを経て、昭和28年(1953)の町村合併促進法の施行により市域は秋田市、河辺町、雄和村(昭和47年(1972)に町制を施行し雄和町になる)に再編されました。秋田・河辺・雄和の枠組みは、平成の大合併に至るまで続くことになります。

平成17年(2005)の平成の大合併に際し、太平山を背景とした豊かな自然環境や岩見 川両岸に広がる肥沃な農耕地を持つ旧河辺町、秋田空港や国際教養大学を有する旧雄 和町と旧秋田市が合併することで、現在の秋田市が誕生しました。

上記の市域の変遷および市町村合併の沿革については、表5にまとめています。

表5 市域の変遷



(2)人口

秋田市の人口は、戦後、周辺町村との合併を経て急増し、高度経済成長期以降も一貫して増加を続けましたが、平成15年(2003)には減少に転じました。

平成17年(2005) に旧河辺町・旧雄和町と合併して33万人に達しましたが、その後減少が続き、令和6年(2024)3月1日には298,397人となっています。国立社会保障・人口問題研究所(社人研)によると、令和27年(2045)には、22万6千人(平成27年(2015)から28%減少)になると推計されています。

なお、合併前の旧河辺町および旧雄和町を含んだ場合、人口のピークは平成14年 (2002) の337,246人であり、この年以降、人口が減少していることになります。

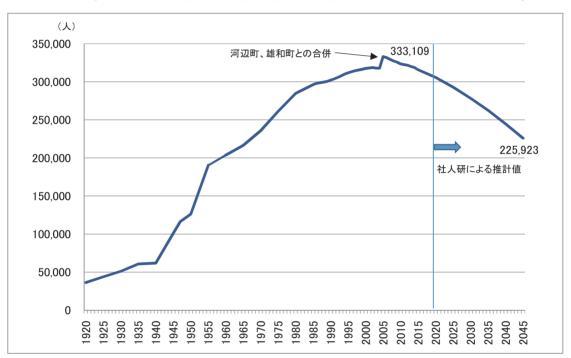


図8 総人口の推移(「秋田市人口ビジョン(令和3年(2021))」より)

(3)土地利用

秋田市の面積は、906.07㎞ (90,607ha) で、平成29年 (2017) 時点の土地利用は、森林が69.1%(62,616ha)を占め最も多く、次いで、農用地(田・畑)が10.0%(9,089ha)、宅地(住宅地・工業用地・その他の宅地)が6.5%(5,898ha)、水面・河川・水路が4.1%(3,740ha)となっています。

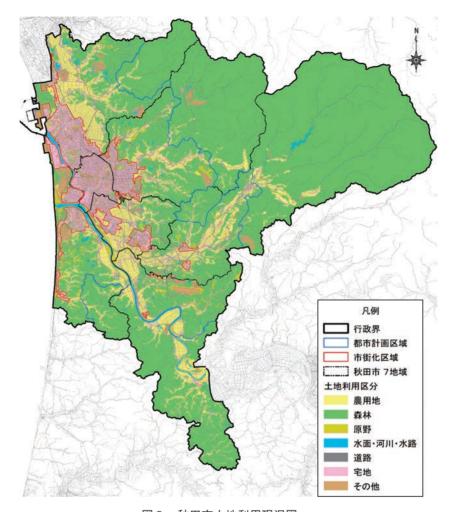


図9 秋田市土地利用現況図 (「第4次秋田市国土利用計画(令和3年(2021))」より)

(4)交通

秋田市は、秋田県の日本海側中央に位置し、古くから陸路の大動脈であった羽州街道が通り、北前船の寄港地として海運が発達するなど、陸路と海路が交わる交通結節点として栄えました。

道路

秋田市内には、秋田自動車道、日本海沿岸東北自動車道などの高速道路網が整備されています。また、主要な幹線道路網として、新潟市から青森市に至る国道7号、福島市から秋田市に至る国道13号があります。

鉄道

東京と最速約3時間40分でつなぐJR秋田新幹線、福島駅から東北地方の山間部を 縦貫し山形県、秋田県を経由して青森駅までを結ぶ奥羽本線、新津駅(新潟市)から 日本海沿線を経て終点の秋田駅までを結ぶ羽越本線などがあります。

港

秋田市土崎港に所在する秋田港は、県内最大の河川である雄物川の旧河口に発達し た港です。貨物船や内航フェリーの定期航路のほか、近年ではクルーズ船の寄港地に もなっており、外国人観光客を出迎えています。

空港

秋田市雄和椿川に所在する秋田空港は、周辺約600haの用地を緩衝緑地帯として確 保するとともに自然に囲まれた県立中央公園として整備され、また、将来の住宅近接 化を防ぐとともに、航空機の騒音公害を極力抑えることができるモデルとして、全国

バス

的にも注目を集める都市公園型空港です。

秋田中央交通が運行する路線バス、郊外部における路線バスの不採算路線の廃止代 替交通として市が事業主体となり運行するマイタウン・バス、中心市街地の主要スポ ットを巡回し、市民の買い物やおでかけ、観光にも利用される中心市街地循環バス(愛 称:ぐるる)が運行しています。

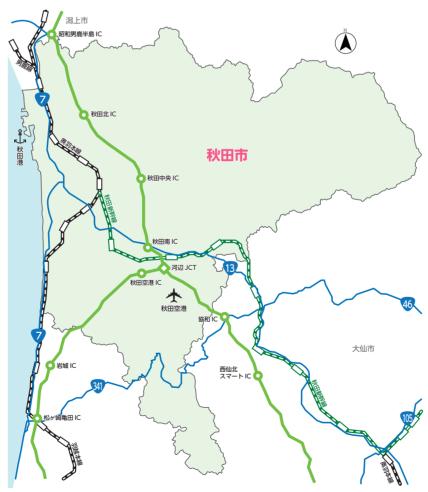


図10 秋田市の交通条件

(5) 文化遺産に関連する施設

市域には、文化遺産の保存・活用に関連する公立の施設として、以下の博物館、美術館および図書館などがあります。

■ 秋田市立秋田城跡歴史資料館 秋田城跡: 国指定史跡

史跡秋田城跡の調査研究成果の公開と活用の総合拠点として、平成28年(2016)に開館しました。秋田城跡の発掘調査、環境整備なども行っています。また、復元整備された史跡公園の説明を秋田城跡ボランティアガイドの会が行っているほか、AR(**1)・VR(**2)を通して古代の秋田城を体験・体感することもできます。

■ 史跡公園・地蔵田遺跡、地蔵田遺跡出土品展示施設 地蔵田遺跡: 国指定史跡

全国ではじめて発見された、木柵で囲まれた弥生時代前期(2,200年前)のムラの跡である史跡地蔵田遺跡に、ガイダンス機能を持つ地蔵田遺跡出土品展示施設が併設しています。平成13年(2001)から全国に先駆けて市民による手づくり史跡整備を行いました。現在は、市民ボランティアである弥生っこ村民会とともに体験講座を開催するなど、郷土学習の生きた教材として有効活用しています。

■ 秋田市立佐竹史料館

秋田藩主佐竹氏関連の史料の収集と展示を目的に平成2年(1990)に千秋公園内に開館し、江戸時代の秋田を紹介しています。また、久保田城跡(千秋公園)の歴史や自然を案内する久保田城址歴史案内ボランティアの会が活動しています。佐竹氏や秋田藩の関連施設として、御物頭御番所、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅、旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園を所管します。

■ **御物頭御番所** 市指定有形文化財

久保田城内に唯一現存する江戸時代の役所建物であり、宝暦8年(1758)から安永7年(1778)の間に建築されたものと推定されています。久保田城内の二ノ門(長坂門)の開閉の管理と城下の警備、火災消火を担当していた大番勤務の給人の組頭が詰めた建物です。

■ 久保田城御隅櫓

市制施行100周年(平成元年(1989))を記念して復元された御隅櫓は本丸の北西隅

^{※1} AR:拡張現実。スマートフォンなどのカメラ機能を使い、画面上に仮想の建物などを出現させることで現実 世界を拡張させる技術。

^{※2} VR:仮想現実。現実に近い映像の仮想空間をスマートフォンなどの画面に再現させ、映像の世界に入り込んだような感覚を体験できる技術。

に位置し、史料に記されている 2 階造りを基本とした設計で、最上階には展望台が設けられています。櫓内部では、佐竹氏の歴史を紹介しています。

■ 旧黒澤家住宅 国指定重要文化財

江戸時代に建てられた上級武家屋敷です。現存する武家屋敷の多くは、幕末・明治時代以降の建て替え、改築、あるいは付属建物が失われる例が多いのに対し、主屋をはじめ表門、米蔵、土蔵、木小屋、氏神堂など江戸時代の形をそのまま伝えています。昭和63年(1988)に市内の中通から一つ森公園内に移築されました。

■ 旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園 国指定名勝

如斯亭庭園は、元禄年間(1688~1704)にその起源があり、9代藩主佐竹義和によって整備され、如斯亭と名付けられました。後に「東北では無二の名園」とも評され、藩主の御休所にとどまらず、多くの文人墨客の交遊の場としても活用されました。遺構や史料を基にした修復整備工事を経て、平成29年(2017)に開園しました。如斯亭庭園ボランティアガイドの会が活動しています。

■ 秋田市立赤れんが郷土館 旧秋田銀行本店本館:国指定重要文化財

明治45年(1912)に建築された旧秋田銀行本店本館を核とした資料館として、昭和60年(1985)に開館しました。木版画家勝平得之と鍛金家関谷四郎の作品、秋田市の伝統工芸品等を常設展示するほか、郷土の歴史や文化を紹介する企画展を開催しています。また、館内を案内する赤れんが郷土館ボランティアの会が活動しています。

■ 秋田市民俗芸能伝承館(愛称:ねぶり流し館)^(※)

■ 旧金子家住宅 市指定有形文化財

江戸時代後期の秋田の町家の特徴を残した建物として、修復整備工事を経て、平成 17年(2005)に開館しました。商家の店先を再現展示するとともに、展示会等の多目 的利用が可能なスペースとして土蔵と和室の貸出しも行っています。

※ねぶり流し: 竿燈の呼称の一つで、夏の睡魔を祓い流す意。 竿燈は、古くからのねぶり流し行事に豊作祈願や厄払い、 星祭り等が結び付いた行事とされます。

旧松倉家住宅 県指定有形文化財

江戸時代、交通や流通の要だった羽州街道と酒田街道(羽州浜街道)の合流地点付近に位置する町家で、修復整備工事を経て、令和5年(2023)に開館しました。旧松倉家住宅を保存・活用するとともに、歴史文化をいかしたまちづくりの推進に資する事業の開催、貸室の提供のほか、城下町のまちあるきの拠点として歴史情報や観光情報を発信しています。

▶秋田市立千秋美術館

秋田総合生活文化会館・美術館(愛称:アトリオン)内に、平成元年(1989)に開館しました。前身は、昭和33年(1958)設立の秋田市美術館で、市街地にある美術館として、多くの美術愛好者に親しまれています。佐竹曙山、小田野直武らの秋田蘭画や、平福穂庵・百穂父子、寺崎廣業、木村伊兵衛など、秋田にゆかりのある作家の作品を収蔵するほか、国内外の優れた作品による企画展を開催しています。

秋田市立図書館

中央図書館明徳館を中心とした図書館サービス網を形成し、中央図書館明徳館文庫(フォンテ文庫)、河辺分館、土崎、新屋、雄和図書館および移動図書館イソップ号で、貸出し、調査相談、各種講座、講演会、資料展示等を行っています。長瀬家文書、鍛冶町文書等の古文書を保存しているほか、中央図書館明徳館に石川達三記念室、土崎図書館に種蒔く人資料室、雄和図書館に石井露月資料室があり、資料の収集、保存、公開を行っています。

■ 秋田市まちなか観光案内所 旧大島商会店舗:国登録有形文化財

明治34年(1901)に建てられた秋田県内における最初のレンガ造百貨店。閉店後は 貸店舗として活用されるなど長く市民に親しまれ、令和3年(2021)に現在地に移築・ 再現しました。秋田市の観光案内およびまちあるき観光の拠点となっており、秋田市 観光案内人の会が活動しています。

土崎みなと歴史伝承館

土崎地区の歴史と文化を伝える施設として、平成30年(2018)に開館しました。毎年7月20・21日に行われる土崎神明社祭の曳山行事や、日本最後の空襲の一つとされる土崎空襲について展示するなど、土崎地区の歴史などを紹介しています。

■ 秋田県立博物館

考古・歴史・民俗・工芸・生物・地質の6部門と、菅江真澄資料センター、近・現代に各分野で活躍した秋田ゆかりの人物を紹介する秋田の先覚記念室からなる総合博物館です。分館として、宝暦年間(1751~1764)に建てられた旧奈良家住宅(国指定重要文化財)も公開しています。

秋田県立美術館

昭和42年(1967)に開館し、平成25年(2013)に現在の場所に移転しました。公益 財団法人平野政吉美術財団が所蔵する藤田嗣治作品を展示するとともに、県民が身近 に芸術を楽しむ文化を育むことにより、秋田の街、人、文化の創造と共生を目指して います。

▶秋田県立図書館

知の拠点として、多様な資料の収集・整理・提供、貴重資料のデジタル化、企画展やセミナーの開催など、幅広いサービスを提供しています。分館のあきた文学資料館では、秋田にゆかりのある作家の資料等を収集・保存し、展示や文学講座などを行っています。

▶秋田県公文書館

歴史的資料として重要な公文書、古文書その他の記録の保存、利用および調査研究 ならびに永年保存文書等の保存に関する事務を行うことを目的として設置されました。

■ 秋田大学大学院国際資源学研究科附属鉱業博物館

地球と資源に関するさまざまな分野の資料や標本を扱う施設で、創立以来100年に わたり収集した地質・鉱工業関係の資料を後世に伝えるため保存するとともに、さま ざまな色と形の鉱物・鉱石、珍しい岩石や化石などを多数展示しています。

■ ノースアジア大学 雪国民俗館

雪国の暮らしと文化を研究し、その成果を地域社会に還元する教育研究機関で、雪 国の履物、農具と農作業衣、各種明かり具、食に関する器、マタギ資料(リバーサル フィルム)など、暮らしと文化を伝える民俗資料を多数収蔵しています。

第3節 歷史的背景

(1) 先史

秋田市内にはたくさんの遺跡が存在しており、はるか昔からこの地域で人々が活動していたことを確認することができます。現時点で秋田市内に存在する最も古い遺跡は御所野台地上に立地する地蔵田遺跡で、3万5千年前に始まった後期旧石器時代に位置付けられています。姫川(新潟県・長野県)の上流で産出する石



写真 1 地蔵田遺跡出土品

材で作られた磨製石斧 (**1) が出土しており、北陸地方との関係が指摘されています。同時代の遺跡としては他に、岩見川をはさんで御所野台地の対岸にある七曲台に立地する河辺松木台 Π 遺跡、風無台 Π 遺跡等があります。

その後、縄文時代中期(5~4千年前)の遺跡数は急激に増加します。代表的な遺跡として、下堤A遺跡や下堤E遺跡等があり、特に御所野台地に多く存在しています。この台地上は平坦で見晴らしがよく、沢も多く食料調達も容易であったと考えられます。この時代、東北地方北部では円筒式土器 (**2) が、南部では大木式土器 (**3) が主流となっていましたが、下堤A遺跡からはそれぞれの文化圏の土器の他に、折衷型の土器も出土しました。このことは、南北の文化圏の影響のもとで生活が営まれたことを示します。

縄文時代晩期(3千~2,400年前)には、共同墓地が多数造られました。 代表的な遺跡として地方遺跡・上新城中学校遺跡・狸崎B遺跡・戸平川遺跡等があり、お墓やその周辺からは、装飾豊富な華美な土器、漆が塗られた繊細な土器、藍胎漆器(※4)等



写真 2 地方遺跡出土品

^{※1} 磨製石斧:木の伐採や皮なめし等に使ったと考えられている、表面を磨いた斧形の石器。本文の磨製石斧は、 顕微鏡による使用痕の分析から、皮なめしに使用したと推定されます。

^{※2} 円筒式土器: 土器の大小にかかわらず器形が筒型であることから名付けられました。表面のほとんどに縄文を 施すのが特徴です。

^{※3} 大木式土器:宮城県の大木囲貝塚出土土器にちなんで名付けられました。やや丸みを帯びた器形で、細い棒で線を引いたり、粘土紐を貼り付けたりする施文が特徴です。

^{※4} 籃胎漆器:竹や木の皮などによって編まれた籠に漆を塗って固めた容器。

の技術力を要する遺物、ミニチュア土器や土偶等の祭祀に用いられた遺物が多く見つ かっています。

弥生時代に入ると秋田にも稲作が伝わったと考えられますが、寒い気候は稲作に適さず、生活の中心は縄文時代と同じ狩猟・採集であったようです。代表的な遺跡である地蔵田遺跡(国指定史跡)は、木柵で囲まれる特徴を持った2,200年前の集落跡です。ここでは、籾圧痕土器 (*1) のほか、北九州の流れをくむ土器の形式をもちながら、縄文社会からの技術を利用した土器も見つかっていることから、外来の文化が在地の文化と融合しながら新しい文化を発展させていったと考えられています。

秋田市域では古墳時代を示す古墳は見つかっておらず、遺跡数も少ないため当時の 生活の実態はよくわかっていません。



写真3 復元された地蔵田遺跡

(2) 古代

7世紀の飛鳥時代になると文献に秋田が初めて登場します。斉明天皇4年 (658) に阿倍比羅夫が遠征してきたことが『日本書紀』に書かれており、秋田という地名はこの時が初出となります (*2)。8世紀になると、法によって国を治める仕組みである まつりょうせい 律令制の支配が秋田まで及ぶようになり、現在の寺内地区に日本最北の城柵官衙 (*3)

^{※1} 籾圧痕土器:粘土に籾が混じることで、小さなくぼみができた土器。稲作が行われたことを示す証拠とされます。

^{※2 『}日本書紀』の斉明天皇4年 (658) 4月条に、「齶田・渟代二郡蝦夷望怖乞降」(齶田・渟代の二郡の蝦夷、望み怖れて降わんことを乞う。) とあります。なお、「あきた」は、翌5年 (659) に「飽田」、天平5年 (733) に「秋田」という表記になります。

^{※3} 城柵官衙:行政機能を基本とし、軍事や生産施設などの多様な機能が付加された、蝦夷が暮らす東北地方に作られた地方官庁。

である秋田城(国指定史跡)が置かれます。天平5年(733)に山形県庄内地方から「秋田村高清水岡」に選し置かれた当初は出羽柵と呼ばれ、天平宝字4年(760)頃に秋田城と呼ばれるようになりました。

出羽国北部の行政と軍事の中心である秋田城は内郭と外郭からなる二 重構造を持ち、それぞれを区画施設



写真4 復元された外郭東門と古代沼

で区分けしていました。内郭内には政務や儀式が執り行われた中心施設の政庁、外郭内には祭祀遺構、井戸跡、寺院施設跡、役人や工人の住居や工房と考えられる竪穴建物群、倉庫群等の多様な遺構が確認されています。初期の区画施設は瓦葺きの築地塀(**1)で、元々この地方に住んでいた蝦夷(**2)に対し威厳を示すための役割を果たしたと考えられます。秋田城内で使用されたこの瓦は、旭川地区や上新城地区など秋田平野の丘陵部にある窯で生産されました。

役所の機能を持つことから、木簡(**3) や漆紙文書(**4) が多く出土しており、 それら文字資料からも当時の秋田城の実態をうかがい知ることができます。また、秋田城は渤海(**5) との外交の窓口でもありました。それを裏付けるように、城内からは全国的にも類例のない奈良時代の立派な水洗順舎跡(トイレ跡) が発見されました。このトイレ跡には目隠し塀があ



写真5 復元された水洗廁舎

るだけでなく水洗機能も備えており、沈殿槽からは豚食に伴う寄生虫卵が見つかりました。当時の日本では豚を常食とする食習慣はないため、トイレの使用者は豚の飼育が盛んな渤海の使節団である可能性が高いと考えられます。

このような古代秋田の拠点であった秋田城を造営したのは、秋田城のすぐ西側にあ

^{※1} 築地塀:粘土と砂を交互につき固める版築技法で積み上げた塀。

^{※2} 蝦夷:律令国家側が、東北地方から北海道に住む生活や文化様式が異なる人々に対して使った呼び名。律令国家の支配に属した蝦夷は俘囚と呼ばれました。

^{※3} 木簡:文字が記された木製品。連絡用の手紙、帳簿、荷札などさまざまな用途で使われました。

^{※4} 漆紙文書:漆容器の蓋に再利用され、漆の効果で腐らずに残った役所の廃棄文書。

[%] 5 渤海: 8 \sim 10 世紀に朝鮮半島北部から中国東北部に領域を持った国家。交易を目的とした使節をたびたび日本に派遣しており、出羽国に来着した記録も見られます。

る後城遺跡に集落を構えた人々でした。出土遺物の様相から、後城遺跡では北陸や関東からの移住者と地元民である蝦夷が混在して生活していたと考えられています。他にも、副葬品から律令国家と蝦夷との関わりがわかる例として、奈良時代の鏡である花卉双蝶八花鏡や蝦夷が使ったとされる蕨手刀が出土した四ツ小屋地区の小阿地古墳があります。埋葬された人物は、律令国家と関わりがある地元の有力者と考えられます。また、御所野台地の南端にある湯ノ沢F遺跡のお墓からは、蕨手刀や馬具、鏃等の武具のほか、役人が使った帯飾りなどが見つかりました。埋葬された人物は、停囚と呼ばれた律令国家側に帰属した蝦夷と考えられています。このように、当時、出自

の違う集団同士の交流があったことがうかが えますが、それは平和的な関わりだけではな く、時には対立も生じていたことが文献や発 掘調査によってわかっています。

他に、特徴的な遺跡として、御所野台地の麓を流れる岩見川左岸に位置する大文 II 遺跡があります。遺跡の内外を分ける区画施設が110m以上にわたり見つかりました。秋田平野の古代集落遺跡で他に類例がないこれほどの規模の区画施設を作ることができるのは秋田城に関係する集団が想定され、また、遺物の年代や遺構の構造等からも、秋田城と関係が深い施設の一部である可能性が指摘されています。



写真6 大又Ⅱ遺跡の区画施設

(3)中世

10世紀半ば以降、律令国家の力が弱まり東北地方の城柵官衙が相次いで終末を迎えるなか、古代秋田城の機能も失われますが、その後の文献にも秋田城の名称や秋田城介という役職名が記されています。そして、鎌倉時代以降になっても、秋田城介は北方を鎮護する役職名として残り、武門の名誉の称号として重んじられました。

地域支配の変質を背景に、秋田・岩手県域を舞台とした前九年合戦と後三年合戦を経て奥州藤原氏が奥羽支配に乗り出しますが、この頃の秋田市域の様子は、文献や遺跡が少なく不明な点が多いのが実情です。奥州藤原氏の滅亡後、秋田郡の地頭には橘が金米が任じられました。しかし、秋田には常住せず、間接的な支配体制をとっていたと考えられます。

その後市域には、地域を支配する有力者による防衛機能を兼ねた拠点である館が多

数築かれ、現在も館跡として多く残っています。特に状態がよく残っているのが、岩岩川右岸の丘陵に立地する豊島館跡です。室町時代後半に岩見川流域一帯と雄物川下流域に勢力を振るった豊島氏の居館で、東東の居館で、東東の居館で、東東の民間では通承のと呼ばれる曲輪があり、空堀、土塁、急斜面に守られた野面な館です。



写真7 豊島館跡の奥御殿

南北朝時代以降、安東氏が諸勢力を抑えて秋田郡を中心に勢力を伸ばし、檜山を拠点とした檜山安東氏、秋田湊を拠点とした湊安東氏が並び立ちました。秋田湊は三津七湊 (※1) の一つで、日本海および雄物川水運により発展していました。

南北朝の騒乱は秋田まで影響を及ぼしたため神仏に対する人々の関心が強くなり、特に時宗、曹洞禅、熊野信仰などが広まりました。秋田市内には市域で最も古い曹洞宗寺院である補陀寺(市指定有形文化財)があります。補陀寺には、津軽の十三湊領

主であった安東盛季の位牌が安置されており、寺伝では彼を開基としています。

中世の人々の生活を示す遺跡として、川尻の下夕野遺跡があります。 掘立柱建物跡や井戸跡が多数確認されており、出土遺物の様相や施設の性格から、強い統制力を持った武士を中心とした集落跡と考えられま



写真8 後城遺跡の竪穴住居跡

す。13世紀を中心に営まれ、14世紀中頃には機能を失いました。後城遺跡は、中世に おいても集落として利用されました。この時代には周辺に寺院が所在したとされ、そ れとの関係がうかがわれる遺構や遺物も確認されています。中世の後城遺跡は14世紀 後半から最盛期を迎えることから、湊安東氏と関係がある可能性があります。

また、太平山など信仰の対象になった山々では、中世から近世にかけて修験道(※2)

^{※1} 三津七湊:室町時代に作られた、日本最古の海運に関する法令『廻船式目』に記された全国の主要港。三津は、 を濃津(三重県津市)、博多津(福岡県福岡市)、堺津(大阪府堺市)。七湊は、三国湊(福井県坂 井市)、本吉湊(石川県白山市)、輪島湊(石川県輪島市)、岩瀬湊(富山県富山市)、今町湊(新潟 県上越市)、秋田湊、十三湊(青森県五所川原市)。

^{※2} 修験道:日本最古の山岳信仰をもとに、仏教などさまざまな要素が融合して形成された日本独自の信仰形態。 山中で修行することで霊験を得ようとする者のことを修験者と呼びます。

が広まりました。山間の集落で伝承されてきた民俗芸能である番楽の中には、中近世の修験と関わりが深いとされているものもあります。

(4) 近世

天正17年(1589)、檜山安東氏と 養安東氏の両家が争う湊合戦が勃発 しました。これに勝利した檜山安東 氏は湊安東氏を併合し、拠点を湊城 へ遷したと伝えられています。湊合 戦後、湊城を大規模に改修し、改め て秋田郡を治める体制を整えようと



写真9 「秋田街道絵巻」(部分) 久保田城の遠景

した安東氏は、直後の関ヶ原の戦いの戦後処理により常陸国の宍戸へ移封となり湊城から離れました。

安東氏にかわったのは、常陸国の水戸城を拠点としていた佐竹氏でした。慶長7年(1602)、領地の明確な範囲や石高が示されないまま国替えの命を受け秋田にやって来た初代秋田藩主佐竹義宣は、旧領主安東氏の居城であった湊城に入城しました。しかし、湊城は手狭な平城であったため、湊城より内陸にある窪田の神明山(現在の千秋公園)に新城を築きました。これが久保田城(秋田城)で、以後、秋田藩主佐竹氏12代約270年間の居城となります。慶長8年(1603)に着工、同9年(1604)に入城し、その後も継続して城の整備を続けました。久保田城は複数の曲輪がある平山城で、石垣を持たない全国有数の土塁の城です。久保田城の各施設の様相は絵図等に残されていますが、現存している建物は御物頭御番所(市指定有形文化財)だけで、長坂門の開閉や城下一帯の警備を担いました。

佐竹氏に関わる建造物は、他に万固山天徳寺があります。佐竹氏の菩提寺で曹洞宗

に属し、常陸国からともに移転してきました。本堂は貞享4年(1687)、書院は文化3年(1806)、山門は宝永6年(1709)、総門は慶長年間(1596~1615)の建築といわれ、それぞれが国指定重要文化財となっています。境内の一角には佐竹家歴代の先祖を祀る佐竹家霊屋(国指定重要文化財)があります。

並行して城下町の整備も進めら



写真10 「秋田風俗絵巻」通町の市(部分)

れ、旭川をはさんだ東側に武家町(内町)、西側に町人町(外町)が町割りされ、さらに西側に寺院が置かれました(寺町)。旭川は、町割りの区画としてだけでなく、城下と湊をつなぐ舟運の要でもありました。また、羽州街道も整備され、外町はさまざまな人や物が行き交う城下町として活気を呈しました。

湊城が破却された湊は、雄物川の舟運と日本海の海運を担う外港としての機能を強めていきました。雄物川を通じて藩内の穀倉地帯と結ばれて米を集め、西廻り航路が開発されてからは北前船の寄港地として賑わい、陸路では羽州街道を通じて城下とつながるなど、物資の集散地として発展しました。

このような築城や城下の整備などにより、現在の秋田市中心部の原型が築かれました。他にも、新田の開発、養蚕業の奨励、林政の改革など、近世を通じて行われた佐竹氏による領国経営は、現在につながる豊かな都市の礎になっています。

都市としての機能が完成し、藩内が安定してくると、 さまざまな文化が発展していきます。江戸時代の秋田藩 ゆかりの文化の一つに秋田蘭画があります。画才に秀で た秋田藩士小田野直武が平賀源内から西洋画法を学んだ ことを契機に生み出された、独自の洋風画です。直武は 安永2年(1773)に江戸に上り、そこで源内から西洋画 法を学びながら技術を高めました。そのつながりから、 安永3年(1774)には西洋医学の翻訳書である『解体新 書』の挿絵を担当しています。安永7年(1778)には秋 田藩に戻り、8代秋田藩主佐竹義敦にその画法を教授し ます。義敦も曙山と号し、熱心に新たな作品を生み出し ました。洋風の画法を学ぶ機会に乏しかった時代、曙山 らは東洋の画法を下敷きに独自の画法を確立しました。 秋田蘭画は藩士の間で流行しますが、流行の契機であり 中心でもあった直武や曙山が亡くなると、下火となりや がて廃れてしまいます。



写真11「紅蓮図」 佐竹曙山筆

また、秋田市域に残る民俗行事は、 近世に起源を持つものが多くありま す。宝暦年間(1751~1763)頃に原 型ができたとされる秋田の竿燈、元 和6年(1620)に創建された湊の総 鎮守土崎神明社の例祭である土崎神 明社祭の曳山行事が代表的なもの で、いずれも国指定重要無形民俗文 化財となっています。



写真12 秋田の竿燈

(5) 近現代

幕末、新政府と旧幕府派が対立する中、秋田藩は東北諸藩を中心に結成された製羽 をかってはとうがい 越列藩同盟から離脱し新政府側に与したため、列藩同盟諸藩から攻め込まれました。 当初は領内に攻め込まれ、戦線は城下に及びそうになりましたが、九州諸藩の援助を 得て反攻に転じ、秋田における戊辰戦争は終了しました。その後、版籍奉還および廃 藩置県が行われ、秋田藩は機能を停止し、秋田県が成立します。そして、久保田城下 を中心として編成された秋田町は県都となりました。

藩が廃止されたことにより機能を失った久保田城には当初、県庁が置かれましたが、明治5年(1872)に県庁は旧藩校明徳館に移転します。明治13年(1880)には、原因不明の出火により本丸の建物がほとんど失われ、城跡は次第に荒れていきました。明治22年(1889)の市制施行後、久保田城跡を公園として整備し活用しようとする機運が高まります。そこで、明治29年(1896)に高名な造園家の長岡安平を招き、整備を開始します。やがて久保田城跡は千秋公園(市指定名勝)と呼ばれ、城跡公園として広く知られるようになりました。

市制施行後は、さまざまなインフラの整備が進められます。その痕跡が残る文化遺

産として、国内でも初期の水道施設である藤倉水源地水道施設(国指定重要文化財)が旭川上流にあります。この施設は、生活用水を旭川や井戸水に頼っていた秋田市中心部の状況を改善しようと計画された上水道で、明治36年(1903)に着工、明治40年(1907)に利用が開始されました。しかし、洪水の被害を受け設計



写真13 藤倉水源地水道施設

変更を行い、明治44年(1911)に改めて竣工しています。その後、昭和48年(1973)まで市内へ給水を行うことで市民の生活を支え、秋田市の近代化を牽引しました。

また、大雨時に雄物川とその支流で生じる水害の防止と、雄物川の河口であった土崎港の改良を目的に計画された雄物川放水路の開削は、大正6年(1917)から工事を開始し、



写真14 水車発電機

昭和13年(1938)に完成します。放水路により洪水の脅威が軽減されたほか、工事に伴い発生した多量の土砂は湿地の埋め立てに利用され、茨島工業地帯として整備されました。

鉄道や道路も順次整備されますが、その中で、帝国鉄道院(JR東日本の前身)が車両の整備・修理のための土崎工場を開設するにあたり、その動力源として水力発電所の建設が計画され、明治44年(1911)に現在の旧河辺農林漁業資料館の場所に発電所が作られました。その際に利用された水車発電機(市指定有形文化財)が今も同地に残されています。

また、油田が資源として注目され、黒川・八橋・旭川など各所の油田が早くから開発されました。現在も採油機(ポンピングユニット)が稼働し、油田地帯としての景観が残されている場所もあります。

産業の発展に並行して市域にも西洋文化が急速に広まり、生活様式や教育、医療をはじめとして、物の考え方も大きく変化しました。文明開化時の秋田の様子をうかがえる記録として、イザベラ・バードの旅行記『日本奥地紀行』があります。バードは英国人の紀行家で、明治11年(1878)に日本を訪れ全国各地を旅行します。その中には秋田市域も含まれており、西洋料理を愉しんだ様子や城下町の情景が詳細に描写さ

昭和に入り太平洋戦争が終戦を迎える前夜の昭和20年(1945)8月14日、土崎港に米軍機B29が来襲し日本最後の空襲の一つとされる土崎空襲がありました。国内最大級の産油を誇る秋田市域周辺油田の原油を精製する製油所が米軍機の目標とな

れています。



写真15 移築された被爆倉庫

り、製油所のほか全焼・全半壊は100戸以上、犠牲者は250名以上といわれるなど多大な被害を受けました。

終戦後、外地からの引揚者や復員軍人などが集まることでヤミ市が立ち、周辺町村からの行商人などでにぎわった秋田駅前周辺には、後に金座街と呼ばれる商店街が生まれ、市民に親しまれました。戦後の高度経済成長は、農村や市街地にも変化をもたらします。工業のために必要とされた大量の労働力が農村から都市部に移動したことで農業の省力化が求められ、機械化が急速に進み農村風景は大きく変貌しました。また、都市近郊では農地の宅地化が進み新興住宅街も現れるなど、市街地の様子も一変しました。

このような中、経済の発展を背景に数度の市町村合併を経て市域は拡大し、人口も急増しました。そして、昭和36年(1961)の第16回国民体育大会(秋田まごころ国体)をきっかけに経済や生活基盤が整備されるなど、秋田市はさらなる発展をとげました。平成元年(1989)に市制施行100周年を迎え、平成9年(1997)に中核市となり、平成17年(2005)には旧河辺町、旧雄和町を編入し、県都として新たな歩みを進めています。

第4節 地域区分

(1)目的

後述する歴史文化の特性(第4章第2節)を踏まえ、文化遺産の効果的な保存・活用を見据えるための地域区分を設定します。

(2) 基準

本計画では、大きな範囲を「地域」、地域をさらに細分した単位を「地区」として市域を区分します。

本市は、平成17年(2005)に旧河辺町および旧雄和町の編入がありました。現在本市の地域の区分けは、旧河辺町・旧雄和町編入前の旧秋田市を中央・東部・西部・南部・北部に区分し、これに河辺・雄和を加えた7地域となっています。この区分けは、秋田市総合都市計画や秋田市立地適正化計画など各計画において地域分けの基準となっており、また、各地域に市民サービスセンターが設置されるなど、市政および市民生活に馴染んだものとなっていることから、本計画においてもこの区分けを「地域」として採用することとします。

さらにその各地域の中に小さい区分として「地区」を当てはめることとし、必要に 応じて、地形や水系、位置などによる区分も併用します。

(3)地域区分

秋田市を大きく7地域に区分けし、さらに小さい区分である地区に分けた場合、具体的な地名を当てはめると、表6になります。

表 6 地域区分

地域 No.	地域名	地区 No.	地区名	主な地名
		1	城下町	大町・旭南・千秋・千秋公園・ 中通・楢山・保戸野・南通
1	中央	2	城下町周辺1	川元・川尻・旭北・高陽・山王・八橋
		3	城下町周辺2	泉・手形
G.	-to deep	4	旭川	旭川・山内・新藤田・添川・外旭川・ 濁川・仁別
2	東部	5	太平	太平・大平台・桜・桜ガ丘・桜台・ 下北手・手形山・東通・広面・柳田・横森
3	西部	6	新屋	新屋
ð	四司	7	西部	下浜・豊岩・浜田
4	南部	8	南部	牛島・卸町・大住・御野場・上北手・ 仁井田・茨島・南ヶ丘・山手台
		9	御所野・四ツ小屋	御所野・四ツ小屋
		10	寺内	寺内・将軍野
_	-112-417	11)	土崎・飯島	土崎・飯島・港北
5	北部	12	下新城・上新城	下新城・上新城
		13	金足	金足
6	河辺	14)	河辺	赤平・岩見・大沢・大張野・ 北野田高屋・三内・神内・高岡・戸島・ 豊成・畑谷・松淵・諸井・和田
7	雄和	15	雄和	新波・相川・碇田・石田・萱ヶ沢・ 左手子・神ケ村・下黒瀬・芝野新田・ 種沢・田草川・繋・椿川・戸賀沢・ 平尾鳥・平沢・妙法・向野・女米木

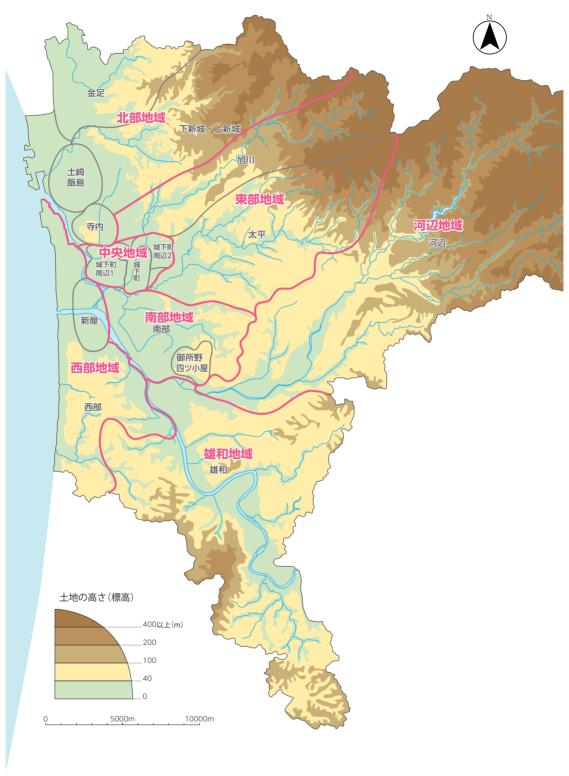


図11 地域区分

第2章 秋田市の文化遺産の概要

第1節 指定等文化財

(1) 概要

秋田市には、令和6年(2024)3月31日現在で301件の指定文化財(国指定23件、県指定115件、市指定163件)、42件の国登録有形文化財、1件の国登録記念物があり、 秋田県内の自治体では最も多くの指定等文化財が存在しています(表7、資料編1)。 なお、文化的景観および伝統的建造物群の選定はありません。

表 7 指定等文化財集計表

令和6年(2024)3月31日現在

				有形式	大化財			民俗文化財		記念物					
	建造物	美術工芸品						無形 文化財	有形の 民俗	無形の 民俗	遺跡	名勝地	動物· 植物·	合計	
	建坦彻	絵画	彫刻	工芸品	書跡· 典籍	古文書	考古 資料	歴史 資料		文化財	文化財	(史跡)	(名勝)	地質鉱物 (天然記念物)	
国指定	8	0	1	0	1	0	2	1	0	2	3	3	1	1	23
県指定	3	13	10	25	13	7	20	11	1	4	2	5	0	1	115
市指定	8	16	19	21	8	16	13	21	2	7	11	8	2	11	163
小計	19	29	30	46	22	23	35	33	3	13	16	16	3	13	301
国登録	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	43
合計	61	29	30	46	22	23	35	33	3	13	16	16	3	14	344

指定文化財

指定の類型としては、有形文化財が237件と最も多く、次いで記念物が32件、民俗文化財が29件、無形文化財が3件です。

有形文化財

建造物は、19件(国指定8件、県指定3件、市指定8件)あります。国指定は、江

戸時代に建てられ、当時の生活様式等を 残す武家、農家および寺院です。その他、 本市の近代化を示す水道施設やレンガ造 の洋風建築があります。県指定には、江 戸時代の社寺建築や町家があります。市 指定には、江戸時代の木造建築のほか、 県内のコンクリート建築では比較的早い 段階の教会などがあります。



写真16 旧松倉家住宅(県指定)

絵画は、29件(県指定13件、市指定16件)あります。県指定および市指定ともに、寺院が所有する仏教画が大部分を占めており、多くは室町時代から江戸時代前期までに描かれたものです。その他、江戸時代後期の久保田城下の風景や風俗を描いた絵巻、西洋画の手法を取り入れた秋田蘭画などがあります。

彫刻は、30件(国指定1件、県指定10件、市 指定19件)あります。多くは木造もしくは銅造 の仏像ですが、他に、聖徳太子の孝養像や神社 を装飾する彫刻などがあります。

工芸品は、46件(県指定25件、市指定21件) あります。県指定および市指定ともに刀剣類、 甲冑類および馬具類が大部分を占めています。 その他、県指定には、涅槃図の織物や梵鐘、茶 器などがあり、市指定には、秋田藩主の夫人が 使用したとされる駕籠などがあります。

書跡・典籍は、22件(国指定1件、県指定13件、市指定8件)あります。国指定は、平安時代に行われた歌合の書跡です。県指定には、儀式の決まりや先例などを藩主の命で編さんした記録のほか、久保田城下に生まれた国学者平田鶯胤の画讃などがあります。市指定には、藩主による写経や俳人石井露月の書簡などがあります。





写真17 佐竹曙山写生帖(県指定)



写真18 新波神社の力士(市指定)

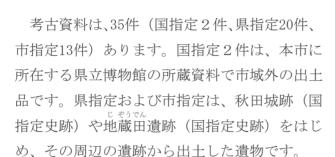


写真19 人色皮包仏胴黒糸縅具足(市指定)



写真20 平田篤胤和魂漢才(県指定)

古文書は、23件(県指定7件、市指定16件) あります。県指定には、江戸時代初期の出羽国 の絵図や、藩主佐竹氏の一門や家老の日記など があります。市指定には、江戸時代の武家や町 人の各種記録が記された日記類などがあります。



歴史資料は、33件(国指定1件、県指定11件、 市指定21件)あります。国指定は菅江真澄遊覧 記で江戸時代後期の秋田藩内外の様相を知るこ とができる資料です。県指定には、江戸時代の 羽州街道が描かれた絵巻のほか、石製の狛犬な どがあります。市指定には、肖像画や城下の町 割りが描かれた絵図などがあります。

無形文化財

無形文化財は、3件(県指定1件、市指定2件)あります。県指定は、江戸時代に生まれた、 刀装具の制作に用いられた技法です。市指定は、 伝統的な工芸品として地方的特色が顕著な工芸 技術です。



写真21 政景日記(県指定)



写真22 坂ノ上F遺跡出土土偶(県指定)



写真23 御城下絵図(市指定)



写真24 秋田銀線細工(市指定)

■民俗文化財

有形の民俗文化財は、13件(国指定2件、県指定4件、市指定7件)あります。国 指定は、特定の植物を採取するために作られた湖沼用の刳船と、市内外から収集され

た各種作業時のかぶりもので、各地の地域 性を知ることができるものです。県指定に は、木造船資料のほか、山谷番楽(市指定 無形民俗文化財)で使用される面などがあ ります。市指定には、籾米の供養碑や筆塚 などの石碑のほか、熊野信仰の布教に用い られた曼陀羅図などがあります。





写真25 山谷番楽面(県指定)

無形の民俗文化財は、16件(国指定3件、県指定2件、市指定11件)あります。国 指定は、秋田の竿燈・土崎神明社祭の曳山 行事といった祭礼や太平黒沢に古くから残 るイタヤ箕製作技術です。県指定には、江 戸時代から伝わる祝福芸能である秋田万歳 などがあります。市指定には、各地域で伝 承されてきた番楽のほか、鹿嶋祭りをはじ めとした各地域の祭礼などがあります。



写真26 萱ヶ沢番楽(市指定)

記念物

遺跡(史跡)は、16件(国指定3件、県 指定5件、市指定8件)あります。国指定 は、木柵で囲まれた弥生時代前期の集落跡 である地蔵田遺跡、奈良・平安時代の城柵 官衙である秋田城跡、国学者平田篤胤の墓 です。県指定には、秋田藩主の菩提寺のほ か、奈良・平安時代の窯跡、戦国時代の館 跡などがあります。市指定には、戊辰戦争 の戦死者を葬った官修墓地、近代化遺産の 一つである産油井戸跡などがあります。



写真27 菅江真澄墓(県指定)

名勝地(名勝)は、3件(国指定1件、市指定2件)あります。国指定は、藩主によって整備された庭園である旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園です。市指定には、明治時代に久保田城跡を公園として整備した千秋公園などがあります。

動物・植物・地質鉱物(天然記念物)は、 13件(国指定1件、県指定1件、市指定11件)あります。国指定は、横臥柱状節理が発達した流紋岩の岩脈である筑紫森岩脈、県指定は、湿原の植物群落です。市指定には、市内最古と考えられるケヤキの木などがあります。

登録文化財

■ 国登録有形文化財(建造物)

国登録有形文化財の建造物は、42件あります。米の需給調整の役割を担った旧農業 倉庫を秋田公立美術大学の実習棟として活 用している建物のほか、米蔵や酒蔵、レン ガ造の洋風建築などがあります。

国登録記念物

国登録記念物は、1件あります。田沢湖 (仙北市) に生息していたものの絶滅した クニマスの標本で、県立博物館が所蔵しています。



写真28 千秋公園(久保田城跡)(市指定)



写真29 女潟湿原植物群落(県指定)



写真30 秋田公立美術工芸短期大学実習棟一号棟ほか7棟(国登録)



写真31 田沢湖のクニマス(標本)(国登録)

(2) 地域別の指定等文化財

指定等文化財を地域別に見ると、中央地域の城下町および城下町周辺が非常に多くあります。一方で、北部地域の下新城・上新城地区、東部地域の旭川地区と太平地区は相対的に少ない傾向にあります。

また、時代別では先史・古代が比較的少なく、近世が多くありますが、近世の中でも多くを占める地域は、城下町および城下町周辺です。

第2節 未指定文化財

法や条例で保護の対象になる指定等文化財がある一方で、秋田市内においては、未 だ価値が定まらない多くの未指定文化財が存在しています。これまで、市町史の編さ ん、行政機関による悉皆調査、地域団体や研究会などによる地域史などによって未指 定文化財が拾い上げられていますが、調査が行われてから年月が経過しているものや、 調査が不足している地域や類型も多くあるのが現状です。

本市では平成21年度(2009)から同29年度(2017)にかけて、市内8地区で文化財イラストマップ「ぐるっと文化財マップ」を作成しました(表9)。この事業は、自分たちの住む地域の文化遺産を身近に感じられるよう、市民協働によるワークショップを開催したもので、参加した市民のみなさんと実際にまちを歩いて情報を集め、掲載する文化遺産を検討しました。また、本計画の作成にあたり、過去に行われた調査の現状把握を一部地区で実施し、必要に応じて詳細調査を行いました(第3章第2節)。

ここでは、上記の事業等を中心に、本計画作成段階で把握している未指定文化財(表8)の概要を記載します。

■有形文化財

建造物は、18件あります。近世の社寺建築や、明治時代以降の近代和風建築などです。 彫刻は、2件あります。本計画作成にあたり実施した調査の対象とした木造坐像で、 近世のものと考えられます。

工芸品は、1件あります。江戸時代に京都伏見の人形師が伝えたとされる、伝統的な土人形です。

古文書は、4件あります。地域の有力者が残した地域の歴史文化を物語る近世の古文書類です。

考古資料は、21件あります。秋田城跡や御所野台地遺跡群、およびその関連遺跡で見つかった土器や石器などの遺物です。

歴史資料は、7件あります。太平山の山岳信仰を背景に持つ石造物群などです。

無形文化財

無形文化財は、1件あります。日本遺産の構成文化財であり、北前船に関わる歴史 が伝えられている食品加工技術です。

民俗文化財

無形の民俗文化財は、1件あります。日本遺産の構成文化財であり、北前船の影響が内陸部まで及んだと考えられる芸能です。

記念物

遺跡(史跡)は、80件あります。多くは中世の館跡ですが、古代の秋田城で使用された瓦を焼いた窯跡や近世の窯跡、近代の油田跡などがあります。

名勝地(名勝)は、3件あります。岩見川上流域の景勝地として知られる渓谷などです。

動物・植物・地質鉱物(天然記念物)は、2件あります。湖沼に生息する日本固有の希少淡水魚などです。

表 8 未指定文化財集計表

	有形文化財									民俗文化財記念物					
	美術工芸品 無形 有形の 無形の 現俗 民俗 ほん 良俗 は						遺跡	名勝地	動物· 植物·	合計					
	建坦彻	絵画	彫刻	工芸品	書跡·典籍	古文書	考古資料	歴史資料		文化財	文化財	(史跡)	(名勝)	地質鉱物 (天然記念物)	
合計	18	0	2	1	0	4	21	7	1	0	1	80	3	2	140

表9 文化財イラストマップ「ぐるっと文化財マップ」

発行年月	タイトル
平成22年(2010) 3月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市中央地区編
平成23年(2011) 2月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市新屋地区編
平成24年(2012)3月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市土崎地区編
平成25年(2013) 3月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市寺内地区編
平成26年(2014) 3月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市八橋・川尻地区編
平成27年(2015)3月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市泉(五庵山)・手形地区編
平成27年(2015)7月	秋田市文化財マップ(ポケットサイズの集約版)
平成28年(2016) 2月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市中央地区編(改訂版) 秋田市新屋地区編(改訂版) 秋田市土崎地区編(改訂版)
平成29年(2017)3月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市河辺地区編
平成30年(2018) 3月	あきたのまち再発見「ぐるっと文化財マップ」 秋田市雄和地区編



写真32 文化財イラストマップ「ぐるっと文化財マップ」 8地区 (中央、新屋、土崎、寺内、八橋・川尻、泉・手形、河辺、雄和)



写真33 文化財イラストマップ「ぐるっと文化財マップ」 秋田市新屋地区編(表面)

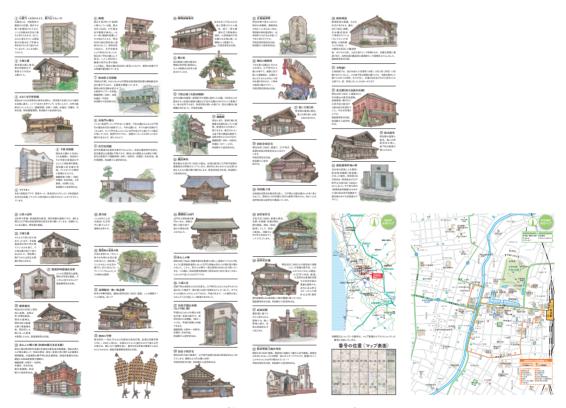


写真34 文化財イラストマップ「ぐるっと文化財マップ」 秋田市中央地区編(裏面)

第3節 関連する制度

(1) ユネスコ無形文化遺産

ユネスコ (国際連合教育科学文化機関) は、諸国民の教育・科学・文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関です。ユネスコ無形文化遺産保護条約は、平成15年 (2003) に採択され、日本は翌16年 (2004) に締結、平成18年 (2006) に発効しました。これは各国の無形文化遺産の保護や、無

形文化遺産の重要性や相互評価の重要性に関する意識の向上などを目的としたものです。

秋田市に関連するものとして、土崎神明社祭の曳山行事を含む18府県33件の国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」が、平成28年(2016)に登録されました。



写真35 土崎神明社祭の曳山行事

(2)日本遺産

日本遺産は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもので、これらを語るうえで欠かせない魅力溢れる有形・無形のさまざまな文化遺産群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけで

なく海外へも戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

秋田市に関連するものとして、7道県11市 町で構成する「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間〜北前船寄港地・船主集落〜」が 平成29年(2017)に認定されました。(追加 認定を経て、令和5年(2023)現在は16道県 49市町で構成されています。)

<本市における構成文化財>

- ・石造り五重塔(市指定有形文化財)
- 高清水の丘の五輪塔
- ·秋田街道絵巻(県指定有形文化財)
- · 秋田風俗絵巻(県指定有形文化財)
- ·金刀比羅神社石製狛犬(県指定有形文化財)
- ・ 土崎神明社祭の曳山行事 (国指定重要無形民俗文化財)
- 大正寺おけさ
- ・昆布の手すき加工技術



写真36 10分の1サイズの北前船の模型 (土崎みなと歴史伝承館)

第4節 文化遺産に関する主な歩み

秋田市では、昭和34年(1959)から同37年(1962)にかけて、文化財保護委員会(現在の文化庁)による秋田城跡の国営調査が実施され、その間の昭和36年(1961)には秋田市文化財保護条例を施行するなど、昭和30年代には現在に至る本市の文化行政の基盤が作られました。また、昭和47年(1972)に秋田城跡調査事務所を設置し秋田城跡の継続調査が、昭和56年(1981)に秋田新都市開発整備事業に伴う御所野台地の発掘調査が始まりますが、これらに先立ち初めて文化財保護主事が採用されたことで、その基盤はさらに強化されたといえます。

昭和61年(1986)の社会教育課から文化振興課への改組は、文化をより専門的な業務分掌に位置付けました。平成28年(2016)には、交流人口の拡大やにぎわい創出を図るため、教育委員会が所管していた文化に関する事務を市長部局に移管し、新たに設置された観光文化スポーツ部に文化振興課が置かれました。(文化財保護に関しては補助執行(**))

また、上記の組織機構の見直しがあった平成28年(2016)に土崎神明社祭の曳山行事を含む「山・鉾・屋台行事」がユネスコ無形文化遺産に登録、翌29年(2017)に秋田市を含む北前船ゆかりの都市が「北前船寄港地・船主集落」として日本遺産に認定、さらに翌30年(2018)からは羽州街道を主題とした事業を展開するなど、近年では、それまで継続して取り組んできた文化遺産の「保存」に加え、「活用」に対する取り組みの割合が増加傾向にあるといえます。

[※] 補助執行:権限を残して事務のみを執行させることで、この場合、教育委員会が所管する文化財保護の事務を、 市長(観光文化スポーツ部文化振興課)が担当することをいいます。

第**3**章

秋田市における文化遺産の既往調査

第1節 既往調査

(1) 概要

秋田市域では、これまで多くの文化遺産を対象に官民によるさまざまな調査が行われています。その中から、行政機関が実施した既往調査(資料編3)について、その概要を以下に記載します。

地域史

平成17年(2005)の合併以前に、旧秋田市、旧河辺町、旧 雄和町はそれぞれの市史および町史を編さんしています。

旧秋田市による『秋田市史』の編さんは数度にわたり、 平成8年(1996)から同18年(2006)までに編さんした ものが最新です。先史・古代から現代までの通史編と史 料編に加え、文芸・芸能編、美術・工芸編、民俗編があり、 全17巻にまとめられています。

旧河辺町では、『河辺町史』を2度編さんしています。 この他、『河辺町の文化財』と題して、各種テーマに沿った小冊子の叢書を全13集(平成3年(1991)~同15年 (2003))刊行しています。

旧雄和町では、『雄和町史』を昭和51年(1976)に編さんしています。この他、『雄和の文化財』と題して、各種テーマに沿った小冊子の叢書を全13集(昭和53年(1978)~平成15年(2003))刊行しています。

これら行政機関によるものの他にも、地域で編さんした地域史が多数刊行されています。

建造物

歴史的建造物は、秋田の風土に調和して建設され、歴 史文化を背景にこれまで残されてきました。指定文化財 の建造物を保護し後世に引き継ぐためには、適切な時期 に修理をする必要があります。修理は、それぞれの建造 物の価値を見極め、価値を損ねないよう慎重に実施する



写真37 秋田市史



写真38 河辺町史



写真39 雄和町史



写真40 旧松倉家住宅修復整備工事報告書

必要があり、実施後は報告書にまとめ、その建物の変遷や地域の歴史における位置付け等を記録として残します。

秋田市が修理工事を実施し、報告書を作成した建造物には、直近では旧松倉家住宅 (県指定有形文化財) や旧金子家住宅(市指定有形文化財)などがあります。

民俗文化財

市内の民俗芸能や行事を対象とした調査報告書(『秋田の竿燈』・『土崎港祭りの曳き山行事』・『萱ヶ沢番楽』・『黒川番楽』など)、『秋田市史 第16巻 民俗編』刊行のため、旧秋田市内を複数の地区にわけ社会伝承・経済伝承・儀礼伝承・信仰伝承・言語伝承・芸能伝承の



写真41 秋田市史民俗調査報告書

視点から聞き取り調査等を行った『秋田市史民俗調査報告書』など、無形の民俗文化 財に関する各種調査報告書を刊行しています。

記念物

寺内地区に所在する秋田城跡(国指定史跡)では、昭和34年(1959)から同37年(1962)までに国営の発掘調査を行い、昭和47年(1972)から現在に至るまで、史跡整備のための発掘調査を秋田市が継続して実施しています。



写真42 秋田城跡の報告書

調査は史跡秋田城跡発掘調査第Ⅰ期長期計画に基づいて行われ、秋田城の規模・基本構造・城内外施設を含めた城の機能や時期的変遷などの実態把握に大きな成果を上げています。また、調査ごとに概報をまとめており、政庁跡・鵜ノ木地区・焼山地区については、最終的な正報告書を刊行しています。

埋蔵文化財

秋田市では、埋蔵文化財包蔵地(遺跡)を分布調査や 発掘調査などで520か所確認しています(令和6年(2024) 3月31日現在)。山間部の台地では旧石器・縄文・弥生 時代の遺跡が、平野部や海岸部にかけては古代・中世・ 近世の遺跡が多く発見される傾向があります。



写真43 新都市開発関係の報告書

遺跡の範囲内での開発に伴い、記録保存が必要とされた場合に発掘調査を行います。これまで特に大規模に実施したものは、昭和56年(1981)から平成5年(1993)までに御所野台地で行われた秋田新都市開発整備事業に伴う発掘調査で、台地一帯の31も

の遺跡が調査対象となりました。

現在までに刊行された、秋田市域に所在する遺跡の調査報告書は100冊を超えます。

▶秋田県教育委員会による調査

秋田県教育委員会が行った国庫補助金を活用した悉皆調査は以下のものがあり、秋田市はそのうちの多くで把握調査等に協力しました。

表10 市域が包含される秋田県教育委員会による調査

類型	調査名	報告書	刊行年
建造物	民家緊急調査	『秋田県の民家』	昭和48年(1973)
	近世社寺建築緊急調査	『秋田県の近世社寺建築』	平成元年(1989)
	近代化遺産(建造物等)総合調査	『秋田県の近代化遺産』	平成4年(1992)
	近代和風建築総合調査	『秋田県の近代和風建築』	平成16年(2004)
民俗文化財	民俗資料緊急調査	『秋田県の民俗』	昭和41年(1966)
	民謡緊急調査	『秋田県の民謡』	昭和63年(1988)
	諸職関係民俗文化財調査	『秋田県の諸職』	平成3年(1991)
	民俗芸能緊急調査	『秋田県の民俗芸能』	平成5年(1993)
	祭り・行事調査	『秋田県の祭り・行事』	平成9年(1997)
	郷土食調査	『秋田県の郷土食』	令和6年(2024)
記念物	中近世城館遺跡詳細分布調査	『秋田県の中世城館』	昭和56年(1981)
	歴史の道調査	『歴史の道調査報告』 I 北国街道(酒田街道)・ 男鹿街道(潟西街道)・ 大間越街道 VI北部羽州街道	昭和59年(1984) 昭和60年(1985)
		Ⅷ南部羽州街道	昭和61年(1986)
	天然記念物(地質鉱物)緊急調査	『秋田県の地質鉱物』	平成7年(1995)

(2) 地域別の既往調査

表11および表12は、文化遺産を対象とした官民による既往調査について、地域別に その有無を一覧にしたものです。民間が実施した調査は数多くあるため、現時点で把 握できた内容を基にした一覧ですが、傾向は大きく変わらないものと思われます。

地域別 • 類型別

類型別では、古文書や考古資料、遺跡(史跡)の調査が多いほか、建造物や歴史資料、無形の民俗文化財などの調査も各地域で実施されています。遺跡(史跡)の調査が多いのは、宅地造成などの開発に伴い行政が発掘調査を行うことが多いためです。古文書の調査が多いのは、図書館などで行われている古文書解読講座の延長線上に結成された民間団体による調査が実施されていることによります。調査が比較的少ない類型としては、絵画、彫刻、工芸品、無形文化財、名勝地(名勝)、動物・植物・地質鉱物(天然記念物)が挙げられます。このうち、絵画や彫刻、工芸品は、市域に多く存在すると想定されますが、調査があまり進んでいない状況にあります。

表11 文化遺産調査の地域別・類型別一覧

			有形文化財								民俗之	大化財		記念物	
					美	美術工芸.	品			無形	有形の	無形の) do nut	F DW L.L	動物・
		建造物	絵画	彫刻	工芸品	書跡· 典籍	古文書	考古 資料	歴史 資料	文化財	民俗 文化財	民俗 文化財	遺跡 (史跡)	名勝地 (名勝)	植物・ 地質鉱物 (天然記念物)
	城下町	0	0				0	0	0		0	0	0	0	
中央	城下町 周辺 1							0				0	0		
	城下町 周辺2	0		0		0	0	0	0				0	0	
東部	旭川							0			0		0		
部	太平	0						0	0		0	0			
西部	新屋	0					0	0	0			0			
部	西部						0	0	0			0	0		
_	南部	0					0	0				0	0		
南部	御所野・四ツ小屋							0					0		
	寺内							0			0		0		
مالد	土崎・飯島	0					0	0	0			0	0		
北部	下新城· 上新城							0					0		
	金足	0						0				0	0		
河辺	河辺	0	0			0	0	0			0		0		0
雄和	雄和	0		0		0	0	0	0		0	0	0		0

^{※ ○}印は当該地域・類型において既往調査があること、空欄はないことを示す。

地域別に見ると、城下町、城下町周辺 2、河辺、雄和地区の調査が多くあります。 城下町、城下町周辺 2 地区が多いのは、古文書に関する調査の数に比例します。河辺、 雄和地区が多いのは、合併前に旧町域で調査が行われていることによります。調査が 比較的少ないのは、城下町周辺 1、旭川、太平、新屋、西部、南部、下新城・上新 城、金足地区などです。御所野・四ツ小屋、寺内地区は、類型ごとの調査は少ないも のの、考古資料や遺跡(史跡)の調査数が非常に多くあります。

■地域別・時代別

時代別に見ると、先史、古代、近世の調査が各地域で実施されています。これは、 発掘や古文書の調査が多く行われていることによります。また、近代の先人・先覚に 関係する資料調査の進展などから、近代の調査も多い傾向にあります。一方で、中世 に関する調査はあまり多くありません。これは、中世の資料が少なく、調査対象が限 られるためと思われます。

地域別に見た各時代の既往調査は、類型別(表11)と同じ傾向にあります。

表12 文化遺産調査の地域別・時代別一覧

		先史	古代	中世	近世	近世 • 近代	近代
	城下町				0	0	0
中央	城下町周辺 1		0	0			
	城下町周辺2		0		0	0	0
東部	旭川	0	0		0		
部	太平				0	0	
西部	新屋				0	0	0
部	西部	0			0	0	
南部	南部	0	0		0		0
部	御所野・四ツ小屋	0	0				
	寺内	0	0	0	0		0
北部	土崎・飯島			0	0	0	0
部	下新城·上新城	0	0				
	金足		0		0	0	
河辺	河辺	0	0	0	0	0	0
雄和	雄和	0	0		0	0	0

^{※ ○}印は当該地域・時代において既往調査があること、空欄はないことを示す。

第2節 調査の試行

本計画の作成にあたって、以下の内容で文化遺産の把握調査を実施しました。こう した調査を通じて、他地域における今後の調査につなげるとともに、保存・活用に係 る取り組みの基礎資料として充実させていきます。

調査地区の選定

前節で既往調査を整理した結果、調査の手薄な類型や地区が明らかになったことを受け、本計画の作成にあたり2地区を選定し、文化遺産の把握調査を実施しました。調査対象としたのは、東部地域の太平地区と旭川地区です。太平地区は、中世の館跡や山岳信仰に伴う修験の活動をはじめ、幅広い時代の多様な文化遺産の存在が確認されているものの、これまで網羅的な調査が行われていませんでした。太平地区に隣接する旭川地区は、文化遺産の分布や既往調査の状況が太平地区に類似していました。一方で、旭川地区は太平地区に比べ市街地に近い立地にあることから、調査結果を比較できることも両地区を選定した理由の一つです。

調査の手法

はじめに、過去に官民で行った調査記録等から、①神社仏閣、②歴史的建造物、③ 石造物、④館跡を抽出し調査対象としたうえで、現況を確認しました。その後、現況 確認の結果を検証し、当該地区における歴史文化の特性を考えるうえで重要と判断し たものについて、詳細調査として有識者の指導や地域の協力のもと、さらなる聞き取 りや現地調査等を行いました。

調査の結果

調査対象のいずれの文化遺産も地域住民によって大切に守られており、保存状態がよいことを確認しました。一方で、太平山の山岳信仰を背景に持つ石造物については、現況の確認ができなかったものもありました。このことは、登山道沿いに設置されるという石造物の性格上、道が使用されなくなったり草木に埋もれると存在が忘れられ、容易には確認できないものが多かった可能性があります。年月が経過することで忘れられると、そこで一定の情報が失われてしまうため、保存や継承を考えるうえでは地域住民に知ってもらうことが重要であることを再確認しました。

■地域への報告

報告会を開催し、調査結果を地域住民に周知しました。報告会を開催することで、 自分たちが住む足もとにある歴史文化を知るきっかけを創出できたことに加え、文化 遺産の保存・活用に関心を持ってもらうことができました。なお、報告会で実施した 「秋田市の歴史文化に関するアンケート」と集計の一部を資料編5に掲載します。

表13 現況確認の結果

	太平地区(名	合和3年度)	旭川地区(令和4年度)			
	対象数	確認できた数	対象数	確認できた数		
神社仏閣	31	31	14	14		
歴史的建造物	32	30	12	11		
石造物	127	72	53	26		
館跡	12	12	12	12		

1

2

表14 詳細調査の対象

	太平地区(令和3年度)	
1	勝手神社	
2	生面神社と山谷番楽	
3	髪長尊と阿弥陀如来坐像	
4	久保台古墳	
5	オエダラ箕	
6	嵯峨家文書	
7	三吉神社	



旭川地区(令和4年度)

泉福院と五庵山

仁別森林鉄道

補陀寺と藤原藤房の墓

図12 太平地区および旭川地区の位置



写真44 オエダラ箕 [国指定重要無形民俗文化財] 秋田のイタヤ箕製作技術



写真45 太平山の石造物

第4章 秋田市の歴史文化

第1節 歴史文化の考え方

歴史文化とは、文化遺産とそれに関わるさまざまな要素が一体となった周辺環境のことで、地域固有の風土のもと、先人によって生み育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果、およびそれらが存在する環境を総体的に把握した概念を指します。

広大な市域と重層的な歴史を有する秋田市における歴史文化の特性は、単純に地域を区切って考えた場合、本来の特徴を見失うおそれがあります。そこで、地域区分と緩やかに連動した歴史文化を俯瞰して捉え、いきいきとした歴史像を描く歴史文化の特性を導き出すことで、文化遺産の保存と活用について考える枠組みが得られます。

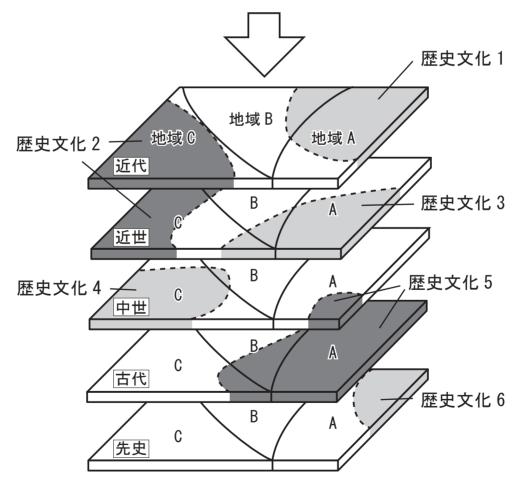


図13 歴史文化と地域区分のイメージ

第2節 歴史文化の特性

第1章第3節でまとめた秋田市の歴史的背景をもとに、時間軸に主眼を置きながら 地域の視点も加えて秋田市の歴史文化の特性を整理し、次の四つの大分類と15の項目 を捉えました。

表15 秋田市の歴史文化の特性

1	Ι	境界域の歴史文化	①旧石器時代の足跡
2		南北文化の接点	②円筒式土器と大木式土器
3			③縄文から弥生への文化の移行
4			④最北の古代城柵「秋田城跡」
5	П	拠点の歴史文化	①わずかに見える人々の営み
6		移りゆく拠点・発信する文化	②出羽国の中核「秋田城跡」
7			③湊の安東、秋田平野の館跡群
8			④久保田城と城下町
9			⑤近代化と豊かな資源
10			⑥時代を先取りした文化の創造と発信
11	Ш	交流の歴史文化	①湊の繁栄
12		海・川・陸の道	②街道を支えた人々
13	IV	多様な地域の歴史文化 山・村・町に重なる時層	①豊かな自然に刻まれた歴史
14			②息づく祈りの風景
15			③山・村・町の暮らし



図14 歴史文化の特性 時間軸

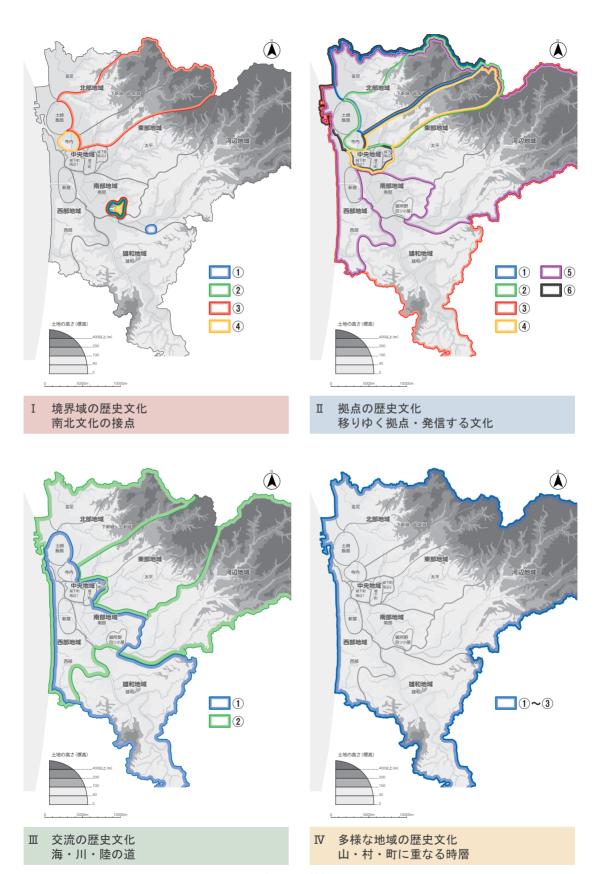


図15 歴史文化の特性 主な地域

I 境界域の歴史文化 南北文化の接点

秋田市域は、さまざまな時代において南と北の文化が接し交わる、文化の境界域としての性格を有していました。遺跡から出土した遺物の様相から人や文化が行き交った様子が認められることに加え、文献でも、日本の北方に住む人々がゲワ(出羽)の国の大なる町アキタ(秋田)に来て活発に交易を行っていると記されるように(宣教師ルイス・フロイスによる永禄8年(1565)の書簡)、異なる文化が接し交流する「南北文化の接点」という歴史特性がうかがえます。

I 一①旧石器時代の足跡

時代	旧石器時代
主な地域	南部(御所野・四ツ小屋)、河辺(戸島(七曲台))

秋田市で最も古い遺跡は、3万5 千年前に始まった後期旧石器時代の 遺跡で、主に秋田市南部の御所野台 地から河辺地区にかけて確認されて います。氷河期にあたるこの時代の 日本列島は大陸と地続きで、人々は 一か所に住み続けることなく獲物を 求めて移動しながらの生活を送って いました。





左:写真46 磨製石斧(地蔵田遺跡) 右:写真47 細石刃(狸崎B遺跡)

後期旧石器時代の古い段階にあたる地蔵田遺跡から出土した透閃石岩 (※1) 製の磨製石斧からは北陸地方との関係が、同時代の新しい段階にあたる狸崎 B 遺跡から出土した細石刃 (※2) からはシベリアや北海道との関係がわかり、秋田市域では当時の人々の活発な移動によって南北の文化が行き交っていました。

代表的な文化遺産

指定等文化財 一

未指定文化財 出土品(地蔵田遺跡、風無台Ⅱ遺跡、狸崎B遺跡) ほか

^{※1} 透閃石岩: 姫川 (新潟県・長野県) の上流で産出する石材。

 $[\]mbox{\%2}$ 細石刃:木の柄などに作った溝に複数をはめ込んで使用した、長さ約2~3 cm、幅1 cm未満の小さな石器。北日本にはシベリアから北海道を経由して細石刃文化が流入したとされます。

I −②円筒式土器と大木式土器

時代	縄文時代
主な地域	南部(御所野・四ツ小屋)

およそ1万年続いた縄文時代、日本列島では縄文土器が作られ続けました。縄文土器は地方色が非常に豊かであるため、形や文様を観察することで、土器が作られた時期や地域を把握することができます。

縄文時代前期から中期にかけての東北地方では、北部では円筒式土器、南部では大木式 土器が作られ、それぞれの文化圏を形成しました。南北の境界は、時期によって多少の違いがあっても、秋田市~田沢湖~盛岡市~宮



写真48 円筒式土器と大木式土器の 折衷型の土器(下堤A遺跡)

古市のラインであることが指摘されています。秋田市南部の御所野台地に所在する下堤A遺跡では、南北の土器が混在して見つかるなど、異なる文化が影響し合いながら生活が営まれたことが認められます。

このように秋田市域は、ともに個性が強い南北の土器文化圏が接した場所という 大きな特徴があるほか、北陸地方の土器も見つかるなど、想像以上に広域な交流が ありました。

代表的な文化遺産

指定等文化財 -

未指定文化財 出土品(下堤A遺跡をはじめとする御所野台地遺跡群)ほか

■ I-③縄文から弥生への文化の移行

時代	縄文時代晩期・弥生時代前期
主な地域	南部(御所野・四ツ小屋)、北部(上新城)、東部(旭川)

縄文時代晩期は、現在の青森県を中心に分布する亀ヶ岡式土器 (*1) が盛行した時期で、秋田市域においても地方遺跡や戸平川遺跡、上新城中学校遺跡等、精巧な土器を伴う遺跡が存在します。

^{※1} 亀ヶ岡式土器: 薄手で黒く光沢のある精製土器が特徴で、多様な器種構成があります。青森県の亀ヶ岡遺跡出 土土器にちなんで名付けられました。

弥生時代の東北地方は、縄文社 会の中に弥生集落が点在する姿が イメージされてきました。弥生時 代前期の木柵で囲まれた集落である地蔵田遺跡では、同時期の西日 本で代表的な遠賀川式土器によく 似た遠賀川系土器 (**) が多数見つ かったことで注目されています。 一方で、縄文社会によく見られる 遺物も出土しており、縄文から弥 生に文化が移行する時期の生業を 想像できます。



写真49 遠賀川系土器と在地の土器 (地蔵田遺跡)

このように秋田市域では、縄文時代晩期には北の文化を、弥生時代前期には南(西)の文化を受容してきました。近接した時期に営まれた上新城中学校遺跡と地蔵田遺跡が木柵で囲まれるという全国的にも類例の少ない形態を持つ共通点、西日本の影響を受けた点が多くうかがえる地蔵田遺跡の存在など、境界域における縄文から弥生に文化が移行する時期の特異な姿を見ることができます。

代表的な文化遺産

指定等文化財 地蔵田遺跡(国指定)、戸平川遺跡出土品(県指定)、地蔵田遺跡

出土品(県指定)、地方遺跡出土品(市指定)ほか

未指定文化財 出土品(上新城中学校遺跡) ほか

I −④最北の古代城柵「秋田城跡」

時代	古代
主な地域	北部 (寺内)、南部 (御所野)

[※] 遠賀川系土器:北九州の遠賀川流域から西日本一帯に広がった遠賀川式土器に形や文様が似ている土器。同時期 の東北地方で見られ、稲作文化の伝播を示すとされます。

これらの役割を担う秋田城には、軍事機能も備えられていました。城内には常時 兵士がいたとされ、平安時代前期の非鉄製小札甲(*1)も見つかりました。秋田城と

蝦夷との間では幾度かの争いがありましたが、御所野台地に所在する湯ノ沢F遺跡で見つかった刀や馬具などが副葬された墓は、蝦夷の反乱である元慶の乱(**2)の戦死者の墓ともいわれています。





左:写真50 非鉄製小札甲(秋田城跡) 右:写真51 非鉄製小札甲の復元模型

代表的な文化遺産

指定等文化財 秋田城跡(国指定)、秋田城跡出土非鉄製小札甲(県指定)、秋田

城跡出土戸籍関係漆紙文書(SK1555土坑出土)(市指定)、湯ノ

沢F遺跡出土品(県指定)ほか

未指定文化財 出土品 (秋田城と関連遺跡) ほか

Ⅱ 拠点の歴史文化 移りゆく拠点・発信する文化

秋田県の県庁所在地である秋田市は平成9年(1997)に中核市になり、県都として発展を続ける東北地方日本海側の拠点都市の一つです。歴史を振り返ると、古代、中世、近世と地域の中核に求められる地理的特性が変化するなかで、秋田市域には場所を変えながら拠点となる重要施設が設置され続けました。古代の秋田城、中世の湊城、近世の久保田城がその代表で、それぞれの時代に応じた役割を果たし、また個性的な文化を創造し、発信した重層的な歴史特性を持っています。

^{※1} 非鉄製小札甲:革などで作った小さな板を漆で固め、連結した甲。

^{※2} 元慶の乱:元慶2年(878)におこった、秋田城とその周辺地域を舞台とした出羽国始まって以来の蝦夷の大乱。 秋田城が壊滅的な損害を受けるなど戦況は厳しかったものの、律令国家から派遣された藤原保則が 政府側についた蝦夷勢力の協力で打開を図り、乱は収束に向かいました。

II −① わずかに見える人々の営み

時代	弥生時代後期・古墳時代・飛鳥時代
主な地域	北部(金足・下新城・上新城)

秋田市内には500か所を超える遺跡が確認されていますが、多くは縄文時代と平安時代に属し、時代ごとの遺跡数には大きな偏りがあります。特に、弥生時代後期から飛鳥時代にかけての遺跡は極めて少ない状況にありますが、その中でも、工事に伴って出土した松木台Ⅲ遺跡の弥生時代後期の土器、出土状況の詳細は不明なものの下新城の岩城出土と伝えられる弥生から



写真52 管玉(伝 下新城岩城出土)

古墳時代と考えられる管玉、大清水台Ⅱ遺跡で見つかった飛鳥時代の須恵器など、 わずかながらに当時を伝える遺物が確認されています。

この時期の遺跡が実際に少ないのか、それとも発見されていないのかは不明ですが、奈良時代に律令国家の拠点である秋田城が設置されたことを考えるとき、管玉など西日本の要素が強い資料が少数ながら見つかっているこの時期の状況は、次の時代につながる基盤が形成されたという点で本市の歴史文化の特性の一つであります。

代表的な文化遺産

指定等文化財 -

未指定文化財 出土品(松木台Ⅲ遺跡、大清水台Ⅱ遺跡、伝 岩城)ほか

■ Ⅱ -② 出羽国の中核「秋田城跡」

時代	古代
主な地域	北部(寺内・下新城)、東部(旭川)

秋田市域における政治・軍事・文化の中核であった秋田城の設置場所の選定がどのような観点で行われたか諸説ありますが、日本海側の城柵官衙の多くが大河川の河口付近にあることから、雄物川河口を強く意識したようです。このことは、河口から物資を荷揚げし運搬しやすい場



写真53 円面硯(左)、風字硯(右)、刀子と鞘(下) (いずれも秋田城跡)

所に外郭西門があり、そこから城内に倉庫群が配置されていることからもうかがえます。

代表的な文化遺産

指定等文化財 秋田城跡(国指定)、秋田城跡SE406井戸跡出土品(県指定)、

秋田城跡SG463沼跡出土祭祀遺物(市指定)、秋田城跡出土胞衣

壺(市指定)ほか

未指定文化財 古城廻窯跡、手形山窯跡 ほか

■ II - ③ 湊の安東、秋田平野の館跡群

時代	中世
主な地域	全域

日本海を舞台に活躍した安東氏は、能代の檜山、男鹿の脇本を経て、秋田湊に湊城を築きました。安東氏に関連する遺跡は北海道から西日本まで広がり、詳細は定かでないものの水軍の伝承が残るなど、安東氏は海と強い関わりを持った一族であり、三津七湊の一つに数えられる秋田湊を拠点としました。このように、中世における



写真54 湊城跡と日本海 (湊城の本丸跡周辺に土崎神明社が建てられたとされる)

地域の拠点は、古代に引き続き秋田市域に築かれました。なお、秋田の戦国大名として成長した安東氏は、後に秋田氏を名乗り江戸時代を迎えます。

また、秋田市域には、戦国の世に安東氏と連携し、あるいは敵対したと伝えられる豪族たちの館跡が秋田平野の縁辺部に分布しています。

代表的な文化遺産

指定等文化財 秋田家資料(県指定)、豊島館跡(県指定) 未指定文化財 湊城跡、岩城館跡、舞鶴館跡、白華城跡 ほか

■ Ⅱ - ④ 久保田城と城下町

時代	近世
主な地域	中央、東部(旭川)

初代秋田藩主佐竹義宣は、神朝智士に久保田城を築き、窪田と呼ばれた周辺の地を城下町としました。それ以前の窪田は、地名の通り湿地や沼地の広がる無人の地だったと伝えられます。しかし、広大な土地の確保に加え、湊との機能分担、街道や河川舟運の活用など、総合的なまちづくりが可能な地理的条件を満たした場所として、



写真55 久保田城跡の全景

地理的条件を満たした場所として、安東氏の領土支配とは異なる視点で拠点が作られました。

明治時代になると、久保田城は長岡安平の設計による名園・千秋公園として整備されました。また、城下には、佐竹氏20万石の城下町としての歴史文化を多面的に体感できる文化遺産が多く残されています。例えば、藩主の菩提寺である天徳寺、藩主の別邸である如斯亭をはじめ、藩主の甲冑や肖像画などの美術工芸品、神社仏閣・武家住宅・町家などの建造物、秋田の竿燈をはじめとした民俗行事などがあります。

代表的な文化遺産

指定等文化財 天徳寺(国指定)、佐竹家霊屋(国指定)、平田篤胤墓(国指定)、

旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園(国指定)、秋田の竿燈(国指定)、佐竹侯累代の肖像(県指定)、千秋公園(久保田城跡)(市

指定) ほか

未指定文化財 城下の町割り、千秋文庫 ほか

■ Ⅱ -⑤ 近代化と豊かな資源

時代	近代
主な地域	中央、東部、西部、北部、河辺

明治維新後、旧城下町を核とした秋田市は、周辺町村との合併を重ね市域を広げるとともに、水道・電気などのインフラ、鉄道、港湾の整備、銀行や百貨店の新築などの近代化が官民により進められました。旭川地区の水道施設や河辺地区の水車

発電機、城下町地区に残る 2 棟のレンガ造 建造物である旧秋田銀行本店本館と旧大島 商会店舗、新屋地区に集中する登録有形文 化財の建造物群など、各所に近代化遺産が 残されています。また、かつては国内有数 の産油量を誇った油田や、明治維新の夜明 け前に起こった戊辰戦争の戦死者の墓など が残されていることも特徴的です。



写真56 赤れんが郷土館 (旧秋田銀行本店本館)

代表的な文化遺産

指定等文化財 藤倉水源地水道施設(国指定)、旧秋田銀行本店本館(国指定)、

水車発電機(市指定)、旧大島商会店舗(国登録) ほか

未指定文化財 寺内焼窯跡、葉隠墓苑、八橋・旭川・黒川油田、仁別森林鉄道ほか

Ⅱ -⑥ 時代を先取りした文化の創造と発信

 時代
 近世・近代

 主な地域
 中央、北部、江戸(東京)

ならが げんない 平賀源内と小田野直武の出会いから生まれた日本初の洋風画である秋田蘭画は、

江戸における秋田藩のネットワークがもたらしたともいえます。手柄岡持 (朋誠堂喜三二) の狂歌や黄表紙 (**) 等からも、秋田藩が江戸の文化人と濃密に交流していたことがうかがえます。

また、「Butoh(ブトー)」という国際的に新たな芸術である暗黒舞踏の創始者土方異の芸術精神は、城下町や町家の室内空間の影響を受けていることが近年の研究から指摘されています。他にも、プロレタリア文学「種蒔く人」をはじめとした優れた芸術作品など、時代を先取りした文化が秋田の歴史性のなかで育まれてきました。



写真57 燕子花にナイフ図 佐竹曙山筆

[※] 黄表紙:草双紙(絵入りの娯楽本)の一つで、当世風の洒落や風刺を交えた知識人向けの読み物。黄色の表紙を 通例としました。

代表的な文化遺産

指定等文化財 佐竹曙山写生帖(県指定)、佐竹曙山筆燕子花にナイフ図(県指定)、

手柄岡持 (朋誠堂喜三二) 自筆作品並びに関係資料 (県指定)、 五明文庫 (吉川五明稿本類並びに関係資料) (県指定)、秋田銀線

細工(市指定)ほか

未指定文化財 種蒔く人関連資料、勝平得之関連資料(道具類等)、石川達三関

連資料 ほか

Ⅲ 交流の歴史文化 海・川・陸の道

平成29年(2017)に認定された日本遺産「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間~北前船寄港地・船主集落~」に代表されるように、秋田市域にはさまざまな歴史文化が行き交う海・川・陸の道がありました。北前船の寄港地である湊が、北前船による海の道、雄物川を用いた川の道、羽州街道に代表される陸の道とつながることで優れた交通ネットワークが形成され、その要衝である秋田市域に発展をもたらしました。そして、海・川・陸の道沿いには、歴史文化を今に伝える文化遺産が多く残されています。

Ⅲ一① 湊の繁栄

時代	中世・近世
主な地域	北部(寺内・土崎)、中央、西部、南部、雄和

秋田という地名が初めて文献に登場するのは『日本書紀』で、斉明天皇4年(658)、 180艘の軍船を率いた阿倍比羅夫の「齶田」への来航です。これは、秋田の歴史文

化が海と密接な関係を持つことを 象徴しています。古代の秋田城、 中世の湊城、近世の久保田城が築 かれた場所の選定にも、湊との位 置関係が重視されました。また、 川湊が多く作られた雄物川の舟運 を通じて、日本海海運は内陸部に も経済的繁栄や文化の伝播をもた らしました。



写真58 勝平神社の石造狛犬

代表的な文化遺産

指定等文化財 土崎神明社祭の曳山行事(国指定)、穀丁遺跡出土品(県指定)、

金刀比羅神社石製狛犬 (県指定)、勝平神社の石造狛犬 (市指定)

ほか

未指定文化財 高清水の丘の五輪塔、昆布の手すき加工技術、大正寺おけさ ほか

■ Ⅲ - ② 街道を支えた人々

時代近世・近代

主な地域中央、西部、南部、北部、河辺

羽州街道は、奥州街道から福島の桑折で分かれ、青森の油川まで続く街道で、秋田の陸の大動脈でした。秋田市域では、河辺和田から戸島・御所野・仁井田・牛島・楢山を経て久保田城下町のメインストリートである大町を通り、八橋・寺内・土崎・中野・追分へと進みました。秋田街道絵巻には、江戸時代後期の街道の風景が詳細に描かれています。他にも、伝説の飛脚である与次郎を祀った与次郎稲荷神社、膨大な遊覧記を残した紀行家菅江真澄の関係資料に加え、酒田に向かう酒田街道(羽州浜街道)の分岐点付近には、町家の旧松倉家住宅が残ります。



写真59 「秋田街道絵巻」(部分)八橋一里塚

代表的な文化遺産

指定等文化財 菅江真澄遊覽記(国指定)、旧松倉家住宅(県指定)、秋田街道絵

巻 (県指定)、街道の松 (市指定) ほか

未指定文化財 与次郎稲荷神社、戸島本陣跡、『雪のふる道』、イザベラ・バード

が見た文化的景観 ほか

Ⅳ 多様な地域の歴史文化 山・村・町に重なる時層

明治22年(1889)の市制施行により誕生した秋田市は、秋田藩の城下町を基盤に周辺の町村との合併を重ね、現在は906.07kmの広大な市域を有しています。この広い市域では、山・村・町のさまざまな暮らしが営まれ、多様な歴史性を持つ多くの地域が育まれました。また、地域の特性は時代に応じて変化し、重層的な時の重なりを持っています。

Ⅳ-① 豊かな自然に刻まれた歴史

時代	全史
主な地域	全域

秋田平野が主要部を占める秋田市は、南から流れ込む雄物川の下流域に立地し、 市街地を囲むように田園地帯が形成されています。東は標高1,170mの太平山をは じめ、スギや広葉樹に覆われた出羽山地が広がります。山々には近世以降大きく人

の手が入りましたが、仁別には天然秋田スギが広がるなど往時をしのばせます。また、旭川・太平川・岩見川などの河川が流れ、その上流には美しい景観を見せる渓流があります。西は日本海に臨み、大きく弧を描く海岸線に砂丘地が南北に形成されています。

このように多様な自然環境を有し、 特別天然記念物であるカモシカが多く



写真60 筑紫森岩脈

生息するなど豊かな自然に恵まれた秋田市域には、景勝地や名木をはじめ、貴重な 天然記念物が立地に応じて残されています。

代表的な文化遺産

指定等文化財 カモシカ (国指定)、筑紫森岩脈 (国指定)、女潟湿原植物群落 (県指定)、旭さし木 (市指定)、川口のいちょう (市指定) ほか

未指定文化財 岨谷峡、伏伸の滝、塩曳き潟のゼニタナゴ、砂防林 ほか

IV-② 息づく祈りの風景

時代	全史
主な地域	全域

秋田城跡の発掘調査では、天長7年 (830) の大地震で仏像が倒壊したと文献に記された四天王寺とされる建物跡や、祭祀を行った沼跡などが見つかりました。このことは、古代の秋田市域では、中央と同じような祈りが行われていたことを示しています。中世以降は、急峻な太平山に点在する石造物や修験につながる番楽など

の山の祈り、村々の神社仏閣に代表される村の祈りが見られるようになります。また、近世の城下町には、寺町に残る文化遺産、流通に伴う碑、多彩な祭礼などに町の祈りが見られます。このように、広域な市域は重層的な時の重なりを持ち、さまざまな祈りと願いを今日に伝えています。



写真61 山谷番楽

代表的な文化遺産

指定等文化財 銅造阿弥陀如来坐像(国指定)、筑紫森岩脈(国指定)、山谷番楽

面(県指定)、山谷・黒川・萱ヶ沢番楽(市指定)、羽川剣ばやし

(市指定)、倉稲魂神碑(市指定) ほか

未指定文化財 太平山の石造物群、五庵山 ほか

■ IV-③ 山・村・町の暮らし

時代	全史
主な地域	全域

豪壮な長屋門を持つ武家屋敷である旧黒澤家住宅、通り土間や内蔵を持ち細長い間取りの町家である旧松倉家住宅と旧金子家住宅、広い土間と量感のある茅葺屋根

で堂々たる構えを持つ豪農の住宅である旧奈良家住宅・嵯峨家住宅・三浦家住宅など、秋田市域に残る近世の特徴を持つ建造物は、それぞれを比較鑑賞できる野外博物館的な様相を持っています。他にも、古くから農山村で使用されてきたイタヤ箕の製作技術をはじめとした地域に固有の生業や年中行事等、生活と文化に関わる文化遺産も多



写真62 三浦家住宅

くあり、秋田市域における多様な歴史性を伝えています。

代表的な文化遺産

指定等文化財 旧黒澤家・旧奈良家・嵯峨家・三浦家住宅(国指定)、秋田のイ

タヤ箕製作技術(国指定)、作業用覆面コレクション(国指定)、

旧松倉家住宅(県指定)、旧金子家住宅(市指定)ほか

未指定文化財 八橋人形、年中行事、講 ほか

第5章 文化遺産の保存・活用に関する基本理念

本計画では、本章で述べる文化遺産の保存・活用に関する基本理念に基づき、第6章で現状と課題を整理したうえで、第7章で計画期間中に取り組む今後の措置について検討します。

文化遺産は、年月の経過により人々の記憶から忘れられると、一定の情報が失われてしまいます。したがって、文化遺産の保存や継承を考えるうえでは、市民が自らの住む地域の背景にある歴史文化を知ることが非常に重要になります。そのため、身近な歴史文化に気付き誇りを持つことが、次の世代につなぐための重要な足がかりになるといえます。

このことから、身近にあることで当たり前になっている価値に気付く(「知る」)ことで、地域のアイデンティティが形成され(「誇りを持つ」)、それによって次世代につなげる機運がさらに高まる(「引き継ぐ」)というサイクルが理想であると考えます。

本計画では、以下の基本理念を掲げ、文化遺産の保存と活用の観点から、上位計画である秋田市総合計画で目指す将来都市像の実現を目指します。

基本理念

秋田市を知る、誇りを持つ、引き継ぐ ~足もとの歴史文化を次世代へ~

第6章

文化遺産の保存・活用に関する現状と課題

第1節 枠組み

保存・活用に関わる現状と課題を、以下に挙げる五つの枠組みでまとめます。

- I 把握
- Ⅱ 情報発信
- Ⅲ 人づくり・担い手づくり
- Ⅳ 保存・保護の環境と体制づくり
- Ⅴ 魅力あるまちづくり

第2節 現状と課題

五つの枠組みごとの現状と課題は、以下のとおりです。

I 把握

現状

文化遺産を把握することは地域の 様相を知る第一歩であり、官民双方で さまざまな調査が進められています。

秋田市域では、第3章で述べたように、把握調査に秋田市が協力し秋田県が実施した調査が一定数あるほか、市でも鏝絵 (**) などの調査を独自に実施してきました。しかし、地域や類型によっては、調査が不足しているものもあります。



写真63 発掘調査の様子

地域史の編さんについては、平成17年(2005)の市町合併前に行政が編さんしたものがあります(最新のものとして、平成8年(1996)から同18年(2006)の『秋田市史』、昭和60年(1985)の『河辺町史』、昭和51年(1976)の『雄和町史』)。また、住民自らが作成した地域の歴史文化をまとめた地域史も複数みられます。地域史編さんの過程では多くの古文書の存在が確認されましたが、把握されていないものも一定数存在すると考えられます。

埋蔵文化財では、秋田城跡の調査に特色があります。昭和34年(1959)の国営発掘 ※ 鏝絵: 漆喰を用いて民家や土蔵の壁に作られたレリーフ。 調査に端を発し、現在は史跡整備のための発掘調査を進めています。一方で、開発に 伴う調整を経て、必要に応じて記録保存のための緊急発掘調査を行う遺跡もあります。

課題

1. 文化遺産のさらなる把握が必要

- ・絵画や彫刻、工芸品などの全市的な把握調査が不足しているため、計画的な調査 を進め基礎データを作成したうえで、詳細調査につなげる必要があります。
- ・民俗文化財や建造物など生活に直結する文化遺産は、社会環境の変化で失われる おそれがありますが、すべてを保存することは困難です。そのため、記録保存を 検討するなど柔軟な対応が求められます。
- ・古文書等については、所在や保管状況の把握に加え、解読等の掘り下げた調査を 行い、内容の把握を進める必要があります。
- ・文化財指定されている史跡に加え、500か所を超える市内の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の記録保存を含めた適切な保護を行うため、発掘調査を行う必要があります。

Ⅱ 情報発信

現状

文化遺産の価値や魅力を発信する ことは地域に対する愛着や誇りの醸 成につながり、継続することで文化 遺産に対して関心を持つ市民の増加 が期待できます。

公立の文化施設や社会教育施設等 では、講演会や学習講座、体験講座 等を定期的に行い、情報発信に努め



写真64 秋田城跡のAR・VR体験

ています。地域においても歴史文化をテーマにした各種イベントが実施されるなどしており、参加状況からは、文化遺産を知ることに対する市民の関心が高いことがうかがえます。また、日本遺産のように、市域をまたいだ情報発信事業も行われています。

文化遺産の存在を周知する手段として、標柱や案内板の設置も進められています。 多くは行政機関によるものですが、地域で主体的に設置したものも見られます。

平成28年(2016)には、秋田市では文化に関する事務が教育委員会から観光文化スポーツ部に移管されました(文化財保護に関しては補助執行)。交流人口の拡大やにぎわい創出を目指した組織機構の見直しであり、情報発信についてもそれまでとは違う視点を取り入れることで、文化遺産に対する関心の高まりを目指しています。

課題

2. 興味関心を育む情報発信が必要

- ・地域に残る文化遺産の価値に気付いてもらえるよう、魅力を伝える情報発信の継続が必要です。
- ・文化遺産に親しみが薄い市民に対しては、関心を喚起できるような工夫が求められます。
- ・気軽に文化遺産に触れるきっかけを創出する、各種コンテンツ (図録や冊子、ホームページ等) の充実が望まれます。
- ・標柱や案内板は、設置から年月が経過し老朽化が進んでいます。一方で、設置時期によりデザイン等も異なるため、一定程度の統一を図る必要があります。

3. 自治体間の広域連携による情報発信が必要

・日本遺産のように広域に展開する情報発信が効果的なものについては、関係する 自治体間での連携をさらに強める必要があります。

4. 観光施策との連携が必要

・従来は指定等文化財の保存に主眼を置いた情報発信が主軸でしたが、今後は観光 分野との連携をさらに強化し、文化遺産の多面的な魅力をより一層周知する必要 があります。

Ⅲ 人づくり・担い手づくり

現状

子どもたちが生まれ育った地域の文化遺産を知ることは、地域に対する愛着や誇り の醸成に直接つながり、若い世代が文化遺産に関わるきっかけになります。

生活様式の変化等により、文化遺産に触れる機会が減少しているなか、学校現場では、地域の実情に合わせた多様な手法で郷土秋田に根ざした教育を推進し、歴史文化について理解を深める授業を行っています。例えば、学区内に残る文化遺産について、地域の有識者や文化財を所管する部局と連携して子どもたちに伝え、体験してもらうような授業に取り組んでいます。

地域では、民俗芸能や民俗行事が行われてきましたが、近年では担い手や披露する場の減少が顕著に見られるようになってきました。秋田市民俗芸能伝承館で毎年夏に開催される民俗芸能合同発表会では、秋田市に古くから伝わる民俗芸能が一堂に会することで、保存会の方々の意欲を持続させる一助になっています。

また、文化遺産を伝える側として、ボランティア団体が積極的に活動しています。

例えば、重要文化財や史跡、名勝等、秋田市の歴史や観光の核となる文化遺産を案内する団体などがあります (**)。このような市民団体の活動は、文化遺産の魅力を発信し、地域の歴史文化を次世代に引き継ぐ大きな力になっていますが、高齢化等から担い手不足に直面している団体も見受けられます。



写真65 秋田市民俗芸能合同発表会 (黒川番楽)

課題

5. 少子高齢化や過疎化による担い手不足の解消が必要

- ・無形文化財や無形の民俗文化財は、少子高齢化や過疎化による人口減少に起因する担い手不足を解消する必要があります。
- ・子どもに限らず、地域全体の多くの年代が無形の文化遺産に触れ、親しむ場が必要です。

6. 文化遺産に関わる市民団体等の育成と連携が必要

・文化遺産の魅力を発信する一翼を担うボランティア団体等との情報共有や人材育 成を図る必要があります。

7. 学校教育との連携が必要

- ・学校現場における地域の文化遺産に触れる機会の創出は、将来の担い手育成につ ながるため、より効果的かつ持続的な取り組みが必要です。
- ・文化施設や史跡公園が所在しない地域においては、学区内の文化遺産を知っても らう取り組みの充実が有効な場合もあり、文化財を所管する部局と学校教育との さらなる連携が求められます。

8. 社会教育との連携が必要

- ・生涯学習等で学んだ成果をボランティア活動などで社会にいかしたいと考える市 民の育成を図り、文化遺産を支える人づくりを推進する必要があります。
- ・文化遺産を対象とした生涯学習等は地域活動そのものの活性化にもつながると期

[※] 秋田城跡ボランティアガイドの会、弥生っこ村民会、久保田城址歴史案内ボランティアの会、如斯亭庭園ボラン ティアガイドの会、赤れんが郷土館ボランティアの会、秋田市観光案内人の会 ほか

待されることから、文化財を所管する部局と社会教育とのさらなる連携が求められます。

Ⅳ 保存・保護の環境と体制づくり

現状

文化遺産を保存・活用する拠点の 一つとして、文化施設や社会教育施 設があります。本市では、対象とす る時代や資料ごとに市立の文化施設 が複数整備され、それぞれ活動して います。なかには、整備してから年 月を経過した施設もあり、千秋美術 館の大規模改修、佐竹史料館の建て 替えなど、文化遺産に対する環境整 備を進めています。社会教育施設と



写真66 みるかネット事業 「みんなで行こう!みゅーじあむ」

しては、地域に根差した市立図書館や、地域ごとに展開する市民サービスセンターなどがあり、生涯学習活動をはじめとした多彩な地域活動の拠点になっています。

また、上記の拠点や点在する文化遺産を面としてとらえ周遊化させる仕組みとして、第2章第2節で述べた文化財イラストマップの活用や、文化施設間の横のつながりを図るためのネットワーク「みるかネット」(**) の構築などに努めています。

文化遺産を守る取り組みとして、価値が認められた文化遺産を指定して保護し必要に応じて修理を行うほか、毎年1月26日の文化財防火デーには消防と連携した防災訓練を行っています。本市ではこれまで、昭和58年(1983)の日本海中部地震、平成3年(1991)の台風19号、令和5年(2023)の豪雨をはじめとした自然災害により文化財建造物の破損や史跡内での土砂崩れなどの被害を受けた経験があることから、防災訓練などを通じて防災意識の高揚を図っています。

課題

9. 保存・活用するための環境整備が必要

・文化施設の整備、点在する文化遺産を線でつなぎ面に広げるためのネットワーク 構築、地域の歴史文化をいかすための活動等、ハード・ソフト両面から進められ ている各種取り組みが一過性のものにならないよう継続し、より充実させる必要

[※] 秋田市内の県立・市立の文化施設ネットワークの名称。

があります。

10. 幅広い視点での文化財指定が必要

- ・文化財指定制度は保護を図るために最も有効な手段ですが、市全体で見ると地域 や類型、時代によって若干の偏りがあります。
- ・従来は比較的新しいとされ指定対象になりにくかった未指定文化財の中には、価値が認められはじめたものもあるため、価値付けに対する幅広い視点が必要です。

11. 持続的に守るための管理や修理等が必要

・指定文化財は法や条例で保護されていますが、年月が経過すると必ず劣化が生じます。そのため、定期的な状況把握を行い適切に修理を進めるとともに、修理のための適切な財源確保が必要です。

12. 災害から守るための意識づくりが必要

- ・近年多発している大規模な自然災害や人為的なき損などによる文化遺産の被災は 全国的な問題になっています。平常時から行政・所有者・地域等が情報を共有し、 連携して防災・防犯体制を確立することが求められます。
- ・文化庁の「防火・防犯対策チェックリスト」・「国宝・重要文化財(建造物)の防 火対策ガイドライン」・「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の 防火対策ガイドライン」を参考にした対応が必要です。

13. 取組主体の体制強化が必要

- ・広域で重層的に広がる秋田市域の文化遺産の保存・活用を推進するには行政だけでは限界があるため、地域総がかりで取り組む必要があります。そのための素地を整えるには、関係団体との連携が求められます。
- ・文化遺産に関わる取組主体間相互の情報共有を密にする必要があります。

Ⅴ 魅力あるまちづくり

現状

地域の成り立ちや歴史を物語り、地域のアイデンティティを形成する役割を担う文化 遺産は、地域のシンボルとしてまちづくりへの活用が期待される大きな要素の一つです。 秋田市では、公有の史跡や建造物等の整備を進めて公開活用しており(※)、その魅

[※] 秋田城跡、地蔵田遺跡、旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園、旧黒澤家住宅、旧秋田銀行本店本館、旧松倉家 住宅、旧金子家住宅、御物頭御番所 ほか

力をまちづくりにいかせるよう努めています。また、千秋公園 (久保田城跡)をバックグラウンドとした「魅力ある芸術文化の香り高い空間の創造」をコンセプトとした中心市街地の「芸術文化ゾーン」構想や、土物・新屋両地区におけるまちづくりなど、それぞれの地域に特徴的な歴史文化を取り込んだ施策を行ってい



写真67 秋田市文化創造館

るほか、文化遺産を観光資源として捉え、まちづくりにいかすなど、まちの魅力と文 化遺産の魅力を向上させる取り組みを進めています。

課題

14. 地域資源としての有効活用が必要

・地域のシンボルである文化遺産は地域づくりへの活用が期待されるため、わかり やすい形で整備・公開する必要があります。

15. まちづくり施策との連携が必要

・文化遺産をまちづくりにいかし、まちの魅力を向上させることは、文化遺産の新たな理解者の増加につながることから、まちづくり施策とのさらなる連携が求められます。

16. まちづくりに活用する文化遺産の魅力向上が必要

・まちづくりに組み込む文化遺産の価値の共有を図り、まちの魅力に連動する文化 遺産の魅力向上を推進する必要があります。

17. 広域な視点でのまちづくりへの活用が必要

・広域に関連する歴史文化が地域に存在するという魅力を、まちづくりにいかす取り組みが求められます。

18. 観光資源としてまちづくりにいかす取り組みが必要

・観光客を呼び込み、まちの魅力と文化遺産の魅力を伝えるため、文化遺産を観光 資源としてまちづくりにいかす取り組みが求められます。

7 文化遺産の保存・活用に関する方針と措置

文化遺産の保存・活用に関して、第5章で掲げた基本理念に基づき、第6章で抽出した課題を解決するため、以下の基本方針 $1\sim5$ に沿って本計画の計画期間中に取り組む措置を整理しました。

措置の実施にあたっては、文化庁の補助事業をはじめとした関係省庁の国庫補助金 (文化財補助金・デジタル田園都市国家構想交付金など)、秋田県や秋田市の補助金、 民間団体の助成金、民間資金などを事業主体が積極的に活用することで、財源の確保 に努めることとします。

第1節 基本方針

基本理念を実現するために、五つの枠組みで捉えた課題に対して、それぞれ基本方針を定めます。

また、第6章で挙げた個別の課題($1\sim18$)に対する方針($(1)\sim(18)$)を基本方針に基づいて設定し、次節で示します。

課題Ⅰ 把握 **→ 基本方針1** 文化遺産を「知る」

課題Ⅱ 情報発信 → 基本方針2 文化遺産を「広げる・伝える」

課題Ⅲ 人づくり・担い手づくり → 基本方針3 文化遺産を「支える」

課題Ⅳ 保存・保護の環境と体制づくり → 基本方針4 文化遺産を「守る」

課題∨ 魅力あるまちづくり **→ 基本方針5** 文化遺産を「いかす」

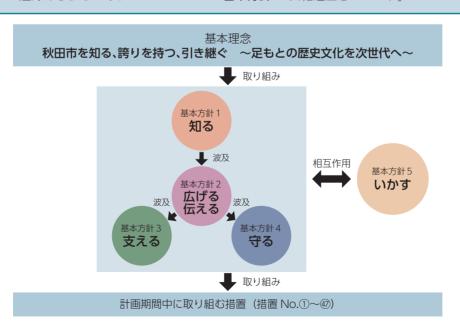
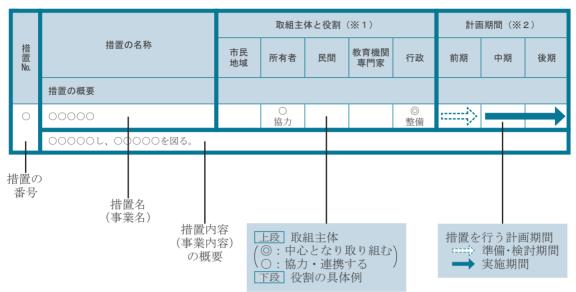


図16 基本方針と措置のイメージ

第2節 措置

措置の内容について、表を用いて方針ごとに記載します。



※1 取組主体を五つに分け、それぞれの主な役割を示しました。取組主体については、以下を想定しています。

「市民・地域」・・・・・ 市民、町内会(自治会)ほか

「所有者」 ・・・・・・ 所有者・管理者、保存会、保持者ほか

「民 間」・・・・・・ ボランティア団体、NPO等の法人、民間企業ほか

「教育機関・専門家」・・ 小中高校、高等教育機関、博物館、有識者ほか

「行 政」・・・・・・ 秋田市、文化庁、国立文化財機構文化財防災センター、秋田県、

関係自治体

※2 本計画の計画期間である10年を以下の3期に大別します。

前期 令和6~8年度(2024~2026)

中期 令和9~11年度 (2027~2029)

後期 令和12~15年度 (2030~2033)

基本方針1 文化遺産を「知る」

文化遺産を把握し、掘り下げることで地域の魅力を発見する

考え方

地域に残る文化遺産を知ることは最も基本的なことですが、保存・活用を考えるうえでは非常に重要で、全ての土台になります。

説明

文化遺産を「知る」ための取り組みとして、文化遺産の把握調査や詳細調査を 進め、地域ごとの様相を把握することに努めます。

基本方針1は、基本理念の「知る」に対応します。

秋田市を知る、誇りを持つ、引き継ぐ ~足もとの歴史文化を次世代へ~

■ 課題 1. 文化遺産のさらなる把握が必要

文化遺産の特性に応じた把握調査等の推進が必要です。

■ 方針 (1) 文化遺産の特性に応じた調査の推進

既往調査の成果を基礎的な材料として、調査対象を検討したうえで資料の特性に 応じた調査や収集に取り組み、市域にある多様な文化遺産の実態把握に努めます。

		取組主体と役割					計画期間		
措 置 No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
	措置の概要								
1)	文化遺産の把握調査	◎調査	協力	◎調査	◎調査	◎調査			\rightarrow
	把握調査が不足している絵画や彫刻	」、工芸品	について	、社寺等	が所有する	る資料の記	周査を実施	色する。	
2	詳細調査	◎調査	協力	◎調査	◎調査	◎調査			\rightarrow
	把握調査の結果、詳細調査を要する	ものにつ	いて、専	門家等の	協力を得る	て調査を急	実施する。		
3	記録保存	◎調査	協力	◎調査	◎調査	◎調査	;>		\rightarrow
	民俗文化財をはじめとした聞き取り調査や、現地保存が困難な建造物などの記録保存調査を行う。								
4	古文書等の調査	◎調査	協力	◎調査	◎調査	◎調査			\rightarrow
	地域を物語る古文書等の把握に努め 握につなげる。	るととも	に、古文	書解読講	座等を実	施・支援	することで	で裾野を広	ぶげ、把

			取約	且主体と征	計画期間				
措 置 No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
	措置の概要								
⑤	埋蔵文化財の調査		協力		◎調査	◎調査			\rightarrow
	開発に伴う試掘調査、記録保存や史跡整備のための発掘調査等を適切に行う。								
6	文化遺産の収集保存		○ 寄贈		© 収集	◎ 収集			\rightarrow
	文化施設等において、歴史文化を物語る資料の収集・保存を進める。								

基本方針2 文化遺産を「広げる・伝える」

文化遺産を知る機会を創出し、身近な歴史文化への誇りと関心を育む

考え方

文化遺産に関心を持ち親しむことは、地域アイデンティティの醸成につながります。

説明

文化遺産を「広げる・伝える」ための取り組みとして、展示公開や講座、講演会等を通して文化遺産を学び、触れる機会を創出するとともに、観光施策との連携をはじめとした情報発信を積極的に推進します。

基本方針 2 は、基本理念の「知る」・「誇りを持つ」に対応します。 秋田市を知る、誇りを持つ、引き継ぐ ~足もとの歴史文化を次世代~~

■ 課題 2. 興味関心を育む情報発信が必要

さまざまな媒体を通じた文化遺産の情報発信が必要です。

■ 方針 (2)展示や講座、デジタル技術に加え、幅広い手法での魅力発信

市民が文化遺産を身近に感じ興味関心を持つことで、地域に対する愛着や誇りが育まれる土壌が形作られるよう、展示や講座、デジタル技術をはじめとした多様な手法により、その価値と魅力を伝える情報発信に取り組みます。

措置

		取組主体と役割					計画期間		
措 置 No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
	措置の概要								
7	文化遺産の展示公開		協力		◎公開	◎公開			
	所有者の協力を得て、文化施設や社	二会教育施	設等で、	文化遺産	を展示公	開する。			
8	調査研究成果の公開	◎公開	協力	◎公開	◎公開	◎公開			\rightarrow
	企画展等を通じて文化遺産の公開活 を広く公表する。	用を進め	るととも	に、調査	報告書や	ホームペー	ージ等を活	舌用し、詞	周査成果
9	講座や講演会の開催	◎開催		⊚ 開催	◎開催	⊚ 開催			
	関心度に応じたさまざまな講座や講	精演会、ワ	ークショ	ップ、散	策会等を	開催する。			
10	地域が行う講座等への講師派遣	◎開催		◎開催	○ 派遣	○ 派遣	===\$		
	地域に密着した形で実施できるよう	、講座の	開催や講	師の派遣	等を行う。				
11)	各種コンテンツの作成			⊚ 作成	◎作成	⊚ 作成	;\(\)		\rightarrow
	図録や冊子、ホームページなど文化 める。	遺産に対	する理解	を深める	メディア	強化やデ	ータベーン	ス構築の植	検討を進
12	デジタル技術の導入				◎導入	◎導入	;>		\rightarrow
	AR・VRやアーカイブ等にデジタ	ル技術の	導入を進	める。					
13	標柱・案内板等の整備	協力	協力	◎整備	協力	◎整備			
	歴史文化を踏まえ、文化遺産の所在デザインの在り方や多言語化につい			やすく紹介)するため	、新規設	置や修理等	等を進める	るほか、

■課題 3. 自治体間の広域連携による情報発信が必要

日本遺産のように広域に展開する文化遺産について、自治体間で連携した情報発信が必要です。

■ 方針 (3) 広域連携によるさまざまな手法での魅力発信

広域に連携することで本市の歴史文化をより一層発信できる文化遺産については、その価値や魅力に触れるきっかけになるよう連携を強化し、さまざまな手法で情報を発信します。

措置

			取絲	且主体と征	设割			計画期間		
措 置 No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期	
	措置の概要									
14)	日本遺産を通じた自治体間の連携 による情報発信	協力	協力	協力	協力	◎発信			—	
	日本遺産でつながる自治体間で連携し、講演会の実施や周遊ルートの設定などの情報発信を継続して行う。									

■課題 4. 観光施策との連携が必要

観光施策との連携による文化遺産の魅力発信が必要です。

■ 方針 (4)ストーリー・ルート・メニューなどさまざまな視点での観光との連携

本市の歴史文化の知名度が向上し市域を訪れる人が増加することは、市民が持つ 地域に対する誇りの醸成にもつながるため、文化遺産のストーリー・ルート・メニュー づくりなど、さまざまな視点で観光と連携を図ります。

措置

基本方針3 文化遺産を「支える」

文化遺産を地域総がかりで支え、次世代に確実に継承する

考え方

文化遺産を次の世代に引き継ぐためには、人づくりが一つの柱になります。

説明

文化遺産を「支える」ための取り組みとして、守る側・伝える側の担い手育成の手法を検討するとともに、教育との連携等を通じて文化遺産の理解者を増やすことに努めます。

基本方針3は、基本理念の「誇りを持つ」・「引き継ぐ」に対応します。 秋田市を知る、誇りを持つ、引き継ぐ ~足もとの歴史文化を次世代へ~

■課題 5. 少子高齢化や過疎化による担い手不足の解消が必要

無形文化財や無形の民俗文化財を継承する担い手不足の解消が必要です。

■ 方針 (5)担い手の育成と体感する場の創出

地域に伝わる民俗芸能等の文化遺産の担い手減少を食い止め、継承する意欲の向

上につながるよう、文化遺産を体感する場の創出に努めるとともに、担い手の育成 に向けた取り組みを進めます。

措置

			取糸	且主体と征	设割		計画期間			
措 置 No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期	
	措置の概要									
16	継承のための支援・育成	◎育成	◎ 育成	◎ 育成	◎ 育成	◎育成	<u>-</u>		\rightarrow	
	民俗芸能・行事等の文化遺産の継承 て検討する。	はにあたり	、用具新	調や修理	に対する	支援、後	継者育成の	の手法なと	どについ	
17)	民俗芸能や伝統工芸を発信する場 の創出	協力	◎披露	◎創出	協力	◎創出			\rightarrow	
	地域に伝わる民俗芸能の発表の場、伝統工芸に触れる場を設ける。									

課題 6. 文化遺産に関わる市民団体等の育成と連携が必要

地域の文化遺産を発信するボランティア団体等との連携強化が必要です。

■ 方針 (6) 文化遺産に関わる市民団体等の育成・連携の推進

市民目線で文化遺産の価値や魅力をさまざまな角度から発信するボランティア団体をはじめ、地域の文化遺産に関わる市民団体等の人材育成を図るとともに、情報共有等による連携を進めます。

措置

18	ボランティア等の支援	参加		◎ 育成	◎ 育成	◎育成				
	文化遺産をさまざまな角度から案内・活用するボランティア等、文化遺産を伝える側の人材を育成するため 養成講座等を開催する。									
19	文化財保存活用支援団体の指定					◎ 指定	:::::;>			
	文化財保存活用支援団体の育成ならびに指定を検討する。									

■課題 7. 学校教育との連携が必要

文化遺産の将来の担い手育成につながる学校教育との連携強化が必要です。

■ 方針 (7)学校教育との連携の推進

次世代を担う子どもたちが文化遺産に触れ楽しむことができる機会をつくり、地域に対する愛着や誇りの醸成を図るため、学校教育と連携した取り組みを継続し充実させます。

措置

			取糸	祖主体と征	设割		計画期間			
措 置 No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期	
	措置の概要									
20	文化遺産を地域学習の教材として 活用	協力	協力	◎活用	◎活用	◎活用			\rightarrow	
	学区内の文化遺産を地域学習の教材	けや校外学	習の場と	して活用	するプロ	グラムのラ	充実を図る	Ď.		
21)	子ども向けの体験講座等の充実	協力	協力	◎開催	◎開催	◎開催			\rightarrow	
	子どもを対象とした各種体験講座を実施する。									

■課題 8. 社会教育との連携が必要

文化遺産を支える人づくりとして、社会教育との連携強化が必要です。

★ 方針 (8) 社会教育との連携の推進

学習意欲を後押しすることで気軽に歴史文化に触れ親しむ機会をつくり、地域に 対する愛着や誇りの醸成を図るため、社会教育と連携した取り組みを継続し充実さ せます。

措置

22	生涯学習への支援				◎ 支援	◎ 支援			
	社会教育施設への文化遺産に関する 市民の学習意欲を後押しする。	資料•情幸	根提供を行	fうととも	た、各種	講座等への	の講師のネ	派遣など!	こより、

基本方針4 文化遺産を「守る」

文化遺産を守る体制を築き、次世代に確実に継承する

考え方

文化遺産を次の世代に引き継ぐためには、体制づくりがもう一つの柱になります。

説明

文化遺産を「守る」ための取り組みとして、文化遺産を収集・保存・活用する 拠点といえる文化施設の整備や文化遺産間のネットワーク強化、保護や修理等の 周辺環境整備、防災・防犯の意識づくり等を通じて体制の充実を図ります。

基本方針4は、基本理念の「誇りを持つ」・「引き継ぐ」に対応します。 秋田市を知る、誇りを持つ、引き継ぐ ~足もとの歴史文化を次世代~~

■ 課題 9. 保存・活用するための環境整備が必要

ハード・ソフト両面から進められている文化遺産の環境整備の充実が必要です。

■ 方針 (9)文化遺産を保存・活用するための環境整備

文化遺産を保存・活用するための環境として、文化施設の整備・改修などのハード面とともに、文化遺産同士のネットワーク強化や市民による地域活動に対する支援などのソフト面について整備を図ります。

措置

			取約	祖主体と征	设割			計画期間	
措 置 No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
	措置の概要								
23	文化施設の整備				◎整備	◎整備			\rightarrow
	施設の現状を踏まえ、佐竹史料館の	建て替える	や秋田城路	亦の保存活	5用計画の	策定など	`、計画的!	こ整備を進	進める。
24	文化施設や文化遺産のネットワー ク強化		協力	◎連携	◎連携	◎ 連携			\rightarrow
	それぞれの特性をいかし効果的に連 ていく枠組みを検討する。	連携を図る	ことで周	遊できる	仕組みを作	作るなど、	総体とし	て保存・	活用し
25	歴史文化に対する活動への支援	◎活動				◎ 支援			\rightarrow
	市民による地域史の編さんなど、地	域力向上	等を図る	ための地	域活動を	支援する。			
26	地域の歴史を物語る公文書等の保 存と活用					◎ 実施			\rightarrow
	特定歴史公文書等の画像データや目	録を作成	し、保存	と利用促	進を図る。				

■課題 10. 幅広い視点での文化財指定が必要

従来は比較的新しいとされてきた資料の価値付け等に対する幅広い視点での文化 財指定が必要です。

■ 方針 (10) 幅広い視点で価値が明らかになったものを指定

これまで指定になることが少なかった近代以降の資料を含め、指定候補になる対象を幅広い視点で捉えたうえで、地域等の偏りも考慮しながら、価値が明らかになったものを適切に保護します。

27	文化財の指定	申請		○指導	◎指定			\rightarrow
	指定候補となる対象を幅広く捉え、 りも考慮しながら指定し、保存と活	 	付けが明	確になっ	たものを対	也域や類型	型、時代に	こよる偏

■ 課題 11. 持続的に守るための管理や修理等が必要

指定文化財の定期的な状況把握と適切な修理が必要です。

■ 方針 (11) 指定文化財を後世に引き継ぐための取り組みの推進

指定文化財を次の世代に引き継ぐため、保存に必要な周辺環境の整備として、定期的な管理や適切な修理等に取り組むとともに、所有者に対する助言等を行います。

措置

			取約	祖主体と征	设割		計画期間			
措 置 No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期	
	措置の概要									
28	指定文化財(建造物)の保存修理		◎修理			◎ 支援			\rightarrow	
	指定文化財の建造物について修理計画の策定を行い、適切な周期で保存修理等を進める。									
29	指定文化財の修理		◎修理			◎ 支援			\rightarrow	
	指定文化財の適切な保存を図るため	の修理等	を行う。							
30	所有者に対する指導・支援					◎実施			\rightarrow	
	所有者が行う指定文化財の管理・修理等に対する指導・支援に努める。									

■ 課題 12. 災害から守るための意識づくりが必要

自然災害による被災や人為的なき損等に対する防災・防犯対策が必要です。

方針 (12) 文化遺産を災害から守るためのマニュアル整備や意識向上等の推進

近年頻発する災害や犯罪から貴重な文化遺産を守るため、文化庁の「防火・防犯対策チェックリスト」・「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」・「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参考に、関係機関と連携して防災や防犯対策の充実に関する取り組みを進めるとともに、有事に際しては秋田県を通じて国立文化財機構文化財防災センターに支援を要請します。

31)	文化遺産に対する防災意識づくり	協力	◎訓練			◎啓発					
	文化財防火デーでの防災訓練等を通じて、文化遺産に対する防災意識を啓発する。										
32	パトロールの実施	協力	協力			◎啓発	:::::;>				
	指定等文化財について定期的なパトロールを実施し、地域や所有者と防災・防犯に対する情報共有を図る。										

			取絲	祖主体と征	设割		計画期間			
措 置 No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期	
	措置の概要									
33)	防災・防犯のマニュアル整備		協力			◎整備	;>		\rightarrow	
	文化庁の指針を勘案しながら、防災 討する。	(・防犯に	こあたって	の体制整	備と、国	・県と連	携したマニ	ニュアル虫	を備を検	
34)	耐震補強・防災施設等の整備		◎整備			◎ 支援			\rightarrow	
	指定文化財の耐震補強や防災施設(自動火災報知設備・消火設備等)等の整備や更新を進める。									

■課題 13. 取組主体の体制強化が必要

地域総がかりで文化遺産の保存・活用に取り組むための体制強化が必要です。

■ 方針 (13) 計画を着実に推進するための体制構築

地域総がかりで文化遺産を保存・活用する計画を着実に推進するため、各取組主 体が持つ知識やノウハウを共有し連携するとともに、行政内の体制強化を図ります。

35)	情報共有や連絡体制の充実・強化	◎連携	◎連携	◎連携	◎連携	◎連携			
	文化財保護審議会、専門家、ボラン	⁄ティア団	体、地域	団体等と	情報共有	できる体質	制を強化す	ナる。	
36	行政内の体制強化					◎強化			
	部局間の連携強化と、専門職員の育成を図る。								

基本方針5 文化遺産を「いかす」

文化遺産をいかした魅力あるまちづくりを推進する

考え方

地域に育まれた無二の財産である文化遺産を活用することは、まちの魅力を高め地域活性化につながるとともに、文化遺産に対する認識を広め、価値を向上させる相乗効果を生み出します。

説明

文化遺産を「いかす」ための取り組みとして、まちづくり施策との連携等を通じて、文化遺産の魅力向上を図ります。

基本方針5は、基本方針1~4と相互に作用して基本理念の実現を目指します。 秋田市を知る、誇りを持つ、引き継ぐ ~足もとの歴史文化を次世代へ~

■ 課題 14. 地域資源としての有効活用が必要

地域のシンボルである文化遺産の整備・公開が必要です。

▼ 方針 (14) 地域資源である国指定史跡の整備・公開

文化遺産の魅力を引き出し地域づくりへの活用を促進するため、誰でも気軽に訪れることができる地域資源として国指定史跡の整備・活用を引き続き推進します。

措置

			取約	且主体と役) 割		計画期間			
措 置 No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期	
	措置の概要									
37)	史跡等の整備 (秋田城跡)					◎整備	\$		\rightarrow	
	秋田城跡において、調査研究成果を 備を図る。	踏まえた	.今後の保	存活用計	画を検討	するとと	もに、史跡	亦公園の 適	が切な整	
38	史跡等の整備 (地蔵田遺跡)					◎整備			\rightarrow	
	地蔵田遺跡において、竪穴住居の差し茅など市民協働による作業も含め、適切な管理・修理を行い、市民の 学習の場として公開する。									

■ 課題 15. まちづくり施策との連携が必要

文化遺産によるまちの魅力向上のため、まちづくり施策との連携強化が必要です。

■ 方針 (15) 各地区におけるまちづくり施策との連携

文化遺産を身近に感じてもらうことで、まちの魅力と文化遺産の魅力の双方を高め、地域の活性化につながるよう、各地区においてまちづくり施策との連携を図ります。

措置

措 置 No.	措置の名称	取組主体と役割				計画期間			
		市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
	措置の概要								
39	歴史や文化をいかしたまちづくり (中心市街地)	協力		協力	協力	◎推進			\rightarrow
	久保田城跡 (千秋公園) をバックグラウンドとした芸術文化ゾーンなど、歴史や文化をいかして中心市街地 のまちづくりを進める。								
40	歴史や文化をいかしたまちづくり (各地域)	協力		協力	協力	◎推進			
	新屋や土崎をはじめ各地域の歴史文化をいかしたまちづくりを進める。								
41)	歴史や文化をいかしたまちづくり (歴史的景観)			○ 支援		◎ 支援			
	歴史的な景観を守るための修理等を支援する。								

■課題 16. まちづくりに活用する文化遺産の魅力向上が必要

まちづくりに組み込む文化遺産の価値の共有と魅力の向上が必要です。

■ 方針 (16) 幅広い手法での魅力向上

まちづくりの重要な資源であり地域のシンボルである文化遺産の価値を幅広い手法で伝え、まちの魅力と文化遺産の魅力の双方の向上を図ります。

42	文化遺産の展示公開		協力		◎公開	◎公開			
	所有者の協力を得て、文化施設や社 (⑦を再掲)	二会教育施	設等で、	文化遺産	を展示公	開する。			
43	各種コンテンツの作成			◎ 作成	◎ 作成	◎ 作成	:::::;>		
	図録や冊子、ホームページなど文化 める。(⑪を再掲)	造産に対	する理解	を深める	メディア	強化やデ	ータベーン	ス構築の材	倹討を進
44	デジタル技術の導入				◎導入	◎導入	:::::;>		
	AR・VRやアーカイブ等にデジタル技術の導入を進める。 (⑫を再掲)								
45	標柱・案内板等の整備	協力	協力	◎整備	協力	◎整備			
	歴史文化を踏まえ、文化遺産の所在や内容等をわかりやすく紹介するため、新規設置や修理等を進めるほデザインの在り方や多言語化についても検討する。(⑬を再掲)						るほか、		

■課題 17. 広域な視点でのまちづくりへの活用が必要

広域に関連する文化遺産の魅力を、まちづくりにいかす取り組みが求められます。

■ 方針 (17) 広域な視点での取り組みの推進

地域のシンボルや地域活性化のツールとして、まちの魅力向上にいかすため、広域に関連する文化遺産を活用し、まちづくりにいかす取り組みを継続します。

措置

	措置の名称	取組主体と役割					計画期間		
措 置 No.		市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
	措置の概要								
46	日本遺産を通じた自治体間の連携 による情報発信	協力	協力	協力	協力	◎発信			\rightarrow
	日本遺産でつながる自治体間で連携し、講演会の実施や周遊ルートの設定などの情報発信を継続して行う。 (⑭を再掲)								

■課題 18. 観光資源としてまちづくりにいかす取り組みが必要

文化遺産を観光資源としてまちづくりにいかす取り組みが求められます。

■ 方針 (18)観光資源としてまちづくりにいかす取り組みの推進

観光客が増えることでまちの魅力が向上する好循環がもたらされることから、文 化遺産を観光資源として捉え、まちづくりにいかす取り組みを継続します。

措置

郵 歴史や文化をいかした観光の推進
 点在する文化遺産を結ぶ歴史ストーリーづくりや観光ルートづくり、歴史文化を楽しむメニューづくりなどを検討し、市外・県外への情報発信を行う。(⑤を再掲)

第8章 関連文化財群

第1節 関連文化財群の設定

関連文化財群とは、多種多様な文化遺産をテーマやストーリーによって一定のまとまりとして捉え、総合的・一体的に保存・活用するための枠組みのことです。まとまりとして扱うことで、相互に結び付いた文化遺産の多面的な価値や魅力を明らかにし、わかりやすく発信することが期待できます。

本計画では、第4章第2節で整理した歴史文化の特性をもとに、以下の三つのまとまりを関連文化財群として設定しました。

(1) 南北文化の交わり ~他地域の文化を取り入れ、形成した歴史文化~

関連する 歴史文化の特性*

I - (3)

I - 4

他地域からの文化の流入と、それにより形作られた特色ある歴史文化で、弥生時代 と奈良・平安時代における遺跡や出土品等の文化遺産で構成されます。

(2)羽州街道 ~人と文化の大動脈~

関連する 歴史文化の特性*

III - (2)

江戸時代に整備された羽州街道は、秋田市域を南北に貫く「線」であり、沿線の文 化遺産を通じて、歴史文化は「面」へと広がります。

(3) 北前船寄港地 (日本遺産)

関連する 歴史文化の特性*

 $\mathbf{III} - (1)$

江戸時代、湊は北前船の寄港地としてにぎわいました。北前船がもたらした文化に 影響を受けた文化遺産がさまざまな形で残され、魅力を放っています。

※ 表15に対応します。

(1) 南北文化の交わり

~他地域の文化を取り入れ、形成した歴史文化~

他地域からの文化の流入と、それにより形作られた特色ある歴史文化で、弥生 時代と奈良・平安時代における遺跡や出土品等の文化遺産で構成されます。

【ストーリー】

秋田市域は南方と北方それぞれの影響を受け、特色ある文化を形成してきました。古くは、縄文時代の土器文化圏にその様子がうかがえます。その後の弥生時代と奈良・平安時代は、他地域からの文化の影響を強く受けた時代で、在地の人々がそれまで秋田市域にはなかった文化をうまく取り入れ、自らの文化として形作った歴史文化があります。

■ 弥生時代 南:西日本の稲作文化 北:縄文文化が色濃く残る秋田市域を含む北方の文化

稲作文化という今までになかった新しい要素が南方からもたらされました。地蔵田遺跡では、北九州の影響を受けたとされる遠賀川系土器や、稲作に関係すると見られる籾圧痕土器などが見つかっており、他地域の文化を積極的に取り入れたことがうかがえます。一方で、同遺跡からは在地の土



写真68 復元された地蔵田遺跡

器や狩猟の道具、縄文文化の特徴とされる主偶が多く見つかるなど、生活の基盤は従来のままでした。このことから、弥生時代の秋田市域の人々は、農耕生活に完全に移行したのではなく、それらを取り入れながらの生活を送っていたと考えられます。

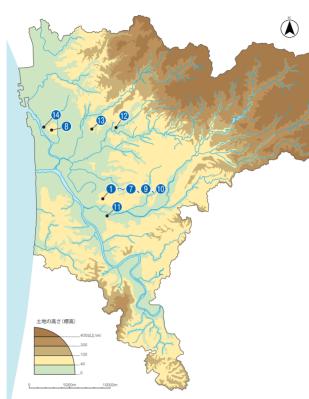
■ 奈良時代・平安時代 南:律令国家側の文化 北:秋田市域を含む蝦夷の文化・渤海の文化

奈良時代の秋田城には、出羽国全体の政治を行う国府が置かれたと考えられています。また、渤海の使者が訪れる北の窓口としても重要な場所でした。継続的な発掘調査を行うことでその実像が解明されつつあり、北方交流や蝦夷との関わりが濃密であった最北の城柵官衙としての特色を感じさ



写真69 秋田城の政庁(イメージ)

せる遺構・遺物が数多く見つかっています。律令国家の進出により都の文化が秋田にもたらされたり、また、城柵を維持するための移民である柵戸が他地域から移り住んで来たりするなど、当時の秋田市域には他地域からの文化の流入が顕著に見られ、在地の文化に影響を与えました。



構成要素 <弥生時代>

No.	名称	類型	区分
(1)	地蔵田遺跡	史跡	国指定
(1)	地蔵田遺跡出土品	考古資料	県指定
2	坂ノ上F遺跡出土品	考古資料	-
3	湯ノ沢A遺跡出土品	考古資料	_
4	湯ノ沢F遺跡出土品	考古資料	_
(5)	湯ノ沢 I 遺跡出土品	考古資料	_
6	地蔵田A遺跡出土品	考古資料	_
7	狸崎B遺跡出土品	考古資料	-

<奈良・平安時代>

No.	名称	類型	区分	
(8)	秋田城跡	史跡	国指定	
0	秋田城跡出土品	考古資料	県・市指定	
9	湯ノ沢F遺跡出土品	考古資料	県指定	
10	坂ノ上E遺跡出土品	考古資料	_	
11)	大又Ⅱ遺跡出土品	考古資料	_	
(12)	久保台古墳	史跡	_	
42	久保台古墳出土品	考古資料	_	
(13)	手形山窯跡	史跡	_	
(19)	手形山窯跡出土品	考古資料	_	
(14)	後城遺跡	史跡	_	
(4)	後城遺跡出土品	考古資料	_	

図17 関連文化財群「南北文化の交わり」の構成要素と位置



写真70 遠賀川系土器 (①地蔵田遺跡)

西日本の土器の影響を受け、類似した形と文様で作られた土器。大陸から九州にもたらられた稲作文化は、遠賀川系土器を伴って北上したと考えられます。



写真71 高坏形土器 (④湯ノ沢F遺跡)

弥生時代の遺構から、色調が異なる 高坏形土器が2点 見つかりました。 特異な形をして。 祭名 ることから、祭 に使われたとも考 えられます。



写真72 人面墨書土器 (⑧秋田城跡)



藤手刀は、蝦夷が使用した武器と されます。久保台古墳は、奈良・ 平安時代の太平地区の有力者の墓 と考えられます。

写真73 蕨手刀 (⑫久保台古墳)

(2) 羽州街道 ~人と文化の大動脈~

江戸時代に整備された羽州街道は、秋田市域を南北に貫く「線」であり、沿線 の文化遺産を通じて、歴史文化は「面」へと広がります。

【ストーリー】

羽州街道は、福島の桑折で奥州街道から分かれ、宮城・山形・秋田を経て青森の油川で再び奥州街道に合流する全長497kmにもわたる江戸時代の街道です。秋田市における陸の大動脈である羽州街道沿線に点在する文化遺産を線でつなぎ、面に広げることで、往時の風景や行き交う人々の姿がいきいきと浮かび上がります。

沿線のにぎわい

沿線の風景が詳細に描かれた秋田街道絵巻からは、社寺や名所をはじめ、北前船で栄えた湊や街道沿いの町家、行き交う人々の服装などがよくわかります。にぎわいを見せる街道沿いには人が集まり、町や宿場が生まれたことで地域ごとの特色が形成されました。羽州街道は、近現代になっても引き続き主要な道として使用されたため、沿線には各時代の文化遺産が点在し、それ



写真74 「秋田街道絵巻」(部分) 八橋の町並み

らを公開活用する文化施設も整備されており、まさに地域の文化遺産をつなぐ太いパイプの役割を担っています。

往時の面影

人々が連綿と使い続けてきた道筋は、利便性の高い道路が近くに整備されても旧道として残される場合が多く、往時を偲ぶことができます。街道沿いの文化遺産のうち生活の舞台だった町家の多くは見られなくなりましたが、間口が狭く奥行きが長い短冊型の敷地や町割りの区画などはよく残されており、実際にまち歩きをすると、城下町である外町(町人町)で特にその名残が見られます。

旅の記録

街道を行き交った旅人の中には、非常に大きな足跡を残したふたりの紀行家がいます。ひとりは、江戸時代の菅江真澄(1754頃~1829)、もうひとりは明治時代のイザベラ・バード(1831~1904)です。真澄が秋田市域の羽州街道を直接記述したものはあまり見られませんが、市域の文化遺産や人々の生活を独特の眼差しで日記や地誌類などに記録しています。バードは、著書『日本奥地紀行』で久保田の様子を記してお

り、「私は他のいかなる日本の町よりも久保田が好きである」と述べています。他にも、 1年半近く城下に滞在した秋田藩江戸邸の御用商人津村淙庵の著書『雪のふる道』に は、久保田とその近郊の様子が記録されています。いずれの著作からも当時の情景を 垣間見ることができます。



図18 関連文化財群「羽州街道」の構成要素と位置



写真75 ①旧松倉家住宅

江戸時代後期以降 の秋田の町家形式 をよく伝える県内 最大級の大型町 家。羽州街道と酒 田街道(羽州浜街 道)の合流点付近 に立地します。



写真76 ⑤八橋一里塚跡

秋田街道絵巻の冒頭に描かれている 一里塚は、昭和初期頃まで道路の両側に残っていたとされます。現在は標柱でその場所を示しています。



写真77 ①外町屋敷間数絵図

江戸時代前期の外町の町割図。短冊型の屋敷割り、間口間数、居住者名など豊富な情報が記載されているほか、碁盤の目状の整然とした町割りの様子を詳細に伝える絵図です。城下と湊を結ぶ通町と、連続する大町等の大通りの幹線は羽州街道として利用されました。

(3) 北前船寄港地

(日本遺産)

江戸時代、湊は北前船の寄港地としてにぎわいました。北前船がもたらした文 化に影響を受けた文化遺産がさまざまな形で残され、魅力を放っています。

【ストーリー】

江戸時代、北海道・東北・北陸と西日本を結んだ西廻り航路は経済の大動脈であり、この航路を利用した商船は北前船と呼ばれました。日本海や瀬戸内海沿岸に残る数多くの寄港地は、西廻り航路を利用した買い積み商船で「動く総合商社」と形容される北前船の歴史文化を今に伝えています。秋田市には、北前船の寄港地である旧雄物川河口の湊を中心として、関連する多彩な文化遺産が残されています。

奏と北前船

湊は古くから日本海海運の重要 港としての役割を果たし、中世に は安東氏が湊城を拠点に活躍しま した。近世になると佐竹氏は久保 田城を居城にしますが、雄物川を 介して城下と結びつく湊に外港の 機能を持たせ、領国経営の拠点の 一つとしました。湊は、水上では 雄物川で藩内有数の穀倉地帯であ



写真78 「秋田街道絵巻」(部分) 湊の様子

る雄勝・平鹿・仙北三郡と、陸上では羽州街道で城下と、海上では北前船で遠方とつながるなど交通の要衝であり、秋田藩にとって重要な拠点でした。秋田街道絵巻や秋田風俗絵巻には、その繁栄ぶりが詳細に描かれています。

湊は物資の集散地として活気を呈し、北前船が往来するとともに、藩や商家の米蔵が建ち並んだといいます。北前船で上方に輸送される商品として圧倒的に多かったのは内陸から集まった米でした。移入される物資は木綿や古着などの日常生活に関わるものが大半を占めました。

北前船の影響

北前船の影響は、物資の運搬による経済的な繁栄の他に、文化の流入も挙げられます。九州で生まれたハイヤ節は、北前船の船乗りによって湊にも伝えられたとされ、つちざき しんがしょさい ひきやま 土崎神明社祭の曳山行事の戻り山車で奏でられるアイヤ節、雄物川を遡ったかつての川湊である大正寺に伝わる大正寺おけさはハイヤ節が起源とされています。また、

「越前屋」・「能登谷」・「加賀屋」など北前船ゆかりの地名がつく苗字が土崎地区に多いことは、北前船による交易により、人の移動も活発であったことを物語ります。このように、北前船がもたらした経済的繁栄や文化の伝承は、まちなみ、神社仏閣、祭りや芸能をはじめ、多くの分野に独特な個性と魅力を持つ寄港地を育みました。

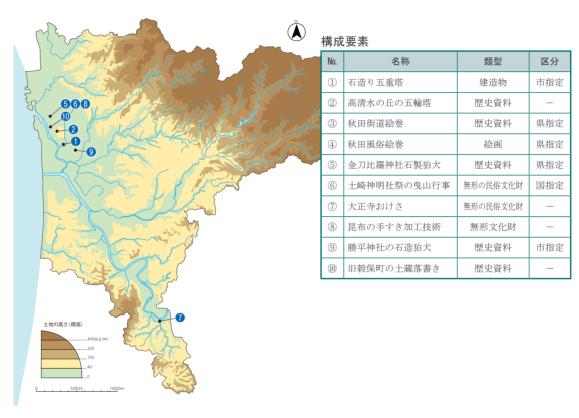


図19 関連文化財群「北前船寄港地」の構成要素と位置



写真79 ②高清水の丘の五輪塔

護国神社境内の北西にある五輪塔は、湊に入る北前船の目印になったとされます。



写真80 (7)大正寺おけさ

雄物川の川湊であった大正寺に伝わる、「オケサエー」で唄い出す民謡。 北前船の影響が内陸部まで及んだと考えられます。



写真81 ④「秋田風俗絵巻」湊

江戸時代後期の城下およびその近郊の風景・風俗などを、11場面にわたって描いた絵巻。湊の場面として、男鹿の山を背景とし、北前船が停泊する様子が描かれています。

第2節 関連文化財群の課題・方針・措置

それぞれの関連文化財群における課題と、それに対応するための方針と措置は以下のとおりです。(措置の表の見方については第7章第2節を参照)

(1) 南北文化の交わり

~他地域の文化を取り入れ、形成した歴史文化~

現状と課題

ストーリーの中核となる構成要素である地蔵田遺跡と秋田城跡は史跡公園としての整備が進んでおり、ボランティア団体が積極的に関わるなど市民協働での公開・活用に取り組んでいます。一方で、構成要素としての関連遺跡の性格や位置付けについては、単体の遺跡として情報発信が行われているものの、各構成要素をつないだストーリーの発信が不足しており、その価値が十分に認識されていません。中核となる二つの史跡公園のネットワークを今以上に強化するとともに、史跡公園への来訪者の多くを占める観光客や児童生徒に対して周知を図る必要があります。

また、地蔵田遺跡と秋田城跡は整備から年数が経ち、箇所によっては老朽化が進んでいます。

方針

- ・ストーリーに沿った情報発信を進めます。
- ・観光・教育との連携を強化し、魅力を発信します。
- ・史跡公園の管理・活用を進め、老朽度に応じた適切な修理を行います。
- ・構成要素の連携を強化し、ネットワーク化を図ります。

措置

			取糸	且主体と役	計画期間				
No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
	措置の概要								
(1)	講座や講演会の開催	◎開催		◎開催	◎開催	◎開催			\rightarrow
1	関心度に応じたさまざまな講座や詩 情報発信を行う。	「演会、ワ	ークショ	ップ、散	策会等を	開催する	など、スト	トーリーと	こしての
(1)	子ども向けの体験講座等の充実	協力	協力	◎開催	◎開催	◎開催			\rightarrow
2	史跡公園において、子どもを対象と	した各種	体験講座	を引き続	き実施する	5.			

			取糸	且主体と征	計画期間							
No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期			
	措置の概要											
(1)	文化施設や文化遺産のネットワー ク強化		協力	◎連携	◎連携	◎連携	===;>		\rightarrow			
3	構成要素同士のネットワーク構築を	:図る手法	を検討す	る。								
(1)	史跡公園の管理・再整備等					◎ 実施			\rightarrow			
4	史跡公園を適切に管理するとともに、必要に応じて修理・改修又は再整備を検討する。											

(2) 羽州街道 ~人と文化の大動脈~

現状と課題

羽州街道に対する市民の関心は高く、さまざまな機会に関係するイベント等が開催され親しまれてきました。羽州街道を主題にしたガイドブックの作成や、沿線の文化遺産を活用した歴史まつりの開催等を秋田市が展開した平成30年(2018)以降、羽州街道の存在はより一層認識されつつあります。しかしながら、構成要素単体としての周知はある程度されている一方で、ストーリーへの位置付けや構成要素同士の連携が不足するなど、構成要素をいかしきれていない部分も見受けられます。また、羽州街道でつながる関係機関による広域に連携した情報発信も必要です。

方針

- ・構成要素のさらなる周知を進め、羽州街道に触れる機会を増やします。
- ・羽州街道の存在を示すサインの在り方について検討します。
- ・構成要素の連携を強化し、広域連携を含めたネットワーク化を図ります。

措置

			取約	且主体と征	計画期間							
No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期			
	措置の概要											
(2)	講座や講演会の開催	◎開催		◎開催	◎開催	◎開催			\rightarrow			
1	関心度に応じたさまざまな講座や講 情報発信を行う。	「演会、ワ	ークショ	ップ、散	策会等を	開催する	など、スト	トーリーと	こしての			

			取約	且主体と征	设割			計画期間	
No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
	措置の概要								
(2)	標柱・案内板等の整備	協力	協力	◎整備	協力	◎整備			\rightarrow
2	サインの新設、または他の文化遺産 方について検討する。	を表示し	た既存サ	インの活	用など、	羽州街道の	の存在をえ	r すサイン	/の在り
(2)	文化施設や文化遺産のネットワー ク強化		協力	◎連携	◎連携	◎連携	;>		\rightarrow
3	羽州街道沿線に文化施設が点在する強みをいかし、ストーリーに沿った周遊の仕組みづくりを検討する。								
(2)	広域連携による情報発信	協力	協力	◎発信	協力	◎発信	;>		\rightarrow
4	羽州街道でつながる関係機関等で連	連携し、講	演会の実	施や周遊	ルートの	設定などの	の情報発信	言を行う。	

(3) 北前船寄港地 (日本遺産)

現状と課題

土崎地区を中心に、秋田市内には北前船の影響を今に伝える文化遺産が分布しており、平成29年(2017)の日本遺産認定後は北前船に関する認知度が大いに向上しました。構成要素の「個」としての周知はもちろん、「面」としてのストーリーの活用を進めており、日本遺産でつながる自治体間での連携をはじめとした取り組みの継続と一層の強化が求められます。また、広域に展開する日本遺産の強みをいかしながら、構成要素同士の連携をはじめとしたさまざまな視点を持って市内外に発信することで、地域の活性化につなげる必要があります。

方針

- ・構成要素のさらなる周知を進めます。
- ・関係自治体と連携し、日本遺産を発信する事業を引き続き展開します。
- ・構成要素の連携を強化し、ネットワーク化を図ります。

措置

			取約	祖主体と後	设割			計画期間	
No.	措置の名称	市民地域	所有者	民間	教育機関 専門家	行政	前期	中期	後期
	措置の概要								
(3)	講座や講演会の開催	◎開催		◎開催	◎開催	◎開催			\rightarrow
1	関心度に応じたさまざまな講座や詩 情報発信を行う。	講演会、 ワ	ークショ	ップ、散	策会等を	開催する	など、スト	トーリーと	こしての
(3)	日本遺産を通じた自治体間の連携 による情報発信	協力	協力	協力	協力	◎発信			\rightarrow
2	日本遺産でつながる自治体間で連携し、講演会の実施や周遊ルートの設定などの情報発信を継続して行う。								
(3)	文化施設や文化遺産のネットワー ク強化		協力	◎連携	◎連携	◎連携	::::;>		
3	構成要素のネットワークを強化し、	ストーリ	ーに沿っ	た周遊の	仕組みづい	くりを検討	計する。		

9 文化遺産の保存・活用の推進体制と進捗管理

第1節 推進体制

本計画の基本理念「秋田市を知る、誇りを持つ、引き継ぐ ~足もとの歴史文化を 次世代へ~」に基づき、文化遺産の保存・活用の取り組みを推進するためには、多岐 にわたる実施主体が本計画に参画し、それぞれの役割を主体的に担う必要があります (表16、図20)。

行政機関としての秋田市は、文化振興課が中心となり庁内の関係部局との連携を強化し、国や県の指導・助言を受けながら文化遺産の保存・活用を進めるとともに、他の実施主体との連携・協力を図ります。他の実施主体である市民・地域、所有者、民間、教育機関・専門家も、それぞれの役割分担のもとで相互に情報共有し、連携・協力しながら本計画に取り組むことを目指します。

表16 各主体の役割

表16 各主体の	受割
主体	想定される組織主な役割
行政	秋田市 本計画に関わる主な行政組織 【文化遺産の保護・活用に関すること等】 文化振興課 文化財保護主事1名、主事兼学芸員1名、技師1名、(主管課) 主事12名 秋田城跡歴史資料館 文化財保護主事2名、主事兼学芸員1名、技師1名、主事4名 千秋美術館 主事兼学芸員3名、主事4名 赤れんが郷土館 主事兼学芸員1名、文化財保護主事1名、主事4名 民俗芸能伝承館 主事 3名 佐竹史料館 主事兼学芸員2名、文化財保護主事1名、主事5名 ほか 【観光振興課 ほか 【観光振興課 ほか 【教育に関すること等】 ・ 学校教育課、生涯学習室、中央図書館明徳館 ほか 【まちづくりに関すること等】 ・ 企画調整課、都市計画課 ほか 【防災に関すること】 防災安全対策課、消防本部予防課 ほか 文化庁 国立文化財機構文化財防災センター 秋田県 関係自治体

	・継続的な調査や普及啓発を進めるとともに各主体を後押しするなど、本計画に取り組む中心的な主体の一つとして施策を展開します。 ・庁内の関係部局はもとより、文化庁や秋田県、関係自治体等と連携します。 ・必要に応じて相談に対する助言や財政的な支援等を行います。
市民 地域	市民 町内会(自治会) ほか
	・地域の歴史文化に対する興味関心を向上させ、愛着と誇りを持ち、身 近な文化遺産を適切に守る気運を高めます。・一人ひとりが歴史文化の担い手であることを認識し、各主体の取り組 みに参加・協力します。・保存・活用の取り組みを地域一帯になって進めます。
所有者	所有者・管理者 保存会 保持者 ほか
	・文化遺産の適切な保存管理に取り組みます。 ・各主体が行う普及啓発に可能な範囲で協力します。 ・行政や地域と連携し、防災・防犯対策に努めます。
民間	ボランティア団体 秋田城跡ボランティアガイドの会、弥生っこ村民会、久保田城址歴史 案内ボランティアの会、如斯亭庭園ボランティアガイドの会、赤れん が郷土館ボランティアの会、秋田市観光案内人の会 ほか NPO等の法人 民間企業 ほか
	・各主体が行う取り組みに積極的に参加・協力し、活動のより一層の充実に努めます。 ・専門的な知識やノウハウをいかしながら、文化遺産に対する支援等の企業活動を検討します。
教育機関 専門家	小中高校 高等教育機関 博物館 有識者 ほか
	・郷土愛の醸成のため、児童生徒が歴史文化に触れ合う機会を設けます。・歴史文化に関わるさまざまな観点から調査研究を行い、新たな文化遺産の掘り起こしや評価を行います。・調査研究の成果をわかりやすく発信します。・保存・活用の取り組みに対して助言・指導・協力等を行います。

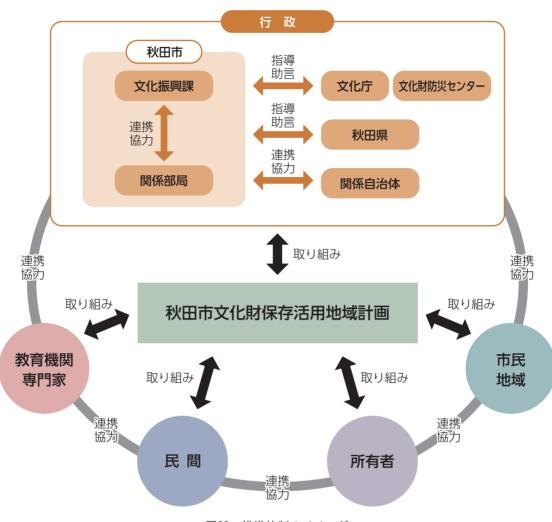


図20 推進体制のイメージ

第2節 進捗管理

本計画に定める文化遺産の保存・活用の取り組みを効果的に進めるため、計画の進 捗管理を行い、円滑な推進に努めます。

進捗管理の方法として、年度ごとに取りまとめた計画の進捗を秋田市文化財保護審議会に報告し、意見を聴取します。聴取した意見は、取り組みに対する文化振興課による自己評価を踏まえて次年度以降の事業実施に反映させるとともに、年度ごとに積み重ねた評価は、令和16年度(2034)からの次期計画を作成する際の基礎資料とします。また、進捗管理の内容や文化遺産を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しも検討します。

資料編 1 指定等文化財一覧

令和6年(2024)3月31日現在

国指定文化財

No.			類型	No.	指定年月日	名称	員数	所在地
1			建造物	1	S40. 5. 29	旧奈良家住宅	1棟	金足小泉字上前
2]			2	S48. 2. 23	嵯峨家住宅	2棟	太平目長崎字上目長崎
3	1			3	H1. 5. 19	旧黒澤家住宅	5棟	楢山字石塚谷地
4]			4	H2. 3. 19	天徳寺	4棟	泉三嶽根
5]			5	H2. 3. 19	佐竹家霊屋	1棟	泉三嶽根
6	有			6	H5. 8. 17	藤倉水源地水道施設	1 構	山内字上台・字大畑
7	有形文			7	Н6. 12. 27	旧秋田銀行本店本館	1棟	大町三丁目
8	1化			8	H18. 12. 19	三浦家住宅	8棟	金足黒川字黒川
9	財		彫刻	1	S48. 6. 6	銅造阿弥陀如来坐像	1 躯	
10	1	美術	書跡・典籍	1	S34. 6. 27	紙本墨書因幡権守重隆家歌合(巻頭)	1幅	
11]	術工	考古資料	1	S53. 6. 15	人面付環状注口土器	1 🗆	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
12	1	芸		2	S63. 6. 6	磨製石斧	4 箇	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
13		品	歴史資料	1	НЗ. 6. 21	菅江真澄遊覧記	77冊 12帖	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館(寄託)
14			有形の	1	S39. 5. 29	大沼の箱形くりぶね(きっつ)	1隻	下北手桜字守沢
15	民俗		民俗文化財	2	S41. 6. 11	作業用覆面コレクション	59点	下北手桜字守沢
16	文		無形の	1	S55. 1. 28	秋田の竿燈		
17	化財		民俗文化財	2	Н9. 12. 15	土崎神明社祭の曳山行事		
18) A)			3	H21. 3. 11	秋田のイタヤ箕製作技術		太平黒沢
19			遺跡(史跡)	1	S9. 5. 1	平田篤胤墓		手形字大沢
20]			2	S14. 9. 7	秋田城跡		寺内地内ほか
21	記念物			3	Н8. 11. 6	地蔵田遺跡		御所野地蔵田三丁目
22	物		名勝地(名勝)	1	H19. 2. 6	旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園		旭川南町
23		動物	・植物・地質鉱物 (天然記念物)	1	S13. 8. 8	筑紫森岩脈		河辺三内字柳台

県指定文化財

No.			類型	No.	指定年月日	名称	員数	所在地
1			建造物	1	S28. 10. 5	彌高神社	2棟	千秋公園
2				2	S61. 3. 25	日吉八幡神社	4棟 12基	八橋本町一丁目
3				3	H29. 3. 24	旧松倉家住宅	3 棟	旭南二丁目
4			絵画	1	S28. 3. 10	十六羅漢像	16幅	
5				2	S29. 3. 7	紙本着色秋田風俗絵巻	1巻	金足鳰崎後山 秋田県立博物館
6				3	S43. 3. 19	秋田蘭画「岩に牡丹図」	1幅	
7				4	S46. 4. 20	紙本墨画寒山拾得	対幅	
8				5	S46. 12. 18	絹本着色十六善神	1幅	
9				6	H14. 3. 19	釈迦三尊像図	1幅	
10				7	H25. 3. 22	佐竹曙山写生帖	3 冊	中通二丁目 千秋美術館
11				8	H27. 3. 20	佐竹曙山筆湖山風景図	1幅	中通二丁目 千秋美術館
12				9	H27. 3. 20	佐竹曙山筆竹に文鳥図	1幅	中通二丁目 千秋美術館
13				10	H27. 3. 20	佐竹曙山筆燕子花にナイフ図	1幅	中通二丁目 千秋美術館
14				11	H27. 3. 20	佐竹曙山筆紅蓮図	1幅	中通二丁目 千秋美術館
15	有			12	H27. 3. 20	小田野直武筆笹に白兎図	1幅	中通二丁目 千秋美術館
16	形			13	H27. 3. 20	小田野直武筆児童愛犬図	1幅	中通二丁目 千秋美術館
17	形文化	美術	彫刻	1	S27. 11. 1	木造聖徳太子立像	1 躯	
18	財	術工		2	S27. 11. 1	木造大日如来坐像	1 躯	
19		土芸品		3	S27. 11. 1	木造愛染明王坐像	1 躯	
20		品品		4	S27. 11. 1	木造金剛夜叉明王坐像	1 躯	
21				5	S27. 11. 1	木造不動明王立像	1 躯	
22				6	S27. 11. 1	木造毘沙門天立像	1 躯	
23				7	S30. 1. 24	木造聖観音	1 躯	
24				8	S32. 2. 14	銅造阿弥陀如来立像	1 躯	
25				9	S34. 1. 7	銅造十一面観音立像	1 躯	
26				10	S46. 1. 9	木造十一面観音菩薩立像	1 躯	
27			工芸品	1	S27. 11. 1	涅槃図	1幅	
28				2	S27. 11. 1	梵鐘	1 □	
29				3	S30. 1. 24	上絵牡丹文秋田万古急須	1	中通二丁目 千秋美術館
30				4	S31. 5. 21	道三作上絵五彩水注	1	
31				5	S31. 5. 21	長康亭道三作染付壺	1	
32				6	S31. 5. 21	緑園作秋田万古蓮急須	1	中通二丁目 千秋美術館
33				7	S31. 5. 21	緑園作秋田万古緑釉蓮湯ざまし	1	中通二丁目 千秋美術館

No.		_		No.	指定年月日	名称	員数	所在地
34				8		刀銘天野河内助藤原高真花押	1 🗆	
35				9	S38. 2. 5	刀銘出羽秋田住正忠造	1口	
36				10	S38. 2. 5	刀銘出羽住忠秀刻印	1 □	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
37				11	S38. 2. 5	鐔壇渓図	1枚	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
38				12	S39. 4. 16	赤銅金象眼鐔蕨透之図 銘出羽秋田 住正阿弥重恒	1枚	千秋公園 佐竹史料館
39				13	S41. 3. 22	刀無銘伝長光	1 🗆	
40				14	S41. 3. 22	刀無銘伝志津	1 □	
41				15	S43. 3. 19	鐔銘出羽秋田住正阿弥伝兵衛	1枚	
42				16	S44. 8. 9	太刀銘備州長船兼光	1口	
43				17	S44. 8. 9	短刀銘天野藤原高真作元治元年吉日	1口	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
44				18	S46. 1. 9	初期伊万里草花文花瓶	1個	
45				19	S48. 6. 16	刀銘天野河内助藤原高真 慶応二丙 寅八月吉日応三森光茂需作之	1口	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
46				20	S50. 4. 10		一括	
47				21		魚藻文沈金手箱		金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
48				22	НЗ. З. 19	鐔あやめ図透彫 銘出羽秋田住正阿 弥二代作享保十八年三月日		金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
49				23	H4. 4. 10	刀銘羽州住兼廣作安政四年三月吉日	1 🗆	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
50				24		秋田家資料(刀剣類ほか)		金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
51				25		白韋威十二間阿古陀形筋兜		千秋公園 佐竹史料館
52			書跡・典籍	1		平田篤胤竹画讚		金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
53			D 693 7 7 7 1 1	2		平田篤胤書簡		金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
54				3		平田篤胤和魂漢才		金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
55				4	S46, 7, 17		1幅	亚人 奶啊] 及日 「水田水玉内 炒加
56				5		亀年禅師書字号	1幅	
57				6		季吟・桂葉両吟百韻		金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
58				7		国典類抄	_	山王新町 秋田県公文書館
59				8		羽陽秋北水土録		山王新町 秋田県公文書館
60				9		御曹子島渡り		山王新町 秋田県立図書館
00				9	1120. 0. 22	呼音 西俊	冊子本	山上利門 秋山州立邑首娟
61	有形	美術		10	H26. 3. 25	根本通明文庫	2,530冊 折本15帖	山王新町 秋田県立図書館
62	文化財	工芸品		11	Н30. 3. 16	手柄岡持(朋誠堂喜三二)自筆作品並 びに関係資料		秋田県公文書館、秋田県立図書館、 秋田県立博物館、大館市立栗盛記念図書館
63				12	R3. 3. 12	五明文庫(吉川五明稿本類並びに関係 資料、吉川家伝来)	232点 附44点	千秋明徳町 中央図書館明徳館(寄 託)
64				13	R4. 3. 29	吉川五明稿本類並びに関係資料(秋田 県所蔵)	22点 附3点	秋田県立図書館、秋田県公文書館
65			古文書	1	S27. 11. 1	出羽一国御絵図	1幅	山王新町 秋田県公文書館
66				2	S41. 3. 22	政景日記	24∰	山王新町 秋田県公文書館
67				3	S42. 9. 26	佐竹北家日記	765∰	山王新町 秋田県公文書館
68				4	H19. 3. 20	日本六十余州国々切絵図	69枚	山王新町 秋田県公文書館
69				5	H25. 3. 22	秋田藩家蔵文書	61∰	山王新町 秋田県公文書館
70				6		岡本元朝日記	64∰	山王新町 秋田県公文書館
71				7	R6. 3. 22	土崎神明社棟札類	31点	
72			考古資料	1		須恵式陶壺	1個	中通二丁目 千秋美術館
73				2		匂玉及び玉類(枯草坂古墳出土)		金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
74				3		鉢形土器(沢田遺跡出土)		金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
75				4	S58. 2. 12	穀丁遺跡出土品(青磁碗他)	一括	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
76				5		古鏡(武藤一郎コレクション)	33面	
77				6		秋田城跡SE406井戸跡出土品		寺内焼山 秋田城跡歴史資料館
78				7		地蔵田遺跡出土品		雄和妙法字上大部 埋蔵文化財収蔵施設
79				8		戸平川遺跡出土品		金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
80				9		洲崎遺跡出土人魚木簡		金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
81				10		秋田城跡出土和同開珎銀銭		寺内焼山 秋田城跡歴史資料館
82				11		大湯環状列石出土品	7点	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
83				12		中杉沢A遺跡出土土偶		金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
84				13		坂ノ上F遺跡出土土偶		雄和妙法字上大部 埋蔵文化財収蔵施設
85				14	H23. 3. 22	虫内 I 遺跡出土土偶	2点	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
86				15	H23. 3. 22	鐙田遺跡出土土偶	2点	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
87				16	H24. 3. 23	戸平川遺跡出土土面	3点	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
88				17	H24. 3. 23	地方遺跡出土土面	1点	雄和妙法字上大部 埋蔵文化財収蔵施設
1 00				18	H25. 3. 22	伊勢堂岱遺跡出土品	39点	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
89								
90				19	H28. 3. 25	湯ノ沢F遺跡出土品	117点	雄和妙法字上大部 埋蔵文化財収蔵施設

No.			類型	No.	指定年月日	名称	員数	所在地
92			歷史資料	1	S28. 3. 10	佐竹侯累代の肖像	12幅	
93				2	S61. 3. 25	秋田街道絵巻	3巻	中通二丁目 千秋美術館
94				3	S63. 3. 15	秋田領給人町絵図	7 鋪	山王新町 秋田県公文書館
95	有	美		4	H1. 3. 17	久保田城下絵図	1 鋪 2 幅	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館、 山王新町 秋田県公文書館
96	有形	術		5	НЗ. З. 19	紙本金地着色男鹿図屏風	6曲1双	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
97	文化	美術工芸品		6	НЗ. З. 19	久保田城下絵図	1 鋪 2 幅	山王新町 秋田県公文書館
98	財	品		7	H16. 3. 19	検地図絵及び下絵	2巻	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館(寄託)
99				8	H22. 3. 12	秋田県行政文書	20,748点	山王新町 秋田県公文書館
100				9	H24. 3. 23	藤倉神社石製狛犬	1対	
101				10	H24. 3. 23	金刀比羅神社石製狛犬	1対	
102				11	Н31. 3. 15	外町屋敷間数絵図	1幅	山王新町 秋田県公文書館
103		#	無形文化財	1	R5. 3. 24	杢目金		
104			有形の	1	S29. 3. 7	検地竿	1 □	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館(寄託)
105	民		民俗文化財	2	H4. 4. 10	県内木造船資料	13点	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
106	俗立			3	H5. 4. 9	秋田杣子造材之画	1点	金足鳰崎字後山 秋田県立博物館
107	文化			4	H29. 3. 24	山谷番楽面	15面	
108	財		無形の	1	S49. 10. 12	秋田万歳		飯島西袋
109			民俗文化財	2	H20. 3. 21	太平と角館のイタヤ細工製作技術		太平黒沢
110			遺跡	1	S27. 11. 1	如斯亭		旭川南町
111			(史跡)	2	S28. 10. 5	上代窯跡		上新城五十丁字小林、下新城岩城字末沢
112	⇒ ¬			3	S30. 1. 24	万固山天徳寺		泉三嶽根
113	記念物			4	H11. 3. 12	豊島館跡		河辺戸島字戸島館、 河辺北野田高屋字薬師沢
114				5	H26. 3. 25	菅江真澄墓		寺内大小路
115		動物	・植物・地質鉱物 (天然記念物)	1	S62. 3. 17	女潟湿原植物群落		金足小泉字女潟
市指	定了	大化	bt			·		·

No.			類型	No.	指定年月日	名称	員数	所在地
1			建造物	1	S37. 4. 9	石造り五重塔	1基	八橋本町六丁目
2				2	S63. 9. 6	新波神社本殿の腰組み細工基礎建築	1式	雄和新波字樋口
3				3	H2. 4. 10	御物頭御番所	1 棟	千秋公園
4				4	H2. 4. 10	秋田聖救主教会聖堂	1棟	保戸野中町
5				5	H6. 3. 4	補陀寺山門	1棟	山内字田中
6				6	Н9. 10. 22	旧金子家住宅	住宅1棟 土蔵1棟	大町一丁目
7				7	H13. 3. 2	補陀寺本堂	1棟	山内字田中
8				8	H23. 3. 3	藤倉神社宮殿	1 基	山内字藤倉
9			絵画	1	S38. 2. 26	阿弥陀二十五菩薩来迎図	1幅	
10				2	S39. 4. 3	十三仏絵	1幅	
11				3	S40. 4. 12	来迎阿弥陀如来図	1幅	
12				4	S43. 3. 26	聖観世音菩薩像佐竹義和筆	1幅	
13				5	S45. 3. 31	絹本着色涅槃図狩野定信筆	1幅	
14				6	S45. 3. 31	絹本着色涅槃図狩野定信筆	1幅	
15	١,.			7	S45. 3. 31	紙本淡彩寒山拾得	対幅	
16	有形			8	S46. 4. 4	佐竹義和筆「水墨山水」	1幅	千秋公園 佐竹史料館
17	文			9	S47. 1. 5	紙本水墨達磨像佐竹義敦筆	1幅	
18	化財			10	S47. 4. 26	佐竹義文筆「双鹿」と「鷹と鷲」	2幅	
19	別			11	S48. 3. 14	武蔵野屛風	6曲1双	
20		美術		12	S48. 3. 14	古代物語屏風	6曲1双	
21		術		13	H15. 3. 18	絹本着色花鳥図佐々木原善筆	1幅	中通二丁目 千秋美術館
22		工芸品		14	H20. 3. 25	親鸞聖人絵伝	4幅	
23		品		15	H21. 2. 26	絹本着色猟夫平福百穂筆	1幅	中通二丁目 千秋美術館
24				16	H24. 3. 1	絹本着色岩に秋海棠と蛙図小田野直武筆	1幅	中通二丁目 千秋美術館
25			彫刻	1	S37. 4. 9	銅造阿弥陀如来立像	1 躯	
26				2	S37. 4. 9	能・狂言面	13面	
27				3	S38. 2. 26	木造文殊菩薩坐像	1 躯	
28				4	S42. 3. 30	銅造十一面観音立像	1 躯	
29				5	S45. 3. 31	木造釈迦如来座像	1 躯	
30				6	S45. 3. 31	木造阿難尊者立像	1 躯	
31				7	S45. 3. 31	木造迦葉尊者立像	1 躯	
32				8	S46. 3. 17	木造虚空蔵菩薩座像	1 躯	
33				9	S46. 3. 17	木造不動明王座像	1 躯	
34				10	S46. 3. 17	木造弘法大師座像	1 躯	

No.			類型	No.	指定年月日	名称	員数	所在地
35			M.T.	11		木造弘法大師座像	1 躯	171 12.25
36				12		北辰妙見像	1体	
37				13		僧形八幡	1体	
38				14		木造観音菩薩座像	1 躯	
39				15		新波神社の力士	8体	
40				16		新波神社の竜	2体	
41				17		天徳寺仁王像	1対(2躯)	
\vdash				_		不動明王三尊立像		
42				18		木造阿弥陀如来立像	1対(3躯)	
43		-	T# B	19			1 躯	
44			工芸品	1	S37. 4. 9		1個	不利力国 化放力划效
45				2	S38. 2. 26			千秋公園 佐竹史料館
46				3		駕篭乗物	各1丁	
47				4		調度文房具	一式	
48				5		平造短刀銘佐竹源義富作	1 🗆	
49				6	S45. 3. 31		1脚	
50				7		黒塗紺糸縅具足		千秋公園 佐竹史料館
51				8		人色皮包仏胴黒糸縅具足		千秋公園 佐竹史料館
52				9		金象嵌歌入之御筒		千秋公園 佐竹史料館
53				10		木地彫之鞍銀象眼花菱内鉄菊水之鐙		千秋公園 佐竹史料館
54				11		青貝猿猴蒔絵鞍・鐙		千秋公園 佐竹史料館
55				12		黒塗草花金物付鞍黒塗無地片笑鐙		千秋公園 佐竹史料館
56				13		黒塗放駒蒔絵鞍		千秋公園 佐竹史料館
57				14		染付土風炉道三作	1 基	
58				15	Н3. 7. 18	紫糸素懸縅黒羅紗包二枚胴具足		千秋公園 佐竹史料館(寄託)
59				16		本小札紺糸縅二枚胴具足		千秋公園 佐竹史料館
60				17		紫糸素懸縅五枚胴具足	1 領	
61				18	H7. 2. 27	伊予札黒韋素懸縅二枚胴具足	1 領	
62				19	H15. 3. 18	石造宮殿	1 基	
63				20	H23. 3. 3	黒漆塗本小札萌黄糸威肩白胴丸具足	1 領	
64				21	H31. 3. 27	桶側丸龍紋蒔絵紺糸威二枚胴具足	1 領	千秋公園 佐竹史料館
65	有	美術	書跡・典籍	1	S39. 4. 3	黄檗宗隠元木庵即非三禅師法語	1幅	
66	有形文	TI		2	S39. 4. 3	佐竹義処写経妙法蓮華経	8巻	
67	化	芸品		3	S41. 3. 30	新居の垂語	1幅	
68	財	品		4	S46. 4. 4	石井露月筆桐襖の俳句	4枚8句	
69	İ			5	S48. 3. 14	写経紺紙金泥妙法蓮華経	8巻	
70				6	S58. 2. 23	紙本墨書千戴集切(俊成書)	1巻	
71	İ			7		石井露月直筆草稿	7 ∰	
72				8		石井露月交友書簡	2,381点	
73			古文書	1		久保田町記録	1 ⊞	
74				2		米沢町記録		山王新町 秋田県公文書館
75				3		牛島村肝煎日記		山王一丁目
76				4		湊町古絵図		山王一丁目
77				5		大町三丁目丁代日記	1冊	<u></u>
78				6		鍛冶町文書		千秋明徳町 中央図書館明徳館
79				7		新屋肝煎文書		千秋明徳町 中央図書館明徳館
80				8		菅野家文書	2点	
81				9		黒印御定書	-	河辺三内字尼沢 旧河辺農林漁業資料館
82				10		川口町丁代文書		山王新町 秋田県公文書館
83				11		黒澤家日記		千秋公園 佐竹史料館
84				12		渋江和光日記		山王新町 秋田県公文書館
\vdash				_				
85				13		旧下淀川村武藤助左衛門家伝来文書		千秋公園 佐竹史料館(寄託)
86				14	H28. 3. 30	上北手嵯峨家文書	552点	
87				15	H29. 3. 27	上肴町記録	38冊 (34点)	
				1.0	DE 0.55	E Verity du de	1,320組	71,00/tmp + 4 12 3 4500/t 4t
88				16	к5. 3. 28	長瀬家文書	(1,493点)	千秋明徳町 中央図書館明徳館
-00		Ī	考古資料	1	S39. 4. 3	須恵器つぼ	1個	
89				2	S43. 3. 26	上新城地区出土品	46点	雄和妙法字上大部 埋蔵文化財収蔵施設
90	- 1	- 1		3		須恵器(湯野目出土)	1点	
\vdash								
90 91				4	S44, 12, 9	須恵器(山崎山出十)	1 点	雄和新波字寺沢 雌和ふるさとセンター
90 91 92				_		須恵器(山崎山出土) 風字二面硯		雄和新波字寺沢 旧雄和ふるさとセンター 雄和新波字寺沢 旧雄和ふるさとセンター(寄託)
90 91 92 93				5	S44. 12. 9	風字二面硯	1点	雄和新波字寺沢 旧雄和ふるさとセンター(寄託)
90 91 92 93 94				5 6	S44. 12. 9 S47. 4. 26	風字二面硯 須恵器(長者屋敷出土)	1点 1点	雄和新波字寺沢 旧雄和ふるさとセンター(寄託) 雄和新波字寺沢 旧雄和ふるさとセンター
90 91 92 93				5	S44. 12. 9 S47. 4. 26 S60. 3. 1	風字二面硯	1点 1点	雄和新波字寺沢 旧雄和ふるさとセンター(寄託) 雄和新波字寺沢 旧雄和ふるさとセンター 寺内焼山 秋田城跡歴史資料館

所在地

名称

員数

類型

No.

No. 指定年月日

No.	類型	No.	指定年月日	名称	員数	所在地
160		8	S56. 2. 5	もみの木	1本	河辺岩見字鵜養
161 162	記	9	H4. 4. 23	竹の花の一本杉	1本	雄和新波字寺沢
162	念 物	10	H14. 3. 27	白幡の森		下浜名ケ沢字曲田
163		11	H27. 3. 25	待入堤の水草群落	51, 735 m ²	金足高岡字井内沢

国登録文化財

No.	27,2	文1C財 類型	No.	登録年月日	名称	員数	所在地
1		建造物	1		秋田公立美術工芸短期大学実習棟一号棟		新屋大川町
2		72.2.17	2		秋田公立美術工芸短期大学実習棟二号棟		新屋大川町
3	1		3		秋田公立美術工芸短期大学実習棟三号棟		新屋大川町
4			4	H12. 9. 26	秋田公立美術工芸短期大学大学開放センター工芸体験棟		新屋大川町
5			5	H12. 9. 26	秋田公立美術工芸短期大学大学開放 センターギャラリー棟	1棟	新屋大川町
6			6	H12. 9. 26	秋田公立美術工芸短期大学大学開放 センター地域交流棟	1棟	新屋大川町
7			7	H12. 9. 26	秋田公立美術工芸短期大学創作工房棟	1棟	新屋大川町
8	1		8	H12. 9. 26	秋田市立新屋図書館倉庫棟	1棟	新屋大川町
9	1		9	H12. 9. 26	高砂堂店舗		保戸野通町
10	1		10	H12. 9. 26	旧大島商会店舗	1棟	大町一丁目
11			11	H15. 7. 1	秋田県ゆとり生活創造センター昭和 館(旧佐藤家住宅)主屋	1棟	上北手荒巻字堺切
12			12	H15. 7. 1	秋田県ゆとり生活創造センター昭和 館(旧佐藤家住宅)土蔵	1棟	上北手荒巻字堺切
13	1		13	H16. 3. 29	里の家(旧大宮家住宅)主屋	1棟	雄和妙法字糠塚
14			14	H16. 11. 8	新波神社拝殿	1 棟	雄和新波字樋口
15	1		15	H17. 11. 10	國萬歳酒造主屋	1 棟	新屋元町
16			16	H17. 11. 10	國萬歳酒造酛場	1 棟	新屋元町
17	1		17	H17. 11. 10	國萬歳酒造室	1 棟	新屋元町
18			18	H17. 11. 10	國萬歳酒造南仕込蔵	1棟	新屋元町
19	有形		19	H17. 11. 10	國萬歳酒造北仕込蔵	1 棟	新屋元町
20	文		20	H17. 11. 10	國萬歳酒造作業場	1棟	新屋元町
21	化財		21	H17. 11. 10	國萬歳酒造洋館	1棟	新屋元町
22	, ₇ / ₂ / ₃		22	H18. 3. 2	旧奈良家住宅味噌蔵	1 棟	金足小泉字上前
23	1		23	H18. 3. 2	旧奈良家住宅文庫蔵	1棟	金足小泉字上前
24			24		旧奈良家住宅座敷蔵		金足小泉字上前
25			25		旧奈良家住宅新住居		金足小泉字上前
26	1		26		旧奈良家住宅南米蔵		金足小泉字上前
27			27	-	旧奈良家住宅北米蔵		金足小泉字上前
28			28		旧奈良家住宅北野小休所		金足小泉字上前
29	1		29		森九商店主屋		新屋表町
30	1		30		森九商店工場		新屋表町
31			31		森九商店仕込蔵		新屋表町
32		,	32	H22. 4. 28	ひろ建築工房事務所兼主屋及び土蔵 (旧高彦製麺所店舗兼主屋及び土蔵)		新屋元町
33			33	H26. 4. 25	那波紙店店舗兼主屋	1棟	大町四丁目
34			34		那波紙店文庫蔵		大町四丁目
35			35		那波紙店商品蔵		大町四丁目
36			36		那波紙店向かい蔵		大町五丁目
37			37		那波紙店五号倉庫		大町五丁目
38			38		新政酒造吟醸蔵		大町六丁目
39			39		新政酒造明醸蔵		大町六丁目
40			40		新政酒造愛醸蔵		大町六丁目
41			41		新政酒造と暖蔵		大町六丁目
42			42		新政酒造旧感恩講西籾蔵		大町六丁目
43	記念物	動物・植物・地質鉱物	1		田沢湖のクニマス(標本)		金足鳰崎後山 秋田県立博物館

資料編2 周知の埋蔵文化財包蔵地一覧

令和6年(2024)3月31日現在

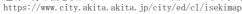
NO.	遺跡名	時代	地域	地区	NO.	遺跡名	時代	地域	地区
1	松館	縄文・中世	北部	13	44	耳取Ⅱ遺跡	縄文	北部	12
2	上松館遺跡	縄文	北部	13	45	箱館	中世	北部	13
3	大清水台I遺跡	縄文	北部	13	46	竹子山 I 遺跡	縄文・奈良・平安	北部	13
4	大清水台Ⅱ遺跡	飛鳥・奈良・平安	北部	13	47	竹子山Ⅱ遺跡	奈良・平安	北部	13
5	大清水台Ⅲ遺跡	縄文	北部	13	48	待入Ⅱ遺跡	平安	北部	13
6	大清水台IV遺跡	縄文	北部	13	49	待入Ⅲ遺跡	縄文・奈良・平安・中世	北部	13
7	大清水台V遺跡	縄文・奈良・平安	北部	13	50	梵天長根遺跡	縄文・弥生	北部	(13)
8	岩瀬館	中世	北部	13	51	青崎遺跡	縄文	北部	12
9	前山I遺跡	奈良・平安	北部	13	52	羽中遺跡	奈良・平安	北部	13
10	前山Ⅱ遺跡	奈良・平安	北部	13	53	松ノ下Ⅰ遺跡	奈良・平安	北部	(13)
11	北田遺跡	奈良・平安	北部	13	54	松ノ下Ⅱ遺跡	奈良・平安	北部	13
12	大表遺跡	奈良・平安	北部	13	55	小友館	中世	北部	12
13	堀内遺跡	奈良・平安	北部	13	56	白山遺跡	縄文	北部	12
14	堀内館	中世	北部	13	57	正木台遺跡	縄文	北部	12
15	大沢遺跡	縄文・平安・中世	北部	13	58	首切森・積石塚	不明	北部	12
16	よもぎ(み)館	中世	北部	13	59	追分駅東遺跡	縄文・奈良・平安	北部	12
17	小草生津遺跡	縄文・平安	北部	13	60	長岡館	中世	北部	12
18	北野Ⅱ遺跡	平安	北部	13	61	熊野田遺跡	縄文・平安	北部	12
19	北野I遺跡	縄文・平安	北部	13	62	長岡遺跡	奈良・平安・近世	北部	12
20	北野Ⅲ遺跡	縄文・奈良・平安	北部	13	63	蚕沢遺跡	縄文・奈良・平安	北部	12
21	雨池遺跡	平安	北部	13	64	箱館	中世	北部	12
22	下刈館	中世	北部	13	65	長面 I 遺跡	奈良・平安	北部	12
23	カニ沢遺跡	平安	北部	13	66	羽田台I遺跡	縄文	北部	12
24	金ヶ崎遺跡	奈良・平安	北部	13	67	塩田沢遺跡	奈良・平安	北部	12
25	高田遺跡	中世	北部	13	68	末沢遺跡	奈良・平安	北部	12
26	高岡館	中世	北部	13	69	羽田台Ⅱ遺跡	奈良・平安	北部	12
27	片田館	中世	北部	13	70	末沢 I 遺跡	奈良・平安	北部	12
28	片田遺跡	縄文	北部	13	71	末沢Ⅱ遺跡	奈良・平安	北部	12
29	待入 I 遺跡	奈良・平安	北部	13	72	家ノ前館	中世	北部	12
30	二本松遺跡	奈良・平安	北部	13	73	猿田沢 I 遺跡	奈良・平安	北部	12
31	浅田遺跡	縄文	北部	13	74	猿田沢Ⅱ遺跡	奈良・平安	北部	12
32	黒川館	中世	北部	13	75	家ノ前 I 遺跡	平安	北部	12
33	こださ館	中世	北部	13	76	家ノ前Ⅱ遺跡	奈良・平安	北部	12
34	馬込I遺跡	奈良・平安	北部	13	77	長面Ⅱ遺跡	中世	北部	12
35	馬込Ⅱ遺跡	奈良・平安	北部	13	78	長面Ⅲ遺跡	縄文	北部	12
36	しんしゅう館	中世	北部	13	79	長面IV遺跡	平安・中世	北部	12
37	金足農高北遺跡	縄文	北部	13	80	長面V遺跡	平安	北部	12
38	金足農高遺跡	縄文	北部	(13)	81	羽鳥沼I遺跡	奈良・平安	北部	12
39	潟向 I 遺跡	弥生・平安	北部	13	82	羽鳥沼Ⅱ遺跡	縄文	北部	12
40	潟向IV遺跡	弥生	北部	13	83	石名坂館	中世	北部	12
41	潟向Ⅱ遺跡	縄文・平安	北部	13	84	龍泉寺跡	不明	北部	12
42	潟向Ⅲ遺跡	弥生	北部	13	85	末沢窯跡群	奈良・平安	北部	12
43	耳取Ⅰ遺跡	縄文・弥生	北部	12	86	谷地 I 遺跡	奈良・平安	北部	12

NO.	遺跡名	時代	地域	地区	NO.	遺跡名	時代	地域	地区
87	谷地Ⅱ遺跡	縄文・奈良・平安	北部	12	131	小水沢Ⅲ遺跡	縄文	東部	4
88	大沢窯跡 I	奈良・平安	北部	12	132	蝦夷館	中世	東部	4
89	大沢窯跡Ⅱ	奈良・平安	北部	12	133	片野 I 遺跡	縄文・平安	北部	12
90	小林窯跡	奈良・平安	北部	12	134	片野Ⅱ遺跡	縄文・平安	北部	12
91	小林Ⅱ遺跡	奈良・平安	北部	12	135	鼻コシリ遺跡	奈良・平安	北部	12
92	小林I遺跡	縄文・奈良・平安	北部	12	136	五百刈沢遺跡	奈良・平安	北部	12
93	小林Ⅲ遺跡	縄文・奈良・平安	北部	12	137	五六沢遺跡	奈良・平安	北部	12
94	堂ノ前 I 遺跡	奈良・平安	北部	12	138	貝布沢遺跡	縄文	北部	12
95	堂ノ前館	中世	北部	12	139	尼館	縄文・奈良・平安・中世	東部	4
96	堂ノ前Ⅱ遺跡	縄文・中世	北部	12	140	春子館	中世	北部	12
97	堂ノ前Ⅲ遺跡	縄文・奈良・平安	北部	12	141	入ヶ沢遺跡	縄文・中世	北部	12
98	堂ノ前IV遺跡	縄文・奈良・平安	北部	12	142	愛染遺跡	縄文	北部	12
99	桂沢遺跡	縄文	北部	12	143	市王寺遺跡	縄文	東部	4
100	大保遺跡	縄文・奈良・平安	北部	12	144	丸木橋I遺跡	縄文	東部	4
101	保多野 I 遺跡	縄文・奈良・平安	北部	12	145	丸木橋Ⅱ遺跡	縄文	東部	4
102	保多野Ⅱ遺跡	縄文・奈良・平安	北部	12	146	丸木橋Ⅲ遺跡	縄文	東部	4
103	保多野館	中世	北部	12	147	郷士館	中世	東部	4
104	街道端西遺跡	平安	北部	12	148	穀丁遺跡	中世	北部	(1)
105	堀川I遺跡	奈良・平安	北部	11)	149	寺小山遺跡	縄文	北部	(1)
106	堀川Ⅱ遺跡	奈良・平安	北部	11)	150	南沢遺跡	縄文・奈良・平安	東部	4
107	乳倉遺跡	奈良・平安	北部	12	151	三ノ堰遺跡	縄文・奈良・平安	東部	4
108	嶋下り遺跡	奈良・平安	北部	12	152	笹岡館	中世	東部	4
109	雀島遺跡	奈良・平安	北部	12	153	太田遺跡	奈良・平安	東部	4
110	芋田遺跡	平安	北部	12	154	古城廻Ⅰ遺跡	旧石器・奈良・平安	東部	4
111	笠岡館	中世	北部	12	155	古城廻Ⅱ遺跡	旧石器・奈良・平安	東部	4
112	飯岡館	中世	北部	11)	156	古城廻窯跡	奈良・平安	東部	4
113	岩城館	中世	北部	12	157	古城廻Ⅲ遺跡	平安	東部	4
114	源内沢 I 遺跡	縄文	北部	12	158	蓬田遺跡	奈良・平安	東部	4
115	源内沢Ⅱ遺跡	縄文	北部	12	159	湯沢台I遺跡	縄文・奈良・平安	東部	4
116	右馬之丞窯跡	奈良・平安	北部	12	160	湯沢台Ⅱ遺跡	縄文	東部	4
117	岩城大沢遺跡	縄文	北部	12	161	湯沢台Ⅲ遺跡	縄文	東部	4
118	松木台Ⅱ遺跡	縄文・奈良・平安	北部	12	162	鶴木台I遺跡	縄文	東部	4
119	上新城中学校遺跡	縄文	北部	12	163	鶴木台Ⅱ遺跡	縄文	東部	4
120	松木台Ⅲ遺跡	縄文・弥生	北部	12	164	堂ノ前館	中世	東部	(5)
121	杉崎12号遺跡	縄文	北部	12	165	湊城跡	中世	北部	(1)
122	杉崎13号遺跡	縄文	北部	12	166	大堤遺跡	縄文	東部	4
123	杉崎15号遺跡	縄文	北部	12	167	大堤館	縄文・中世	東部	4
124	館越館	中世	北部	12	168	蟹子沢遺跡	縄文・平安	東部	4
125	日吉神社跡	不明	北部	12	169	飛鳥田遺跡	縄文・平安	東部	4
126	羽黒神社宝篋印塔	中世	北部	12	170	地ノ内I遺跡	縄文	東部	4
127	戸沢館	中世	東部	4	171	地ノ内Ⅱ遺跡	縄文	東部	4
128	小田遺跡	縄文	東部	4	172	天館	中世	東部	4
129	小水沢I遺跡	縄文	東部	4	173	地ノ内館	中世	東部	4
130	小水沢Ⅱ遺跡	縄文	東部	4	174	戸平川遺跡	縄文・平安	東部	4

NO.	遺跡名	時代	地域	地区	NO.	遺跡名	時代	地域	地区
263	宝川館	中世	東部	(5)	307	狸崎A遺跡	縄文・弥生	南部	9
264	新屋浜古墳	奈良・平安	西部	6	308	狸崎B遺跡	旧石器・縄文・弥生	南部	9
265	新屋浜貝塚	縄文	西部	6	309	秋大農場南遺跡	旧石器・縄文・平安	南部	9
266	栗田神社	不明	西部	6	310	地蔵田A遺跡	旧石器・縄文・平安	南部	9
267	金照寺山一ツ森遺跡	近世	中央	1	311	地蔵田遺跡	旧石器・縄文・弥生	南部	9
268	前田遺跡	縄文・奈良・平安	南部	8	312	湯ノ沢C遺跡	縄文	南部	9
269	諏訪ノ沢遺跡	縄文・奈良・平安	南部	8	313	湯ノ沢A遺跡	縄文・弥生	南部	9
270	堀内館	中世	東部	(5)	314	湯ノ沢B遺跡	縄文・平安	南部	9
271	館ノ下館	縄文・奈良・平安・中世	南部	8	315	野畑遺跡	縄文	南部	9
272	弥生館	奈良・平安・中世	南部	8	316	湯ノ沢Ⅰ遺跡	弥生・平安	南部	9
273	猿田沢遺跡	縄文・奈良・平安	南部	8	317	湯ノ沢E遺跡	縄文	南部	9
274	大平沢遺跡	平安	南部	8	318	湯ノ沢F遺跡	弥生・平安	南部	9
275	宮田沢I遺跡	平安	西部	7	319	湯ノ沢H遺跡	縄文・弥生	南部	9
276	宮田沢Ⅱ遺跡	縄文	西部	7	320	湯ノ沢G遺跡	縄文	南部	9
277	館ノ丸遺跡	縄文	西部	6	321	古野館	中世	南部	8
278	雲崎館	中世	西部	7	322	館ノ沢館	中世	西部	7
279	田尻沢遺跡	縄文・奈良・平安	西部	6	323	小友沢遺跡	奈良・平安	西部	7
280	鎌塚遺跡	奈良・平安	西部	7	324	小勝田遺跡	縄文・奈良・平安	西部	7
281	石田坂遺跡	縄文	西部	7	325	内縄尻遺跡	縄文	西部	7
282	下堤B遺跡	縄文・平安	南部	9	326	諏訪遺跡	奈良・平安	西部	7
283	下堤A遺跡	縄文	南部	9	327	桂根藩境跡	近世	西部	7
284	下堤C遺跡	縄文・奈良・平安	南部	9	328	館ノ下館	中世	西部	7
285	大杉沢遺跡	縄文・弥生・奈良・平安・中世	南部	9	329	白華城	中世	西部	7
286	下堤D遺跡	旧石器・縄文・平安	南部	9	330	杉ノ下遺跡	奈良・平安	西部	7
287	地方遺跡	縄文	南部	8	331	小火沢遺跡	奈良・平安	西部	7
288	台B遺跡	縄文	南部	8	332	狐森遺跡	縄文	西部	7
289	篠田台遺跡	縄文	南部	8	333	小山館	縄文・中世	西部	7
290	台A遺跡	縄文	南部	8	334	河童長根遺跡	縄文	西部	7
291	坂ノ上A遺跡	縄文	南部	9	335	羽川新館	中世	西部	7
292	坂ノ上B遺跡	縄文	南部	9	336	羽川古館	中世	西部	7
293	坂ノ上E遺跡	縄文・奈良・平安	南部	9	337	弥兵衛館	中世	西部	7
294	坂ノ上F遺跡	縄文・弥生・奈良・平安	南部	9	338	鷹巣遺跡	不明	西部	7
295	坂ノ上D遺跡	縄文	南部	9	339	柳沢館	中世	西部	7
296	坂ノ上C遺跡	縄文	南部	9	340	山ノ沢館	中世	西部	7
297	下堤F遺跡	縄文	南部	9	341	強清水遺跡	縄文	西部	7
298	下堤E遺跡	縄文	南部	9	342	坂本遺跡	不明	西部	7
299	下堤G遺跡	旧石器・縄文	南部	9	343	久五郎館	中世	西部	7
300	湯ノ沢D遺跡	縄文	南部	9	344	フ館	中世	西部	7
301	深田沢遺跡	弥生・平安	南部	9	345	村杉館	中世	西部	7
302	野形遺跡	平安	南部	9	346	合ケ沢遺跡	不明	西部	7
303	坂ノ下館	中世	南部	9	347	鋳砲所跡	古墳・平安・近世	中央	2
304	小阿地古墳	奈良・平安	南部	9	348	七ツ森遺跡	不明	中央	1
305	坂ノ下 I 遺跡	縄文	南部	9	349	堂ノ前遺跡	平安	北部	12
306	坂ノ下Ⅱ遺跡	縄文・奈良・平安	南部	9	350	宝竜崎遺跡	縄文・奈良・平安	南部	8

NO.	遺跡名	時代	地域	地区	NO.	遺跡名	時代	地域	地区
439	下小平岱遺跡	縄文・平安	河辺	(14)	480	軽井沢A遺跡	縄文	雄和	15
440	境田遺跡	縄文	河辺	(14)	481	軽井沢B遺跡	縄文	雄和	15
441	小蟹沢遺跡	縄文・平安	河辺	(14)	482	軽井沢C遺跡	縄文	雄和	15
442	水口沢遺跡	縄文・平安	河辺	(14)	483	野中遺跡	奈良・平安	雄和	15
443	後野中島遺跡	平安	河辺	(14)	484	大又遺跡	奈良・平安	雄和	15
444	山崎山遺跡	縄文・平安	雄和	(15)	485	船ヶ沢遺跡	奈良・平安・中世	雄和	15
445	長者屋敷遺跡	縄文・平安	雄和	15	486	鹿野戸谷地遺跡	縄文・奈良・平安	雄和	15
446	岩の沢遺跡	平安	雄和	15	487	御江田遺跡	奈良・平安	雄和	15
447	袖の沢遺跡	縄文	雄和	15	488	五石前遺跡	縄文・中世	雄和	15
448	つばき川館	中世	雄和	15	489	石川 I 遺跡	中世	雄和	15
449	地張山遺跡	縄文	雄和	15	490	石川Ⅱ遺跡	平安	雄和	15
450	関田遺跡	縄文	雄和	15	491	女米木山崎遺跡	平安	雄和	15
451	堤根遺跡	縄文	雄和	15	492	猫沢遺跡	平安	雄和	15
452	平沢遺跡	奈良	雄和	15	493	大巻Ⅱ遺跡	平安	雄和	15
453	白山遺跡	縄文	雄和	15	494	大巻I遺跡	縄文・平安	雄和	15
454	平沢館	不明	雄和	15	495	北ノ俣遺跡	不明	雄和	15
455	白根館	中世	雄和	(15)	496	清水木遺跡	縄文・奈良・平安	雄和	15
456	中大部遺跡	平安	雄和	15	497	上野遺跡	不明	雄和	15
457	小平の柵遺跡	不明	雄和	15	498	宮田沢遺跡	不明	雄和	15
458	御倉館	縄文	雄和	15	499	山崎山Ⅱ遺跡	縄文	雄和	15
459	菅生沢の柵	不明	雄和	15	500	猫沢Ⅱ遺跡	平安	雄和	15
460	平尾鳥城	中世	雄和	15	501	新波志開遺跡	縄文・平安	雄和	15
461	銅屋遺跡	旧石器	雄和	15	502	新波新町遺跡	近代	雄和	15
462	雄和金ヶ崎遺跡	旧石器	雄和	15	503	小谷地遺跡	平安	雄和	15
463	種沢館	不明	雄和	15	504	街道の松	不明	雄和	15
464	寺沢館	不明	雄和	15	505	総墓	不明	雄和	15
465	又右工門館	不明	雄和	15	506	大張野行在所跡	近代	河辺	14)
466	川崎遺跡	弥生	雄和	15	507	露月山廬書斎	近代	雄和	15
467	白川館	平安	雄和	15	508	河原崎遺跡	縄文	雄和	15
468	向野遺跡	縄文	雄和	15	509	高野Ⅱ遺跡	縄文	北部	10
469	大正寺館	平安	雄和	15	510	平右衛門田尻遺跡	縄文・弥生・平安・中世	北部	11)
470	新波館	中世	雄和	15	511	土崎湊御蔵跡	近世	北部	11)
471	折戸館	中世	雄和	15	512	下野遺跡	縄文	雄和	15
472	草見館	中世	雄和	15	513	中台遺跡	縄文	中央	3
473	萱ヶ沢館	中世	雄和	15	514	黒沼下堤下館跡	中世	河辺	14)
474	萱ヶ沢遺跡	縄文	雄和	15	515	新波遺跡	平安	雄和	15
475	奥椿岱遺跡	縄文	雄和	15	516	向田表遺跡	縄文	雄和	15
476	滝の沢I遺跡	縄文	雄和	15	517	大又Ⅱ遺跡	平安	雄和	15
477	滝の沢Ⅱ遺跡	縄文	雄和	15	518	道女木遺跡	縄文	雄和	15
478	駒坂岱I遺跡	縄文	雄和	15	519	地蔵田C遺跡	縄文	南部	9
479	駒坂岱Ⅱ遺跡	縄文	雄和	15	520	碇田梵天野遺跡	縄文	雄和	15

※「地域」・「地区」の項目は、第1章第4節(3)地域区分に準じます。
(①城下町、②城下町周辺1、③城下町周辺2、④旭川、⑤太平、⑥新屋、⑦西部、⑧南部、⑨御所野・四ツ小屋、⑩寺内、⑪土崎・飯島、⑫下新城・上新城、③金足、⑭河辺、⑤雄和)
※遺跡の分布図を秋田市ホームページで公開しています。本表とあわせてご覧ください。
https://www.city.akita.akita.jp/city/ed/cl/isekimap/





資料編3 行政機関が実施した既往調査の文献一覧

No.	書名	調査・発行機関	刊行年
地域5		of make the state of the state	
1	上崎港町史	秋田市役所土崎出張所	1941
2	新屋郷土誌	秋田市役所新屋出張所	1942
3	豊岩郷土史	河辺郡豊岩村	1954
4	秋田市史 上巻	秋田市	1949
5	秋田市史 中巻	秋田市	1950
6	秋田市史 下巻	秋田市	1951
7	秋田市史 昭和編	秋田市	1967
8	秋田市史 昭和編Ⅱ	秋田市	1979
9	秋田市史 年表	秋田市	1979
10	秋田市史 第1巻 先史・古代 通史編	秋田市	2004
11	秋田市史 第2巻 中世 通史編	秋田市	1999
12	秋田市史 第3巻 近世 通史編	秋田市	2003
13	秋田市史 第4巻 近現代 I 通史編	秋田市	2004
14	秋田市史 第5巻 近現代Ⅱ 通史編	秋田市	2005
15	秋田市史 第6巻 考古 史料編	秋田市	2002
16	秋田市史 第7巻 古代 史料編	秋田市	2001
17	秋田市史 第8巻 中世 史料編	秋田市	1996
18	秋田市史 第9巻 近世 史料編 上	秋田市	1997
19	秋田市史 第10巻 近世 史料編 下	秋田市	1999
20	秋田市史 第11巻 近代 史料編 上	秋田市	2000
21	秋田市史 第12巻 近代 史料編 下	秋田市	2001
22	秋田市史 第13巻 現代 史料編	秋田市	2003
23	秋田市史 第14巻 文芸・芸能編	秋田市	1998
24	秋田市史 第15巻 美術・工芸編	秋田市	2000
25	秋田市史 第16巻 民俗編	秋田市	2003
26	秋田市史 第17巻 年表、索引	秋田市	2006
27	秋田市水道百年史	秋田市上下水道局	2008
28	秋田市の文化財 第1集	秋田市教育委員会	1958
29	秋田市の文化財 第2集	秋田市教育委員会	1959
30	秋田市の文化財 第3集	秋田市教育委員会	1960
31	秋田市の文化財 第4集	秋田市教育委員会	1961
32	秋田市の文化財 第5集	秋田市教育委員会	1962
33	秋田市の文化財 第6集	秋田市教育委員会	1964
34	秋田市の文化財 第7集	秋田市教育委員会	1966
35	秋田市の文化財 第8集	秋田市教育委員会	1969
36	秋田市の文化財	秋田市教育委員会	2001
37	秋田市史叢書 1 古城廻窯跡発掘調査報告書	秋田市史編さん室	1997
38	秋田市史叢書2 文芸・芸能史料	秋田市	1998
39	秋田市史叢書3 美術・工芸 史料と追記	秋田市	2001
40	秋田市史叢書4 初岡敬治日記	秋田市	2001
41	秋田市史叢書 5 三代目秋田市長 御代弦日誌	秋田市	2001
42	秋田市史叢書6 屋敷神・講・祠資料	秋田市	2004
	秋田市史叢書7 金子家日記・初岡敬治日記2	秋田市	2004
44	秋田市史叢書8 麻木家日記	秋田市	2004
45	秋田市史叢書9 久保田町人史料	秋田市	2005
46	秋田市史叢書10 佐々木弥左衛門家文書	秋田市	2005
47	秋田市史叢書11 近現代感恩講史料	秋田市	2005
48	秋田市史叢書12 近現代辻家史料 I	秋田市	2005
49	秋田市史叢書13 近現代辻家史料Ⅱ	秋田市	2006
50	秋田市史叢書14 秋田と私・教育と文化 新野直吉オーラルヒストリー	秋田市	2006
51	秋田市歴史叢書1 平沢通有日記1	秋田市	2007
52	秋田市歴史叢書2 平沢通有日記2	秋田市	2008
53	秋田市歴史叢書3 森川源三郎史料	秋田市	2009
54	秋田市歴史叢書4 長瀬直達日記	秋田市	2010
55	秋田市歴史叢書 5 最後の空襲土崎の記録	秋田市	2010
56		秋田市	2011
57	秋田市歴史叢書 7 米沢町丁代文書 2	秋田市	2013
58	秋田市歴史叢書8 戊辰戦争と秋田市	秋田市	2014
59	秋田市歴史叢書9 米沢町丁代文書3	秋田市	2015
60	秋田市歴史叢書10 誓願寺文書	秋田市	2016
61	秋田市歴史叢書11 誓願寺文書 2	秋田市	2017

No.	書名	調査・発行機関	刊行年
62	秋田市歴史叢書12 栗林広運日記1	秋田市	2018
63	秋田市歴史叢書13 栗林広運日記2	秋田市	2019
64	秋田市歴史叢書14 栗林広運日記3	秋田市	2020
65	秋田市歴史叢書15 誓願寺文書3	秋田市	2021
66	秋田市歴史叢書16 大町三丁目記録永代帳	秋田市	2022
67	秋田市歴史叢書17 新屋肝煎文書1	秋田市	2023
68	河邊郡誌	河邊郡役所	1917
69	河辺町郷土誌	河辺町教育委員会	1962
70	河辺町史	河辺町	1985
71	河辺町の文化財 第1集	河辺町教育委員会	1991
72	河辺町の文化財 第2集 景勝地と神社	河辺町教育委員会	1992
73	河辺町の文化財 第3集 書画	河辺町教育委員会	1993
74	河辺町の文化財 第4集 町の巨木	河辺町教育委員会	1995
75	河辺町の文化財 第5集 路傍の神仏1庚申講	河辺町教育委員会	1995
76	河辺町の文化財 第6集 路傍の神仏2	河辺町教育委員会	1996
77	河辺町の文化財 第7集 狛犬	河辺町教育委員会	1997
78	河辺町の文化財 第8集 埋蔵文化財	河辺町教育委員会	1998
79	河辺町の文化財 第9集 豊島館跡(県指定史跡)	河辺町教育委員会	1999
80	河辺町の文化財 第10集 町の史跡と遺跡	河辺町教育委員会	2000
81	河辺町の文化財 第11集 発電所跡と鉱山跡	河辺町教育委員会	2001
82	河辺町の文化財 第12集 石碑	河辺町教育委員会	2002
83	河辺町の文化財 第13集 公共的施設	河辺町教育委員会	2003
84	戸米川村誌	戸米川村	1956
85	雄和町史	雄和町	1976
86	雄和町史 追補篇	雄和町	1977
87	雄和の文化財 第1集-町指定文化財編-	雄和町教育委員会	1978
88	雄和の文化財 第2集ー石造文化財編1ー	雄和町教育委員会	1978
89	雄和の文化財 第2集―石造文化財編2ー 雄和の文化財 第2集―石造文化財編2ー		1979
90	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	雄和町教育委員会 ##和町教育委員会	
		雄和町教育委員会 ##和町教育委員会	1980
91	雄和の文化財 第3集-神社資料編2-	雄和町教育委員会 ##和町教育委員会	1981
92	雄和の文化財 第4集-寺院資料編-	雄和町教育委員会	1982
93	雄和の文化財第5集-雄物川関係資料編-	雄和町教育委員会	1983
94	雄和の文化財 第6集-雄和の戊辰戦争-	雄和町教育委員会	1984
95	雄和の文化財第7集-石井露月遺墨集-	雄和町教育委員会	1985
96	雄和の文化財 第8集-年中行事-	雄和町教育委員会	1986
97	雄和の文化財 第9集-雄和の信仰「講」-	雄和町教育委員会	1988
98	雄和の文化財 第10集-雄和の文化財-	雄和町教育委員会	1989
99	雄和の文化財 第11集 - 雄和の巨樹巨木 -	雄和町教育委員会	1991
	雄和の文化財 第12集-雄和の屋敷神1-	雄和町教育委員会	1993
	雄和の文化財 第12集-雄和の屋敷神 2 -	雄和町教育委員会	1994
	雄和の文化財 第13集-雄和の民家-	雄和町教育委員会	2003
建造物			
	重要文化財旧秋田銀行本店本館のあゆみと復旧工事の記録	秋田市教育委員会	1995
104	秋田市指定文化財 旧金子家住宅復元整備工事報告書	秋田市教育委員会	2004
105	秋田市の鏝絵-鏝絵緊急調査報告書-	秋田市教育委員会	2004
106	登録有形文化財 旧大島商会店舗移築(まちなか観光案内拠点整備工事)報告書	秋田市教育委員会	2021
107	秋田県指定有形文化財 旧松倉家住宅修復整備工事報告書	秋田市	2023
古文書			
		秋田市立中央図書館	1992
109	間杉家文書目録 中村家文書目録 土崎御役屋文書目録 麻木家文書目録 秋田市立土崎図書館所蔵	秋田市立土崎図書館	1992
110	那波家蔵文書 古文書解読研究シリーズ2	秋田市立中央図書館明徳館	2003
	市成家風文音 古文音呼前明光ンリーへと	秋田市立雄和図書館	2003
	中开路月 恒型朱 (市 一 朱)	秋田市文書法制課	2010
	体	秋田巾又青坛制碟 秋田市立雄和図書館	2019
	黒澤家日記解読資料集(一) 黒澤家日記 文化十一年~文化十四年	秋田市立佐竹史料館	2000
	黒澤家日記解読資料集(二) 黒澤家日記 文政元年~文政三年	秋田市立佐竹史料館	2001
	黒澤家日記解読資料集(三) 黒澤家日記 文政四年~文政七年	秋田市立佐竹史料館	2002
	黒澤家日記解読資料集(四) 黒澤家日記 文政八年~文政十年	秋田市立佐竹史料館	2003
	黒澤家日記解読資料集(五) 黒澤家日記 文政十一年~文政十二年	秋田市立佐竹史料館	2004
119	黒澤家日記解読資料集(六) 黒澤家日記 天保元年	秋田市立佐竹史料館	2005
	黒澤家日記解読資料集(七) 黒澤家日記 天保二年	秋田市立佐竹史料館	2006
120 121	黒澤家日記解読資料集(八) 黒澤家日記 天保三年	秋田市立佐竹史料館	2007

	書名	調査・発行機関	刊行年
122	黒澤家日記解読資料集(九) 黒澤家日記 天保四年	秋田市立佐竹史料館	2008
123	黒澤家日記解読資料集(十) 黒澤家日記 天保五年	秋田市立佐竹史料館	2009
	黒澤家日記解読資料集(十一) 黒澤家日記 天保六年	秋田市立佐竹史料館	2010
	黒澤家日記解読資料集(十二) 黒澤家日記 天保七年	秋田市立佐竹史料館	2011
	黒澤家日記解読資料集(十三) 黒澤家日記 天保八年	秋田市立佐竹史料館	2012
		秋田市立佐竹史料館	2012
	黒澤家日記解読資料集(十五) 黒澤家日記 天保十年	秋田市立佐竹史料館	2014
	黒澤家日記解読資料集(十六) 黒澤家日記 天保十一年	秋田市立佐竹史料館	2015
130	黒澤家日記解読資料集(十七) 黒澤家日記 天保十二年	秋田市立佐竹史料館	2016
131	黒澤家日記解読資料集(十八) 黒澤家日記 天保十三年	秋田市立佐竹史料館	2017
132	黒澤家日記解読資料集(十九) 黒澤家日記 天保十四年	秋田市立佐竹史料館	2018
133	黒澤家日記解読資料集(二十) 黒澤家日記 弘化元年~弘化二年	秋田市立佐竹史料館	2019
134	黒澤家日記解読資料集(二十一) 黒澤家日記 弘化三年~四年	秋田市立佐竹史料館	2020
	黒澤家日記解読資料集(二十二) 黒澤家日記 嘉永元年~嘉永二年	秋田市立佐竹史料館	2021
	黒澤家日記解読資料集(二十三) 黒澤家日記 嘉永三年~嘉永四年	秋田市立佐竹史料館	2022
	黒澤家日記解読資料集(二十四) 黒澤家日記 嘉永五年~嘉永六年	秋田市立佐竹史料館	2023
_	黒澤家日記解読資料集(二十五) 黒澤家日記 安政元年~二年	秋田市立佐竹史料館	2024
	雄和町史料集1 相川村 萬日記	雄和町教育委員会	1991
140	雄和町史料集2 神ヶ村 菅野家文書	雄和町教育委員会	1992
141	雄和町史料集3 女米木村 藤原家文書	雄和町教育委員会	1993
142	雄和町史料集4 芝野新田村 鈴木長八家文書	雄和町教育委員会	1994
	雄和町史料集 5 戊辰戦争記録集	雄和町教育委員会	1995
_	雄和町史料集6 女米木村 安藤権三郎家文書	雄和町教育委員会	1996
	雄和町史料集7 種沢村 古文書集	雄和町教育委員会	1997
-			
	雄和町史料集8 秋田亀田 両藩境界紛争記録	雄和町教育委員会	1998
147	雄和町史料集9 秋田亀田 両藩雄物川一件御記録	雄和町教育委員会	1999
148	雄和町史料集10 検地帳・切支丹改帳・その他史料集	雄和町教育委員会	2000
	一付・雄和町古文書研究会十二年誌-		
記念物			
149	史跡秋田城跡保存管理計画	秋田市教育委員会	1977
150	秋田城跡整備基本計画-秋田城跡・高清水の丘歴史の杜博物館-	秋田市	1987
151	史跡秋田城跡保存管理計画書	秋田市教育委員会	2014
152	秋田城跡 政庁跡	秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所	2002
153	秋田城跡Ⅱ 鵜ノ木地区	秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所	2008
	秋田城跡Ⅲ 焼山地区	秋田市教育委員会・秋田城跡歴史資料館	2024
101		(大百市·狄万女员名 (大百) (从西) (北京) (上文) (十五)	1973
155	秋田城跡 昭和47年度~平成14年度秋田城跡発掘調査概報	秋田市教育委員会	~
100	NEW TOTAL TO THE TOTAL T		2003
			2004
156	秋田城跡 秋田城跡調査事務所年報2003~2015	秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所	~
			2016
			2017
157	秋田城跡 秋田城跡歴史資料館年報2016~2022	秋田市教育委員会	~
			2023
158	史跡秋田城跡整備事業報告書(地域中核史跡整備特別事業・地方拠点史) 跡笠総合敷備事業)	秋田市教育委員会	1999
	奶· 寸心口 正 佃 ず 术 /		
-	史跡秋田城跡整備事業報告書Ⅱ(秋田城跡総合整備活用推進事業)	秋田市教育委員会	2010
		秋田市教育委員会	
160	史跡秋田城跡整備事業報告書Ⅲ		2016
160 161	史跡秋田城跡整備事業報告書Ⅲ 史跡秋田城跡整備事業報告書Ⅳ	秋田市教育委員会	2016
161			
161 162	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会	2023 1984
161 162 163	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会	2023 1984 1992
161 162 163	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 III	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会	2023 1984 1992 2000
161 162 163	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 III 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会	2023 1984 1992
161 162 163 164 165	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 III 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン 一市民と生徒による手づくり"弥生っこ村"—	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会	2023 1984 1992 2000 2003
161 162 163 164	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン 一市民と生徒による手づくり"弥生っこ村" — 国指定史跡地蔵田遺跡環境整備事業報告書	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会	2023 1984 1992 2000
161 162 163 164 165	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン 一市民と生徒による手づくり"弥生っこ村" — 国指定史跡地蔵田遺跡環境整備事業報告書 一市民と生徒による手づくり弥生っこ村一	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会	2023 1984 1992 2000 2003 2007
161 162 163 164 165 166	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン 一市民と生徒による手づくり"弥生っこ村" — 国指定史跡地蔵田遺跡環境整備事業報告書 一市民と生徒による手づくり弥生っこ村一 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園保存管理計画書	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会	2023 1984 1992 2000 2003 2007 2010
161 162 163 164 165	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン -市民と生徒による手づくり"弥生っこ村" - 国指定史跡地蔵田遺跡環境整備事業報告書 -市民と生徒による手づくり弥生っこ村一 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園保存管理計画書 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会	2023 1984 1992 2000 2003 2007
161 162 163 164 165 166 167	史跡秋田城跡整備事業報告書Ⅳ 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 III 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン 一市民と生徒による手づくり"弥生っこ村" — 国指定史跡地蔵田遺跡環境整備事業報告書 一市民と生徒による手づくり弥生っこ村 — 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園保存管理計画書 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園 一修復整備に伴う発掘調査概報 —	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会	2023 1984 1992 2000 2003 2007 2010
161 162 163 164 165 166 167 168	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン 一市民と生徒による手づくり"弥生っこ村" ─ 国指定史跡地蔵田遺跡環境整備事業報告書 一市民と生徒による手づくり弥生っこ村一 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園保存管理計画書 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園 「修復整備に伴う発掘調査概報 ─ ▼	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会	2023 1984 1992 2000 2003 2007 2010 2013
161 162 163 164 165 166 167 168 埋蔵文	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン 一市民と生徒による手づくり"弥生っこ村" ─ 国指定史跡地蔵田遺跡環境整備事業報告書 一市民と生徒による手づくり弥生っこ村一 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園保存管理計画書 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園 「後復整備に伴う発掘調査概報 ─ て化財 児桜貝塚	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会	2023 1984 1992 2000 2003 2007 2010 2013
161 162 163 164 165 166 167 168 埋蔵文 169 170	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン 一市民と生徒による手づくり"弥生っこ村" ─ 国指定史跡地蔵田遺跡環境整備事業報告書 一市民と生徒による手づくり弥生っこ村一 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園保存管理計画書 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園 一修復整備に伴う発掘調査概報 ─ て化財 児桜貝塚 概報 下堤遺跡	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会	2023 1984 1992 2000 2003 2007 2010 2013
161 162 163 164 165 166 167 168 埋蔵文 169 170	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン −市民と生徒による手づくり"弥生っこ村" − 国指定史跡地蔵田遺跡環境整備事業報告書 −市民と生徒による手づくり弥生っこ村一 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園保存管理計画書 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園 −修復整備に伴う発掘調査概報 − び化財 児桜貝塚 概報 下堤遺跡 概報 第4次下堤遺跡	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会	2023 1984 1992 2000 2003 2007 2010 2013 1965 1971 1972
161 162 163 164 165 166 167 168 埋蔵文 169 170	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン 一市民と生徒による手づくり"弥生っこ村" ─ 国指定史跡地蔵田遺跡環境整備事業報告書 一市民と生徒による手づくり弥生っこ村一 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園保存管理計画書 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園 一修復整備に伴う発掘調査概報 ─ て化財 児桜貝塚 概報 下堤遺跡	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会	2023 1984 1992 2000 2003 2007 2010 2013
161 162 163 164 165 166 167 168 埋蔵文 169 170 171 172	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン −市民と生徒による手づくり"弥生っこ村" − 国指定史跡地蔵田遺跡環境整備事業報告書 −市民と生徒による手づくり弥生っこ村一 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園保存管理計画書 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園 −修復整備に伴う発掘調査概報 − び化財 児桜貝塚 概報 下堤遺跡 概報 第4次下堤遺跡	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会	2023 1984 1992 2000 2003 2007 2010 2013 1965 1971 1972
161 162 163 164 165 166 167 168 埋蔵文 170 171 172 173	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 史跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン 一市民と生徒による手づくり"弥生っこ村" − 国指定史跡地蔵田遺跡環境整備事業報告書 一市民と生徒による手づくり弥生っこ村− 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園保存管理計画書 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園 「修復整備に伴う発掘調査概報 − を復整備に伴う発掘調査概報 − と化財 児桜貝塚 概報 下堤遺跡 概報 第4次下堤遺跡	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会	2023 1984 1992 2000 2003 2007 2010 2013 1965 1971 1972 1973
161 162 163 164 165 166 167 168 埋蔵文 170 171 172 173 174	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 東跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン 一市民と生徒による手づくり"弥生っこ村"ー 国指定史跡地蔵田遺跡環境整備事業報告書 一市民と生徒による手づくり弥生っこ村ー 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園保存管理計画書 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園 一修復整備に伴う発掘調査概報− ▼化財 児桜貝塚 概報 下堤遺跡 概報 第4次下堤遺跡 概報 第5次下堤遺跡 秋田市上新城 上新城中学校遺跡とその周辺	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会	2023 1984 1992 2000 2003 2007 2010 2013 1965 1971 1972 1973 1973
161 162 163 164 165 166 167 168 埋蔵文 170 171 172 173 174 175	史跡秋田城跡整備事業報告書IV 秋田城文字資料集 I 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 秋田城出土文字資料集 II 東跡地蔵田遺跡整備活用実施計画ガイドライン 一市民と生徒による手づくり"弥生っこ村" − 国指定史跡地蔵田遺跡環境整備事業報告書 一市民と生徒による手づくり弥生っこ村− 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園保存管理計画書 名勝旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園 一修復整備に伴う発掘調査概報 − と化財 児桜貝塚 概報 下堤遺跡 概報 下堤遺跡 概報 第 5 次下堤遺跡 秋田市上新城 上新城中学校遺跡とその周辺 概報 第 6 次下堤遺跡	秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会 秋田市教育委員会・秋田考古学協会	2023 1984 1992 2000 2003 2007 2010 2013 1965 1971 1972 1973 1973 1974

No.	書名	調査・発行機関	刊行年
177	後城遺跡発掘調査報告書	秋田市教育委員会	1978
178	下夕野遺跡	秋田市教育委員会	1979
170	上新城中学校遺跡	秋田市産業部	1980
179	(林道工事・小グランド造成に伴う緊急発掘調査報告書)	秋田市教育委員会	1980
180	下堤D遺跡発掘調査報告書	秋田市教育委員会	1982
181	秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書 (下堤G・野畑・湯ノ沢 B遺跡)	秋田市教育委員会	1983
182	秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書 (坂ノ上E・湯ノ沢A・湯ノ沢C・湯ノ沢E・湯ノ沢F・湯ノ沢H・ 野形遺跡)	秋田市教育委員会	1984
183	秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書 (下堤E・下堤F・坂ノ上F・狸崎A・湯ノ沢D・深田沢遺跡)	秋田市教育委員会	1985
184	秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書 (地蔵田B・台A・湯ノ沢I・湯ノ沢F遺跡)	秋田市教育委員会	1986
185	秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書 (下堤C遺跡)	秋田市教育委員会	1987
186	秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書 (地方・台B遺跡)	秋田市教育委員会	1987
187	秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書 (下堤A遺跡・下堤B遺跡)	秋田市教育委員会	1988
188	上新城中学校遺跡ー学校改築に伴う緊急発掘調査概要-	秋田市教育委員会	1989
189	久保田遺跡-本丸御隅櫓跡発掘調査報告書-	秋田市	1989
190	上新城中学校遺跡-学校改築に伴う緊急発掘調査概報-	秋田市教育委員会	1991
191	梵天長根遺跡	東北電力株式会社秋田支店	1991
101	一秋田変電所増設に伴う緊急発掘調査報告書ー	秋田市教育委員会	1001
192	寺内焼窯跡 - 寺内小学校建設に伴う近世陶磁器・瓦・煉瓦窯跡の発掘調査-	秋田市教育委員会 秋田城跡発掘調査事務所	1991
193	久保田城跡 - 佐竹史料館増築に伴う二の丸発掘調査報告書-	秋田市教育委員会	1992
194	秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書 (狸崎B・秋大農場南遺跡)	秋田市教育委員会	1992
195	上新城中学校遺跡 - 学校改築に伴う緊急発掘調査報告書-	秋田市教育委員会	1992
196	秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書 (狸崎B・地蔵田A遺跡)	秋田市教育委員会	1993
197	諏訪ノ沢遺跡-宅地造成計画に伴う緊急発掘調査報告書-	株式会社ダイシン 株式会社片桐工務店 秋田市教育委員会	1993
198	馬込 I 遺跡・馬込 II 遺跡・黒川山遺跡発掘調査報告書 一秋田市金足地区における産業廃棄物処理場建設計画に伴う埋蔵文化 財発掘調査報告書−	株式会社黒川産業 秋田市教育委員会	1994
199	秋田新都市開発整備事業関係埋蔵文化財発掘調査報告書 (地蔵田A遺跡)	秋田市教育委員会	1994
200	蟹子沢遺跡-宅地造成に伴う緊急発掘調査報告書-	秋田市教育委員会	1995
201	秋田新都市開発整備事業関係(地蔵田B遺跡)	秋田市教育委員会	1996
202	強清水遺跡-林道建設に伴う緊急発掘調査報告書-	秋田市教育委員会	1997
203	地ノ内遺跡-宅地造成に伴う緊急発掘調査報告書-	秋田市教育委員会	1997
204	久保田城跡(表門復元に伴う発掘調査報告書)	秋田市教育委員会	1997
205	大杉沢遺跡 一携帯電話無線基地局建設に伴う緊急発掘調査報告書-	東北セルラー電話株式会社 秋田市教育委員会	1997
206	久保田城跡-表門復元に伴う発掘調査報告書-	秋田市教育委員会	2001
207	手形山南遺跡 - 秋田市水道局手形山配水池増設工事に伴う緊急発掘調査-	秋田市水道局 秋田市教育委員会 駒澤大学考古学研究室	2001
208	藩校明徳館跡-市街地再開発事業に伴う発掘調査報告書-	秋田市教育委員会	2002
209	長岡遺跡 - 下新城西部地区県営担い手育成基盤整備事業に伴う緊急発掘調査 報告書-	秋田市教育委員会	2002
210	向野遺跡 - 携帯電話無線基地局建設工事に伴う緊急発掘調査報告書ー	株式会社NTTドコモ東北 秋田市教育委員会	2006
211	湊城跡 一秋田都市計画道路事業(土崎駅前線)に伴う発掘調査報告書 (平成17年度調査区) —	秋田市教育委員会	2007
212	湊城跡 -秋田都市計画道路事業(土崎駅前線)に伴う発掘調査報告書 (平成18年度調査区)-	秋田市教育委員会	2008
213	久保田跡 - 秋田駅西北地区土地区画整理事業都市計画道路千秋久保田町線に伴 う三の丸堀跡発掘調査報告書-	秋田市教育委員会	2008
214	河原崎遺跡ー経営体育成基盤整備事業に伴う発掘調査報告書ー	秋田市教育委員会	2009
215	久保田城跡ー千秋公園再整備計画黒門再建に伴う発掘調査報告書ー	秋田市教育委員会	2009

No.	書名	調査・発行機関	刊行年
216	湊城跡 - 秋田都市計画道路事業(土崎駅前線)に伴う発掘調査報告書(平成19 年度調査区)-	秋田市教育委員会	2009
217	凌城跡 - 秋田都市計画道路事業(土崎駅前線)に伴う発掘調査報告書(平成20 年度調査区) —	秋田市教育委員会	2009
218	下野遺跡ー経営体育成基盤整備事業に伴う発掘調査報告書ー	秋田市教育委員会	2010
219	地蔵田遺跡-旧石器時代編-	秋田市教育委員会	2011
220	下堤G遺跡-旧石器時代編-	秋田市教育委員会	2013
221	久保田城跡 - 秋田和洋高等学校校舎建設事業に伴う発掘調査報告書-	秋田市教育委員会	2019
222	久保田城跡 -千秋公園整備事業(大坂等融雪設備工事)に伴う発掘調査報告書-	秋田市教育委員会	2021
223	大又Ⅱ遺跡-農地集積加速化基盤整備事業に伴う発掘調査報告書-	秋田市教育委員会	2022
224	久保田城跡 -千秋久保田町マンション建設工事に伴う発掘調査報告書-	秋田市教育委員会	2022
225	久保田城跡-佐竹史料館改築事業に伴う発掘調査報告書-	秋田市教育委員会	2024
226	市内遺跡詳細分布調査報告書	秋田市教育委員会	2001
227	市内遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2002
228	市内遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2003
229	市内遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2004
230	市内遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2005
231	平成17年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2006
232	平成18年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2007
233	平成19年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2008
234	平成20年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2009
235	平成21年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2010
236	平成22年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2011
237	平成23年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2012
238	平成24年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2013
239	平成25年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2014
240	平成26年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2015
241	平成27年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2016
242	平成28年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2017
243	平成29年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2018
244	平成30年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2019
245	令和元年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2020
246	令和 2 年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2021
247	令和3年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2022
248	令和 4 年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2023
249	令和 5 年度秋田市遺跡確認調査報告書	秋田市教育委員会	2024
	秋田県秋田市 遺跡詳細分布調査報告書	秋田市教育委員会	1989
	秋田県秋田市 遺跡詳細分布調査報告書 一改訂版一	秋田市教育委員会	2002
	秋田県秋田市 遺跡詳細分布調査報告書 一追補版一	秋田市教育委員会	2010
	河辺町の遺跡	河辺町教育委員会	1987
	7化財	172.13113.7.4	100.
	秋田市史民俗調査報告書(一)	秋田市	1995
	秋田市史民俗調査報告書(二)	秋田市	1997
	秋田市史民俗調査報告書(三)	秋田市	1998
	秋田万歳	秋田市教育委員会	1978
258	記録 国指定重要無形民俗文化財 秋田の竿灯	秋田市教育委員会	1983
259	土崎港祭りの曳き山行事	秋田市教育委員会	1993
260	荒巻番楽 調査報告書	秋田市立赤れんが郷土館 秋田市民俗芸能伝承館	1995
261	岩瀬ささら 調査報告書	秋田市立赤れんが郷土館 秋田市民俗芸能伝承館	1997
262	秋田の鹿島祭り調査報告書	秋田市立赤れんが郷土館 秋田市民俗芸能伝承館	1995
263	神社にまつわる民俗行事・芸能調査報告書	秋田市立赤れんが郷土館 秋田市民俗芸能伝承館	1999
264	八橋山王社祭礼と町人および町踊り 調査報告書	秋田市赤れんが郷土館 秋田市民俗芸能伝承館	2001
265	土崎神明社祭の曳山行事伝承活用テキスト	秋田市教育委員会	2002
266	秋田の竿燈 七夕祭り 眠り流し行事 調査報告書	秋田市民俗芸能伝承館	2003
267	羽川剣ばやし&山谷番楽	秋田市民俗芸能伝承館	2003
	秋田市無形民俗文化財指定 黒川番楽調査報告書	秋田市民俗芸能伝承館	2005
	秋田市無形民俗文化財指定 萱ヶ沢番楽調査報告書	秋田市民俗芸能伝承館	2007
270	秋田市豊岩のやまはげ調査報告書	秋田市民俗芸能伝承館	2008
410	石田坂・居使・中島・前郷・小山-		4000

No.	書名	調査・発行機関	刊行年
_	大正寺おけさ	秋田市民俗芸能伝承館	2010
その化			
	方言聞き歩記 むかし、あったどなー河辺・雄和地区-	秋田市民俗芸能伝承館	2006
阦田県	具教育委員会による調査 建造物		
273	重要文化財奈良家住宅修理工事報告書	秋田県教育委員会	1971
	秋田県の民家	秋田県教育委員会	1973
	秋田県の近世社寺建築一近世社寺建築緊急調査報告書ー	秋田県教育委員会	1989
	秋田県の近代化遺産-日本近代化遺産総合調査報告書-	秋田県教育委員会	1992
277	登録有形文化財秋田ゆとり生活創造センター 遊学舎昭和館(旧佐藤 家住宅)移築保存修理工事報告書	秋田県	2003
278	秋田県の近代和風建築ー秋田県近代和風建築総合調査報告書ー	秋田県教育委員会	2004
279	お宝発見ハンドブック~建造物編~	秋田県教育委員会	2005
	無形文化財		
280	お宝発見ハンドブック~工芸技術編~	秋田県教育委員会	2007
	民俗文化財		
281	秋田の民俗芸能	秋田県教育委員会	1963
282	秋田県の民俗	秋田県教育委員会	1966
283	秋田の田植習俗	秋田県教育委員会	1968
	秋田の酒造用具調査報告	秋田県教育委員会	1976
	秋田の林業用具調査報告	秋田県教育委員会	1977
_	秋田の農業用具調査報告	秋田県教育委員会	1979
_	秋田の野鍛冶調査報告	秋田県教育委員会	1980
288	秋田の工芸技術	秋田県教育委員会	1983
289	秋田県の民俗芸能	秋田県教育委員会	1985
290	秋田県の年中行事I-ぼんでんとかしま送り-	秋田県教育委員会	1986
_	秋田県の年中行事Ⅱ-山の神祭り-	秋田県教育委員会	1987
292	秋田県の民謡-民謡緊急調査-	秋田県教育委員会	1988
293	秋田県の民謡(追録)-民謡緊急調査-	秋田県教育委員会	1989
294	秋田県の諸職-諸職関係民俗文化財調査報告書-	秋田県教育委員会	1991
295	秋田県の民俗芸能-秋田県民俗芸能緊急調査報告書-	秋田県教育委員会	1993
296	秋田県の木造船ー秋田県指定有形民俗文化財「県内木造船資料」-	秋田県教育委員会	1995
297	秋田県の祭り・行事-秋田県祭り・行事調査報告書-	秋田県教育委員会	1997
298	秋田県の郷土食	秋田県教育委員会	2024
	記念物		
299	秋田県の中世城館	秋田県教育委員会	1981
300	歴史の道調査報告 I 北国街道(酒田街道)・男鹿街道(潟西街道)・大間越街道	秋田県教育委員会	1984
301	歴史の道調査報告VI 北部羽州街道	秋田県教育委員会	1985
302	歴史の町調査報告VIII 南部羽州街道	秋田県教育委員会	1986
303	天然記念物(地質鉱物)緊急調査 調査概報 秋田県の地質鉱物	秋田県教育委員会	1995
304	文化財保存調査(名勝・天然記念物緊急調査)概報 秋田県の名勝・天 然記念物	秋田県教育委員会	1995
305	お宝発見ハンドブック〜名勝(庭園)編〜	秋田県教育委員会	2006
306	お宝発見ハンドブック〜動物植物地質鉱物編〜	秋田県教育委員会	2008
	文化的景観		
307	お宝発見ハンドブック~文化的景観編~	秋田県教育委員会	2009
	埋蔵文化財	A - 12 # + 4	1
308	新秋田空港周辺遺跡 鹿野戸遺跡・石坂上遺跡 発掘調査報告書	秋田県教育委員会	1976
309	秋田県立中央公園スポーツゾーン地域内遺跡発掘調査報告書 ー滝ノ沢 I 遺跡、滝ノ沢 I 遺跡、駒坂袋 I 遺跡、駒坂袋 I 遺跡 -	秋田県教育委員会	1982
310	七曲台遺跡群発掘調査報告書 - 七曲臨空港工業団地造成工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 秋田県河辺郡河辺町七曲台における旧石器~古代の発掘調査-	秋田県教育委員会	1985
311	東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書 I 一石坂台IV遺跡・石坂台VI遺跡・石坂台VII遺跡・石坂台VII遺跡・石坂台 台IX遺跡・松木台III遺跡ー	秋田県教育委員会	1986
312	大杉沢遺跡発掘調査報告書 -一般国道13号御所野拡幅事業に係る埋蔵文化財発掘調査-	秋田県教育委員会	1987
313	高速交通関連道路整備事業(和田御所野)に係る埋蔵文化財発掘調査報告書-上祭沢遺跡・駒坂台 I 遺跡・駒坂台 Π 遺跡-	秋田県教育委員会	1990
314	秋田外環状道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書 I 一大沢遺跡・松館遺跡-	秋田県教育委員会	1991
315	山崎遺跡発掘調査報告書	秋田県教育委員会	1992
	秋田外環状道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅱ	秋田県教育委員会	1992
316	一待入Ⅲ遺跡- 大松沢 I 遺跡	(N田外教育及員名	

No.	書名	調査・発行機関 刊行:						
318	東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書XIX-古野遺跡-	秋田県教育委員会	1995					
319	東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書XX-蟹子沢遺跡-	秋田県教育委員会	1996					
320	秋田外環状道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ 一大平遺跡-	秋田県教育委員会	1996					
321	秋田外環状道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書IV 一片野 I 遺跡-	秋田県教育委員会	1996					
322	戸平川遺跡 -東北横断自動車道秋田線建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書 XXIV-	秋田県教育委員会	2000					
323	上野遺跡 - 日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書 I -	秋田県教育委員会	2000					
324	奥椿岱遺跡 - 秋田空港アクセス道路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書-	秋田県教育委員会	2000					
325	井戸尻台 I 遺跡 - 日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書 IV-	秋田県教育委員会	2001					
326	岱 I 遺跡・岱 II 遺跡・岱II遺跡 - 日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書 V-	秋田県教育委員会	2001					
327	松木台 Π 遺跡 ー日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書 $IX-$	秋田県教育委員会	2001					
328	諏訪遺跡 -主要地方道寺内新屋雄和線地方道特定道路整備工事に係る埋蔵文化 財発掘調査報告書-	秋田県教育委員会	2002					
329	大平遺跡 - 日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書 X-	秋田県教育委員会	2001					
330	- 大松沢 I 遺跡 - 秋田・昭和線地方道改築事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書	秋田県教育委員会	2002					
331	岱Ⅱ遺跡(第2次調査) -日本海沿岸東北自動車道建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書 XⅢ-	秋田県教育委員会	2002					
332	東根小屋町遺跡 -秋田県教育・福祉複合施設整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告 書-	秋田県教育委員会	2005					
333	繋沢遺跡 - 県道秋田岩見船岡線建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書-	秋田県教育委員会	2005					
334	久保田城跡・藩校明徳館跡 一秋田中央道路建設事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書ー	秋田県教育委員会	2006					
335	虚空蔵大台滝遺跡 -主要地方道秋田御所野雄和線秋田空港アクセス道路整備事業に係る 埋蔵文化財発掘調査報告書-	秋田県教育委員会	2007					
336	古川堀反町遺跡 -秋田中央警察署改築事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書-	秋田県教育委員会	2008					
337	平右衛門田尻遺跡 -広域基幹河川改修事業(鉄道橋・道路橋緊急対策事業)新城川に係る 埋蔵文化財発掘調査報告書-	秋田県教育委員会	2010					
338	黒沼下堤下館跡 般国道13号河辺拡幅事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書-	秋田県教育委員会	2011					
339	県立聾学校遺跡 -旧県立聾学校解体工事に係る埋蔵文化財発掘調査報告書-	秋田県教育委員会	2013					
340	久保田城跡 一あきた芸術劇場整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書ー	秋田県教育委員会	2024					
	その他							
341	秋田のことば	秋田県教育委員会	2000					
342	秋田のことば CD-ROM版	秋田県教育委員会	2003					

資料

資料編4 指定等文化財の学校教育での活用実績

指定等文化財および文化遺産に関連する市立の施設における学校教育での活用実 績について、以下の表にまとめました。

1 対象とした指定等文化財および文化遺産に関連する市立の施設

- (1) 秋田市立秋田城跡歴史資料館(国指定史跡秋田城跡)
- (2) 地蔵田遺跡、地蔵田遺跡出土品展示施設(国指定史跡地蔵田遺跡)
- (3) 秋田市立佐竹史料館 ※建て替えに伴う休館(令和4年(2022)7月)以前の集計値
- (4) 久保田城御隅櫓
- (5) 旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園(国指定名勝) ※開園(平成29年(2017)10月)以降の集計値
- (6) 秋田市立赤れんが郷土館(国指定重要文化財旧秋田銀行本店本館)
- (7) 旧金子家住宅(市指定有形文化財)
- (8) 旧松倉家住宅(県指定有形文化財) ※修復整備工事中の集計値
- (9) 秋田市立千秋美術館 ※大規模改修工事に伴う休館(令和4年(2022)6月)以前の集計値

2 集計対象とした年度

平成28年度 (2016) ~令和4年度 (2022) (7年間)

3 対象とした教育機関

小学校、中学校、高等学校、大学、養護学校

授業などで訪れた校数および人数

		H2 (20					H30 (2018)		H31(R元) (2019)		R2 (2020)		3 21)	R4 (2022)		計	
		校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数	校数	人数
1)	秋田市立秋日	· 日城跡歴	史資料	館(国	指定史	跡秋田											
	 小学校 	8	395	7	419	8	369	6	214	6	215	7	229	5	270	47	2, 11
	②中学校	4	405	3	105	4	231	3	50	1	92	0	0	4	161	19	1, 04
	③高等学校	1	31	0	0	2	70	0	0	0	0	3	127	2	37	8	26
	④大学	1	103	6	55	3	27	2	26	1	4	1	6	1	10	15	23
	⑤養護学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
		14	934	16	579	17	697	11	290	8	311		362	12	478		
.07	計 地蔵田遺跡、									8	311	11	302	12	4/8	89	3, 65
.Ζ)							定史跡地				101	4	150		110	0.0	1 50
	①小学校 ② 1 × 1 ti	4	274	6	278	7	312	8	435	3	181	4	179	1	110	33	1, 76
	②中学校	1	6	2	9	0	0	1	20	0	0	2	223	2	130	8	38
	③高等学校	1	13	0	0	0	0	1	4	1	15	1	15	1	15	5	(
	④大学	1	12	0	0	1	50	1	38	0	0	0	0	0	0	3	10
	⑤養護学校	1	11	1	13	0	0	1	2	1	12	0	0	0	0	4	
	計	8	316	9	300	8	362	12	499	5	208	7	417	4	255	53	2, 3
3)	秋田市立佐竹		3														
	 小学校 	2	47	1	36	4	98	3	177	8	280	7	443	3	117	28	1, 1
	②中学校	3	54	2	51	1		2	52	6	467	3	65	1	31	18	7
	③高等学校	1	8	0	0	3		2	87	3	52	2	50	3	86	14	3
	(4)大学	0	0	0	0	1	11	1	7	0	0	0	0	0	0	2	J
	⑤養護学校	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		-	-		-		-		-		_	-					0.0
	計	6	109	3	87	9	160	8	323	17	799	12	558	7	234	62	2, 2
4)	久保田城御																
	①小学校	9		5	283	7		8	351	10		13	725	9	354	61	2, 6
	②中学校	6	74	3	56	2	42	2	72	3	47	4	91	6	162	26	5
	③高等学校	2	17	0	0	4	40	3	92	6	105	8	126	6	258	29	6
	④大学	0	0	0	0	1	11	1	7	0	0	0	0	0	0	2	
	⑤養護学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	17	403	8	339	14	288	14	522	19	578	25	942	21	774	118	3, 8
5)	旧秋田藩主体					指定名											-,-
,	①小学校	1112000	\ \\	()	0	()	0	0	0	1	183	2	143	2	266	5	5
	②中学校			0	0	0	0	0	0	1	27	2	94	0	0	3	1
				-	-			-						-			
	③高等学校		\	0	0	0	0	0	0	1	41	0	0	0	0	1	
	④大学 ② ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	76	1	
	⑤養護学校	\		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	-	-	0	0	0	0	0	0	3	251	4	237	3	342	10	8
3)	秋田市立赤木		土館	(国指定		化財旧	秋田銀行	 丁本店本									
	①小学校	2	53	5	179	5	70	2	34	10	440	12	721	12	665	48	2, 1
	②中学校	11	149	9	105	5	85	13	92	9	122	4	55	7	174	58	7
	③高等学校	4	84	7	82	6	139	3	43	3	105	10	160	7	73	40	6
	④大学	1	14	3	151	1	11	1	30	2	16	1	6	2	65	11	2
	⑤養護学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	18	300	24	517	17	305	19	199	24	683	27	942	28	977	157	3, 9
7)	旧金子家住写		指定有用				000	10	100		000		0.15		011	101	0, 0
. /	①小学校	11		12		13	656	10	590	26	1, 125	37	1, 738	91	1, 109	130	6. 5
	②中学校	13	260	11	213	7		15	187	13	-,	13	432	15	431	87	2, 3
	③高等学校	13 5				8											
			126	7	133			7	88	9		16	361	5	226	57	1, 2
	④大学 ② ************************************	2	36	1	12	3		3	54	8	35	2	16	9	145	28	4
	⑤養護学校	0	0	0	0	0	-	0	0	0		0	0	0	0	0	
	計		1,079	31		31	1, 144	35	919	56	2,000	68	2, 547	50	1,911	302	10,6
3)	旧松倉家住宅	: (県	旨定有形	(文化財)												
	①小学校	\setminus	\ [\	\ [\	\ [\	\	1	50	\ [\	1	60	2	1
	②中学校									0	0	\	\	0	0	0	
	③高等学校			\	\	\	\	\	\	1	15		\	0	0	1	
	④大学		\		\	\	\	\	\	0	0	\	\	0	0	0	
	⑤養護学校			\		\		\	\	0	0		\	0	0	0	
	計	_	_	_	_		_	_	_	2	65	_ }	_	1	60	3	1
))	」 引 秋田市立千秋									4	00			1	00	3	1
")					40		10	,	71		105	, 1	40	, 1	E A		
	①小学校	1	7	2	49	1	12	1	71	2	105	1	42	1	54	9	3
	②中学校	7	203	3	68	3	80	4	124	3	40	2	103	1	11	23	6
	③高等学校	1	238	1	20	0	0	3	380	3	60	4	227	0	0	12	9
	④大学	1	51	7	27	1	27	1	54	0	0	1	16	1	19	12	1
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	⑤養護学校	0	0	U	U	U	U	U	U	U	U 01	VI	V	VI	VI	0	

資料編

児童・生徒・学生を対象とした事業の参加人数

		H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	計
(1)	秋田市立秋田城跡歴史資料館 (国指定史跡秋田城跡)								
	①体験講座・学習講座・ワークショップ・イベント	93	148	14	110	14	19	103	501
	②出前授業	123	164	54	47	535	137	109	1, 169
	計	216	312	68	157	549	156	212	1,670
(2)	地蔵田遺跡、地蔵田遺跡出土品展示施設 (国指定史跡地蔵田遺跡)								
	①体験講座・学習講座・ワークショップ・イベント	585	959	1, 155	57	9	282	159	3, 206
	②出前授業	0	0	0	0	20	329	235	584
İ	計	585	959	1, 155	57	29	611	394	3, 790
(3)	秋田市立佐竹史料館								
	①体験講座・学習講座・ワークショップ・イベント	0	0	0	0	0	0	0	0
	②出前授業	40	45	34	145	32	156	30	482
	計	40	45	34	145	32	156	30	482
(4)									
	①体験講座・学習講座・ワークショップ・イベント	0	0	0	0	0	0	0	0
	②出前授業	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
(5)	旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園 (国指定名勝)								
	①体験講座・学習講座・ワークショップ・イベント		0	0	0	0	0	0	0
	②出前授業		0	0	0	0	0	0	0
	計	-	0	0	0	0	0	0	0
(6)	秋田市立赤れんが郷土館 (国指定重要文化財旧秋田銀行本店本館)								
	①体験講座・学習講座・ワークショップ・イベント	63	38	54	15		34	26	257
	②出前授業	0	0	0	0	73	0	0	73
	計	63	38	54	15	100	34	26	330
(7)	旧金子家住宅 (市指定有形文化財)								
	①体験講座・学習講座・ワークショップ・イベント	0	0	0	0	0	0	0	0
	②出前授業	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
(8)	旧松倉家住宅 (県指定有形文化財)								
	①体験講座・学習講座・ワークショップ・イベント					15		0	15
	②出前授業					50		60	
	計	-	_	-	-	65	_	60	125
(9)	秋田市立千秋美術館								
	①体験講座・学習講座・ワークショップ・イベント	25		57	10		12		135
	②出前授業	0	18	0	0	33	7	237	295
	計	25	38	57	10	33	19	248	430

資料編5 文化遺産調査報告会におけるアンケート(第3章第2節) <アンケート内容>

秋田市の歴史文化に関するアンケート

秋田市観光文化スポーツ部 文化振興課

1. あなたの性別と年齢を教えてください。

性別 1. 男性 2. 女性

年齢 1.10代以下 2. 20代 3. 30代 4. 40代 5. 50代

> 6.60代 7.70代 8.80代 9.90代以上

2. 歴史や文化への興味・関心について

質問1)歴史や文化に関する話題・授業・講座・イベントなどに興味はありますか。

1. 興味がある 2. 興味がない 3. どちらともいえない

質問2) 興味がある時代を教えてください。(いくつでも可)

1. 旧石器時代 2. 縄文時代 3. 弥生時代 4. 古墳時代

5. 奈良·平安時代 6. 鎌倉時代 7. 室町時代 8. 安土桃山時代

9. 江戸時代 10. 幕末・明治時代 11. 大正・昭和初期 12. 戦後・現代

3. 文化遺産に関する質問

質問3) どんな種類の文化遺産に興味がありますか。(いくつでも可)

1. 古文書・文献 2. 遺跡・城跡 3. 建造物・街並み 4. 祭り・伝統芸能

5. 民話・言い伝え 6. 石碑 7. 美術工芸品(刀剣・鎧・絵画など)

8. 仏像 9. 動物・魚 10. 植物・樹木 11. 地形・地質

質問4)「文化遺産」に対してどんなイメージを持っていますか。(いくつでも可)

1. 貴重なお宝 2. 身近なもの 3. 難しいもの 4. 未来へ継承すべきもの

5. 歴史の謎を解き明かすためのもの 6. 厄介で面倒なもの

7. 個人や地域で守るべきもの 8. 行政によって守られるべきもの

9. 守るべきものだと思うが方法がわからない

10. その他(

4. 秋田市に関する質問

質問5) 秋田市の歴史や文化について、東北地方の県庁所在地(青森市、盛岡市、仙 台市、山形市、福島市)と比べて歴史的知名度が高いと感じますか。

1. 高いと感じる 2. 高いと感じない 3. 同じくらい

4. わからない

質問6) 秋田市の歴史や文化について、東北地方の県庁所在地と比べて魅力的だと感 じますか。

1. 魅力がある 2. 魅力がない 3. 同じくらい 4. わからない

質問7) 秋田市の歴史や文化について、東北地方の県庁所在地と比べて文化遺産が多 いと感じますか。

1. 多い

2. 少ない

3. 同じくらい 4. わからない

質問8) 秋田市について、自慢できるものを一つ選ぶとすれば何ですか。歴史や文化 に関わるもの以外でも結構です。

5. 市民参加について

質問9) 秋田市の歴史や文化に関わる機会があれば参加したいですか。

1. はい 2. いいえ

質問10) 質問9で「はい」と答えた方で、具体的にどんな機会に参加したいですか。 (いくつでも可)

- 1. 資料館等の企画展 2. 講演会・講座・シンポジウム 3. 体験学習会
- 4. 文化遺産等の見学ツアー 5. その他(

質問11) 秋田市では、歴史や文化に触れる機会は十分にあると感じますか。

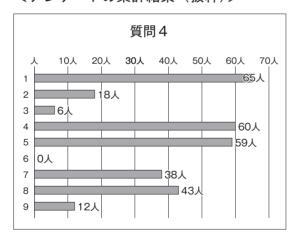
- 1. 十分ある 2. やや不足している 3. 不足している 4. わからない
- 質問12) 文化遺産の保存や活用に関する活動に興味がありますか。
 - 1. 興味がある
- 2. 興味がない

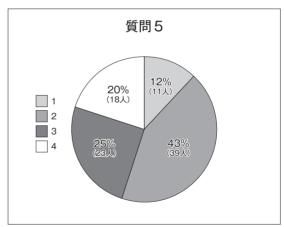
質問13) 質問12で「興味がある」と答えた方で、具体的にどんな活動に興味がありま すか。(いくつでも可)

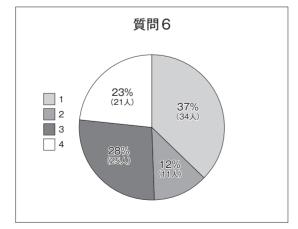
- 1. 文化遺産の案内ボランティア
- 3. 考古資料や古文書などの資料整理
- 5. 史跡や天然記念物などの保護活動
- 7. 地域の歴史を調査する活動
- 9. 地域の伝統芸能・行事への参加
- 11. その他(

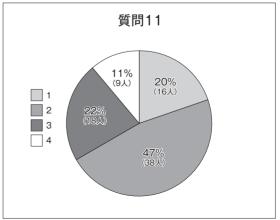
- 2. 文化遺産の巡回監視 (パトロール)
- 4. 資料館等における展示補助
- 6. 伝統的建造物の維持管理
- 8. 地域の歴史を知ってもらう活動
- 10. 文化遺産を活用したイベントの開催)

<アンケートの集計結果(抜粋)>









本計画に掲載した写真は、所有者等又は関係機関から提供・承諾を受けたもの、 秋田市関連部局が所有するものを使用しました。

指定等文化財の所有者等については、資料編1をご参照ください。



令和3~5年度文化庁文化芸術振興費補助金 (地域文化財総合活用推進事業)

秋田市文化財保存活用地域計画 (文化庁長官認定 令和6年7月19日)

印刷 令和7年2月28日

発行 秋田市

編集 秋田市観光文化スポーツ部文化振興課 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号 TEL018-888-5607 FAX018-888-5608



秋田市文化財保存活用地域計画 秋田市